

資料 1 - 4 - 1

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	DB31-9 r. 14. 0
提出年月日	令和5年12月22日

泊発電所 3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表

第31条 監視設備

令和5年12月
北海道電力株式会社

□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<u>比較結果等をとりまとめた資料</u>			
1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)			
1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由			
<ul style="list-style-type: none"> a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし d. 当社が自主的に変更したもの：なし 			
1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載を充実を行った事項			
<ul style="list-style-type: none"> a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：下記1件 <ul style="list-style-type: none"> ・「2.追加要求事項に対する適合方針」について、女川2号炉のまとめ資料を確認し、資料を追加した。【比較表 p 31-25～p 31-47、p 31-53～54】 c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし d. 当社が自主的に変更したもの：下記1件 <ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤レイアウトおよびその周辺道路等の配置図を変更した（他の設備については位置の変更は行っていないが、図面を最新化し、記載項目を女川と同等になるよう記載の充実を図った）。 			
1-3) バックフィット関連事項			
なし			
1-4) その他			
女川2号炉まとめ資料に合わせて記載ぶりを修正し、結果として差異がなくなった箇所があるが、本比較表には、その該当箇所の識別はしていない。			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
------------	-------------	---------	------

2. 女川2号炉まとめ資料との比較結果の概要**2-1) 設備または設計方針の相違**

項目	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
緊急時対策所付近への可搬型気象観測設備の設置	(同様の運用なし)	(同様の運用なし)	重大事故等が発生した場合に、ブルームの通過方向を確認するため、緊急時対策所付近に可搬型気象観測設備を配備する。	運用方法の相違 ・泊は気象観測設備と緊急時対策所が離れており、緊急時対策所方向への風向データの把握のため、過去の審査会合指摘を受けた対応として、可搬型気象観測設備を気象観測設備の代替のほかに緊急時対策所のブルーム通過方向把握用にも設置する運用としている。 (以降①の相違と記載する。)
ダストモニタの設置	(同様の記載なし)	周辺監視区域境界付近に空気中の粒子状放射性物質を連続的に捕集・測定するダストモニタを設ける。	周辺監視区域境界付近に空気中の粒子状放射性物質を捕集・測定するダストサンプラーを設けるとともに、海水、海洋生物、陸土、陸上生物等の環境試料中の放射性物質の濃度を測定するために、環境試料分析装置（1号、2号及び3号炉共用、既設）及び環境放射能測定装置（1号、2号及び3号炉共用、既設）を設けている。	設備の相違 ・泊は周辺敷地境界付近のダストモニタ（環境試料測定設備）の代わりにダストサンプラーを設けており、定期的な試料回収・測定・記録を実施（東海第二と同様） 測定については Ge 半導体測定装置を用いて測定する。 (以降②の相違と記載する。)
モニタリングポスト指示値の記録	(同様の記載なし)	指示値は中央制御室で監視し、現場等で記録を行うことができる設計とする。	指示値は中央制御室で監視し、中央制御室及び現場で記録を行うことができる設計とする。	設備の相違 ・モニタリングポスト指示値のデータの記録場所の相違 女川は現場以外で1号炉制御建屋の表示装置にて記録している。泊は中央制御室の監視盤の記録計と現場盤で記録している。 (以降③の相違と記載する。)
モニタリングポスト、モニタリングステーションの電源構成	設計基準事故対処設備であるモニタリングステーション及びモニタリングポストは、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）から緊急時対策所を経由して給電できる設計とする。	(同様の記載なし)	(同様の記載なし)	設備の相違 大飯は「電源車（緊急時対策所）」と「電源車（緊急時対策所用）（DB）」の2系統があり、非常用所内電源から独立した構成としているため、全交流電源喪失時の給電可能な電源系統について記載している。泊は女川と同様に非常用所内電源（非常用交流電源設備）に接続している。 (以降④の相違と記載する。)

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉	相違理由
2-2) 記載内容の相違					
No	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
1	モニタリングステーション及びモニタリングポスト	モニタリングポスト	モニタリングポスト及びモニタリングステーション	設備名称の相違 ・泊では、モニタリングポストに機能を付加（環境試料採取など）した設備としてモニタリングステーションを設置しているが、重大事故等対処設備としての機能はモニタリングポストとモニタリングステーションで同等であり、本資料では名称の相違と整理する。	
2	電源車（緊急時対策所用）（DB）	常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備	【大飯】設備名称の相違	
3	原子炉施設	発電用原子炉施設	発電用原子炉施設	【大飯】名称の相違	
4	排水用モニタ	放射性廃棄物放出水モニタ	廃棄物処理設備排水モニタ	設備名称の相違	
5	排気モニタ	スタック放射線モニタ	排気筒モニタ	設備名称の相違	
6	移動式放射能測定装置（モニタ車）	放射能観測車	放射能観測車	【大飯】設備名称の相違	
7	固定モニタリング設備	周辺モニタリング設備	固定モニタリング設備	【女川】設備名称の相違	
8	周辺監視区域境界付近	発電所敷地内外	周辺監視区域境界付近	【女川】用語の相違 泊の「周辺監視区域境界付近」と女川の「発電所敷地内外」の監視対象の考え方について同じ	
9	無線（衛星系回線）	衛星系回線	衛星系回線	【大飯】設備名称の相違	
10	汚染サーベイメータ、よう素モニタ	放射性よう素測定装置、放射性ダスト測定装置	ダスト測定装置、よう素測定装置	設備名称の相違 ・放射能観測車に積載している測定装置の名称が異なる。	
11	可搬型放射線計測装置	可搬型放射線計測装置	放射能測定装置及び電離箱サーベイメータ	記載表現の相違 ・女川は可搬型放射線計測装置の中に電離箱サーベイメータを含めて記載。泊は「放射能」測定装置であり、ここに電離箱サーベイメータ（放射線量の測定）を含めるのは適切ではないため、別の設備として整理した。	
12	可搬式気象観測装置	代替気象観測設備	可搬型気象観測設備	設備名称の相違	
13	復水器空気抽出器ガスマニタ	蒸気式空気抽出器排ガスマニタ	復水器排気ガスマニタ	設備名称の相違	
14	高感度型主蒸気管モニタ	主蒸気管放射線モニタ	高感度型主蒸気管モニタ	【女川】設備名称の相違	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2-2) 記載内容の相違				
No	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
15	プロセスマニタリング設備	プロセス放射線モニタリング設備	プロセスマニタリング設備	【女川】設備名称の相違
16	無線装置	無線通話装置	無線通話装置	【大飯】設備名称の相違
17	空冷式非常用発電装置	(同様の記載なし)	常設代替交流電源設備	【大飯】設備名称の相違
18	可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ	(同様の記載なし)	使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ	【大飯】設備名称の相違

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第31条：監視設備</p> <p>＜目次＞</p> <p>1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備 (2) 安全設計の方針 (3) 合適合性説明 1.3 気象等 1.4 設備等（手順等を含む）</p> <p>2. 周辺モニタリング設備について 2.1 モニタリングステーション及びモニタリングポスト 2.1.1 モニタリングステーション及びモニタリングポストの配置及び計測範囲 2.1.2 モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源 2.1.3 モニタリングステーション及びモニタリングポストの伝送 2.2 移動式放射能測定装置（モニタ車） 2.3 代替モニタリング設備 2.3.1 可搬式モニタリングポスト 2.3.2 放射性物質の濃度測定 2.4 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する計測器</p> <p>3. 気象観測設備について 3.1 気象観測設備 3.2 可搬式気象観測装置</p> <p>4. 技術的能力説明資料 （別添資料） 監視設備</p>	<p>第31条：監視設備</p> <p>＜目次＞</p> <p>1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>1.3 気象等 1.4 設備等（手順等を含む）</p> <p>2. 追加要求事項に対する適合方針 2.1 モニタリングポスト 2.1.1 モニタリングポストの配置及び計測範囲 2.1.2 モニタリングポストの電源 2.1.3 モニタリングポストの伝送 2.2 放射能観測車</p> <p>2.3 気象観測設備</p> <p>3. 別添 別添 女川原子力発電所2号炉 運用、手順説明資料 監視設備</p>	<p>第31条：監視設備</p> <p>＜目次＞</p> <p>1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>1.3 気象等 1.4 設備等（手順等を含む）</p> <p>2. 追加要求事項に対する適合方針 2.1 モニタリングポスト及びモニタリングステーション 2.1.1 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの配置及び計測範囲 2.1.2 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源 2.1.3 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの伝送 2.2 放射能観測車</p> <p>2.3 気象観測設備</p> <p>3. 運用、手順説明資料 別添 泊発電所3号炉 運用、手順説明資料 監視設備</p>	<p>【大飯】記載内容の相違 女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載内容の相違 女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載箇所の相違 ・泊は女川同様、SA設備についての補足説明事項は60条まとめ資料に整理している。</p> <p>【大飯】資料名の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><概要></p> <p>1.において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する大飯発電所3号炉及び4号炉における適合性を示す。</p> <p>2.及び3.において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>4.において、追加要求事項に適合するための技術的能力（手順等）を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p>		<p><概要></p> <p>1.において、設計基準対象施設の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する泊発電所3号炉における適合性を示す。</p> <p>2.において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3.において、追加要求事項に適合するための運用、手順等を抽出し、必要となる運用対策を整理する。</p>	<p>【女川】【大飯】記載方針の相違 用語定義に基づく記載適正化</p> <p>【大飯】名称の相違 ・申請プラント</p> <p>【女川】【大飯】記載方針の相違 女川及び泊の他条文との整合（記載統一）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理 監視設備について、設置許可基準規則第31条、技術基準規則第34条において、追加要求事項を明確化する（表1）。</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理 監視設備について、設置許可基準規則第31条及び技術基準規則第34条において、追加要求事項を明確化する。（第1.1-1表）</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理 監視設備について、設置許可基準規則第31条及び技術基準規則第34条において、追加要求事項を明確化する。（表1）</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
<p>表1 設置許可基準規則第31条、技術基準規則第34条、要件事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則 第31条（監視設備）</th><th>技術基準規則 第34条（計測装置）</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常状態を過度変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設に於ける放射性物質の濃度及びその境界付近における放射性物質の濃度及びその濃度を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時に於ける放射性物質の総量を監視する必要がある場合に於ける放射性物質を計測する装置を設置する。ただし、直接計測することが困難な場合は、当該事項を間接的に測定する装置を設置することができる。 一 手心における中性子束密度 二 伊周期 三 制御棒の位置及び制体制御材を使用する場合にあっては、その濃度</td><td>発電用原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する装置を設置しなければならない。ただし、直接計測することが困難な場合は、当該事項を間接的に測定する装置を設置することとする。 一 放射性物質及び不純物の濃度 ロ 原子炉压力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量 四 一次冷却材に関する次の事項 イ 放射性物質及び不純物の濃度 ロ 原子炉压力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量 五 原子炉压力容器内の水位 六 原子炉压力容器内の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質の濃度及び操作量当量率 七 主蒸気管中及び空気抽出器その他の蒸気タービン又は復水器に接続する設備中の放射性物質の濃度 八 蒸気発生器の出口における二次冷却材の圧力、温度及び流量並びに二次冷却材中の放射性物質の濃度 九 蒸気管の出口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度 十 排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度 十一 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域の場所に表示できる設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</td><td>追加要件事項 設置許可基準規則（解説5）</td></tr> </tbody> </table> <p>第1.1-1表 設置許可基準規則第31条、技術基準規則第34条 要求事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則 第31条（監視設備）</th><th>技術基準規則 第34条（計測装置）</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常状態を過度変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及びその濃度を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時に於ける放射性物質の濃度及びその濃度を監視する。ただし、直接計測することが困難な場合は、当該事項を間接的に測定する装置を設置することとする。これに代えることができる。 一 伊心における中性子束密度 二 伊周期 三 制御棒の位置及び液体制御材を使用する場合にあっては、その濃度 四 一次冷却材に関する次の事項 イ 放射性物質及び不純物の濃度 ロ 原子炉压力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量 五 原子炉压力容器（加圧器がある場合は、加圧器）内及び蒸気発生器内の水位 六 原子炉压力容器内の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質の濃度及び流量当量率 七 主蒸気管中及び空気抽出器その他の蒸気タービン又は復水器に接続する設備であって放射性物質を内包する設備の排ガス中の放射性物質の濃度 八 蒸気発生器の出口における二次冷却材の圧力、温度及び流量並びに二次冷却材中の放射性物質の濃度 九 排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度 十 排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度 十一 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域（管理区域のうち、その場所における外郭が封鎖される場合に於ける放射性物質の濃度 十二 管理区域内において人が常時立ち入り可能となる場所その他の放射線被ばくを特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）を設けなければならない。</td><td>発電用原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する装置を設置しなければならない。ただし、直接計測することが困難な場合は、当該事項を間接的に測定する装置を設置することとする。 一 伊心における中性子束密度 二 伊周期 三 制御棒の位置及び液体制御材を使用する場合にあっては、その濃度 四 一次冷却材に関する次の事項 イ 放射性物質及び不純物の濃度 ロ 原子炉压力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量 五 原子炉压力容器（加圧器がある場合は、加圧器）内及び蒸気発生器内の水位 六 原子炉压力容器内の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質の濃度及び流量当量率 七 主蒸気管中及び空気抽出器その他の蒸気タービン又は復水器に接続する設備であって放射性物質を内包する設備の排ガス中の放射性物質の濃度 八 蒸気発生器の出口における二次冷却材の圧力、温度及び流量並びに二次冷却材中の放射性物質の濃度 九 排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度 十 排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度 十一 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域（管理区域のうち、その場所における外郭が封鎖される場合に於ける放射性物質の濃度 十二 管理区域内において人が常時立ち入り可能となる場所その他の放射線被ばくを特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）を設けなければならない。</td><td>追加要件事項 設置許可基準規則（解説5）</td></tr> </tbody> </table> <p>表1 設置許可基準規則第31条及び技術基準規則第34条 要求事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則 第31条（監視設備）</th><th>技術基準規則 第34条（計測装置）</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常状態を過度変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設に於ける放射性物質の濃度及びその濃度を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時に於ける放射性物質の濃度及びその濃度を監視する。ただし、直接計測することが困難な場合は、当該事項を間接的に測定する装置を設置することとする。 一 伊心における中性子束密度 二 伊周期 三 制御棒の位置及び液体制御材を使用する場合にあっては、その濃度</td><td>発電用原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する装置を設置しなければならない。ただし、直接計測することが困難な場合は、当該事項を間接的に測定する装置を設置することとする。 一 伊心における中性子束密度 二 伊周期 三 制御棒の位置及び液体制御材を使用する場合にあっては、その濃度 四 一次冷却材に関する次の事項 イ 放射性物質及び不純物の濃度 ロ 原子炉压力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量 五 原子炉压力容器（加圧器がある場合は、加圧器）内及び蒸気発生器内の水位 六 原子炉压力容器内の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質の濃度及び流量当量率 七 主蒸気管中及び空気抽出器その他の蒸気タービン又は復水器に接続する設備であって放射性物質を内包する設備の排ガス中の放射性物質の濃度 八 蒸気発生器の出口における二次冷却材の圧力、温度及び流量並びに二次冷却材中の放射性物質の濃度 九 排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度 十 排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度 十一 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域（管理区域のうち、その場所における外郭が封鎖される場合に於ける放射性物質の濃度 十二 管理区域内において人が常時立ち入り可能となる場所その他の放射線被ばくを特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）を設けなければならない。</td><td>追加要件事項 設置許可基準規則（解説5）</td></tr> </tbody> </table> <p>【解説】 5. 第31条において、モニタリングボストについては、非常用断電源に接続しない場合、無停電電源等により電源復旧までの期間を短縮できる設計であること。また、モニタリングボストの伝送系は多様性を有する設計であること。</p>	設置許可基準規則 第31条（監視設備）	技術基準規則 第34条（計測装置）	備考	発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常状態を過度変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設に於ける放射性物質の濃度及びその境界付近における放射性物質の濃度及びその濃度を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時に於ける放射性物質の総量を監視する必要がある場合に於ける放射性物質を計測する装置を設置する。ただし、直接計測することが困難な場合は、当該事項を間接的に測定する装置を設置することができる。 一 手心における中性子束密度 二 伊周期 三 制御棒の位置及び制体制御材を使用する場合にあっては、その濃度	発電用原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する装置を設置しなければならない。ただし、直接計測することが困難な場合は、当該事項を間接的に測定する装置を設置することとする。 一 放射性物質及び不純物の濃度 ロ 原子炉压力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量 四 一次冷却材に関する次の事項 イ 放射性物質及び不純物の濃度 ロ 原子炉压力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量 五 原子炉压力容器内の水位 六 原子炉压力容器内の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質の濃度及び操作量当量率 七 主蒸気管中及び空気抽出器その他の蒸気タービン又は復水器に接続する設備中の放射性物質の濃度 八 蒸気発生器の出口における二次冷却材の圧力、温度及び流量並びに二次冷却材中の放射性物質の濃度 九 蒸気管の出口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度 十 排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度 十一 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域の場所に表示できる設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。	追加要件事項 設置許可基準規則（解説5）	設置許可基準規則 第31条（監視設備）	技術基準規則 第34条（計測装置）	備考	発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常状態を過度変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及びその濃度を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時に於ける放射性物質の濃度及びその濃度を監視する。ただし、直接計測することが困難な場合は、当該事項を間接的に測定する装置を設置することとする。これに代えることができる。 一 伊心における中性子束密度 二 伊周期 三 制御棒の位置及び液体制御材を使用する場合にあっては、その濃度 四 一次冷却材に関する次の事項 イ 放射性物質及び不純物の濃度 ロ 原子炉压力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量 五 原子炉压力容器（加圧器がある場合は、加圧器）内及び蒸気発生器内の水位 六 原子炉压力容器内の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質の濃度及び流量当量率 七 主蒸気管中及び空気抽出器その他の蒸気タービン又は復水器に接続する設備であって放射性物質を内包する設備の排ガス中の放射性物質の濃度 八 蒸気発生器の出口における二次冷却材の圧力、温度及び流量並びに二次冷却材中の放射性物質の濃度 九 排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度 十 排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度 十一 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域（管理区域のうち、その場所における外郭が封鎖される場合に於ける放射性物質の濃度 十二 管理区域内において人が常時立ち入り可能となる場所その他の放射線被ばくを特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）を設けなければならない。	発電用原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する装置を設置しなければならない。ただし、直接計測することが困難な場合は、当該事項を間接的に測定する装置を設置することとする。 一 伊心における中性子束密度 二 伊周期 三 制御棒の位置及び液体制御材を使用する場合にあっては、その濃度 四 一次冷却材に関する次の事項 イ 放射性物質及び不純物の濃度 ロ 原子炉压力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量 五 原子炉压力容器（加圧器がある場合は、加圧器）内及び蒸気発生器内の水位 六 原子炉压力容器内の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質の濃度及び流量当量率 七 主蒸気管中及び空気抽出器その他の蒸気タービン又は復水器に接続する設備であって放射性物質を内包する設備の排ガス中の放射性物質の濃度 八 蒸気発生器の出口における二次冷却材の圧力、温度及び流量並びに二次冷却材中の放射性物質の濃度 九 排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度 十 排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度 十一 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域（管理区域のうち、その場所における外郭が封鎖される場合に於ける放射性物質の濃度 十二 管理区域内において人が常時立ち入り可能となる場所その他の放射線被ばくを特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）を設けなければならない。	追加要件事項 設置許可基準規則（解説5）	設置許可基準規則 第31条（監視設備）	技術基準規則 第34条（計測装置）	備考	発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常状態を過度変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設に於ける放射性物質の濃度及びその濃度を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時に於ける放射性物質の濃度及びその濃度を監視する。ただし、直接計測することが困難な場合は、当該事項を間接的に測定する装置を設置することとする。 一 伊心における中性子束密度 二 伊周期 三 制御棒の位置及び液体制御材を使用する場合にあっては、その濃度	発電用原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する装置を設置しなければならない。ただし、直接計測することが困難な場合は、当該事項を間接的に測定する装置を設置することとする。 一 伊心における中性子束密度 二 伊周期 三 制御棒の位置及び液体制御材を使用する場合にあっては、その濃度 四 一次冷却材に関する次の事項 イ 放射性物質及び不純物の濃度 ロ 原子炉压力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量 五 原子炉压力容器（加圧器がある場合は、加圧器）内及び蒸気発生器内の水位 六 原子炉压力容器内の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質の濃度及び流量当量率 七 主蒸気管中及び空気抽出器その他の蒸気タービン又は復水器に接続する設備であって放射性物質を内包する設備の排ガス中の放射性物質の濃度 八 蒸気発生器の出口における二次冷却材の圧力、温度及び流量並びに二次冷却材中の放射性物質の濃度 九 排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度 十 排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度 十一 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域（管理区域のうち、その場所における外郭が封鎖される場合に於ける放射性物質の濃度 十二 管理区域内において人が常時立ち入り可能となる場所その他の放射線被ばくを特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）を設けなければならない。	追加要件事項 設置許可基準規則（解説5）
設置許可基準規則 第31条（監視設備）	技術基準規則 第34条（計測装置）	備考																
発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常状態を過度変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設に於ける放射性物質の濃度及びその境界付近における放射性物質の濃度及びその濃度を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時に於ける放射性物質の総量を監視する必要がある場合に於ける放射性物質を計測する装置を設置する。ただし、直接計測することが困難な場合は、当該事項を間接的に測定する装置を設置することができる。 一 手心における中性子束密度 二 伊周期 三 制御棒の位置及び制体制御材を使用する場合にあっては、その濃度	発電用原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する装置を設置しなければならない。ただし、直接計測することが困難な場合は、当該事項を間接的に測定する装置を設置することとする。 一 放射性物質及び不純物の濃度 ロ 原子炉压力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量 四 一次冷却材に関する次の事項 イ 放射性物質及び不純物の濃度 ロ 原子炉压力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量 五 原子炉压力容器内の水位 六 原子炉压力容器内の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質の濃度及び操作量当量率 七 主蒸気管中及び空気抽出器その他の蒸気タービン又は復水器に接続する設備中の放射性物質の濃度 八 蒸気発生器の出口における二次冷却材の圧力、温度及び流量並びに二次冷却材中の放射性物質の濃度 九 蒸気管の出口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度 十 排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度 十一 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域の場所に表示できる設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。	追加要件事項 設置許可基準規則（解説5）																
設置許可基準規則 第31条（監視設備）	技術基準規則 第34条（計測装置）	備考																
発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常状態を過度変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及びその濃度を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時に於ける放射性物質の濃度及びその濃度を監視する。ただし、直接計測することが困難な場合は、当該事項を間接的に測定する装置を設置することとする。これに代えることができる。 一 伊心における中性子束密度 二 伊周期 三 制御棒の位置及び液体制御材を使用する場合にあっては、その濃度 四 一次冷却材に関する次の事項 イ 放射性物質及び不純物の濃度 ロ 原子炉压力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量 五 原子炉压力容器（加圧器がある場合は、加圧器）内及び蒸気発生器内の水位 六 原子炉压力容器内の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質の濃度及び流量当量率 七 主蒸気管中及び空気抽出器その他の蒸気タービン又は復水器に接続する設備であって放射性物質を内包する設備の排ガス中の放射性物質の濃度 八 蒸気発生器の出口における二次冷却材の圧力、温度及び流量並びに二次冷却材中の放射性物質の濃度 九 排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度 十 排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度 十一 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域（管理区域のうち、その場所における外郭が封鎖される場合に於ける放射性物質の濃度 十二 管理区域内において人が常時立ち入り可能となる場所その他の放射線被ばくを特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）を設けなければならない。	発電用原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する装置を設置しなければならない。ただし、直接計測することが困難な場合は、当該事項を間接的に測定する装置を設置することとする。 一 伊心における中性子束密度 二 伊周期 三 制御棒の位置及び液体制御材を使用する場合にあっては、その濃度 四 一次冷却材に関する次の事項 イ 放射性物質及び不純物の濃度 ロ 原子炉压力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量 五 原子炉压力容器（加圧器がある場合は、加圧器）内及び蒸気発生器内の水位 六 原子炉压力容器内の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質の濃度及び流量当量率 七 主蒸気管中及び空気抽出器その他の蒸気タービン又は復水器に接続する設備であって放射性物質を内包する設備の排ガス中の放射性物質の濃度 八 蒸気発生器の出口における二次冷却材の圧力、温度及び流量並びに二次冷却材中の放射性物質の濃度 九 排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度 十 排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度 十一 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域（管理区域のうち、その場所における外郭が封鎖される場合に於ける放射性物質の濃度 十二 管理区域内において人が常時立ち入り可能となる場所その他の放射線被ばくを特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）を設けなければならない。	追加要件事項 設置許可基準規則（解説5）																
設置許可基準規則 第31条（監視設備）	技術基準規則 第34条（計測装置）	備考																
発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常状態を過度変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設に於ける放射性物質の濃度及びその濃度を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時に於ける放射性物質の濃度及びその濃度を監視する。ただし、直接計測することが困難な場合は、当該事項を間接的に測定する装置を設置することとする。 一 伊心における中性子束密度 二 伊周期 三 制御棒の位置及び液体制御材を使用する場合にあっては、その濃度	発電用原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する装置を設置しなければならない。ただし、直接計測することが困難な場合は、当該事項を間接的に測定する装置を設置することとする。 一 伊心における中性子束密度 二 伊周期 三 制御棒の位置及び液体制御材を使用する場合にあっては、その濃度 四 一次冷却材に関する次の事項 イ 放射性物質及び不純物の濃度 ロ 原子炉压力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量 五 原子炉压力容器（加圧器がある場合は、加圧器）内及び蒸気発生器内の水位 六 原子炉压力容器内の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質の濃度及び流量当量率 七 主蒸気管中及び空気抽出器その他の蒸気タービン又は復水器に接続する設備であって放射性物質を内包する設備の排ガス中の放射性物質の濃度 八 蒸気発生器の出口における二次冷却材の圧力、温度及び流量並びに二次冷却材中の放射性物質の濃度 九 排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度 十 排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度 十一 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域（管理区域のうち、その場所における外郭が封鎖される場合に於ける放射性物質の濃度 十二 管理区域内において人が常時立ち入り可能となる場所その他の放射線被ばくを特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）を設けなければならない。	追加要件事項 設置許可基準規則（解説5）																

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

設置許可基準規則 第31条(監視設備)	技術基準規則 第34条(計測装置)	備考	
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設置許可基準規則 第31条(監視設備)</p> <p>第34条(計測装置)</p> <p>量のみが実用炉規則第二項第三項第四号に規定する範囲を超えるおそれがある場所を除いた場所をいふ。以下同じ。内に開口部がある排水器の出口又はこれに近接する箇所における排水水中の放射性物質の濃度</p> <p>十二 管理区域内外において人が常時立ち入りる場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。)の総量当量率</p> <p>十三 周辺監視区域における空間線量率及び放射性物質の濃度</p> <p>十四 使用済燃料その他高放射性的燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位</p> <p>十五 敷地内における風向及び風速</p> <p>一</p> <p>3 第一項第十二号から第十四号までに掲げる事項を計測する装置(第一項第十二号に掲げる事項を計測する装置にあっては、燃料貯蔵設備及び燃料料貯蔵設備に属するものに限る。)においては、外部電源が喪失した場合においてもこれらの事項を計測することができるものでなければならぬ。</p> <p>4 第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項を計測する装置においては、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存することができるものでなければならぬ。ただし、設計基準事故時の放射性物質の濃度及び総量当量率を計測する主要な装置以外の装置であつて、断続的に試料の分析を行う装置については、運転員その他の従事者が測定結果を記録し、及びこれを保存し、その記録を確認することをもつて、これに代えることができる。</p> <p>一</p>	<p>設置許可基準規則 第31条(監視設備)</p> <p>技術基準規則 第34条(計測装置)</p> <p>の総量当量率</p> <p>十三 周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率及び放射性物質の濃度</p> <p>十四 使用済燃料その他高放射性的燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位</p> <p>十五 敷地内における風向及び風速</p> <p>一</p> <p>3 第一項第十二号から第十四号までに掲げる事項を計測する装置(第一項第十二号に掲げる事項を計測する装置にあっては、燃料取扱設備及び燃料料貯蔵設備に属するものに限る。)においては、外部電源が喪失した場合においてもこれらの事項を計測することができまするものでなければならない。</p> <p>4 第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項を計測する装置においては、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存することができますものでなければならない。ただし、設計基準事故時の放射性物質の濃度及び総量当量率を計測する主要な装置以外の装置であつて、断続的に試料の分析を行う装置については、運転員その他の従事者が測定結果を記録し、及びこれを保存し、その記録を確認することをもつて、これに代えることができる。</p> <p>一</p>	<p>設置許可基準規則 第31条(監視設備)</p> <p>技術基準規則 第34条(計測装置)</p> <p>流量並びにごく低冷却材中の放射性物質の濃度</p> <p>九 排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度</p> <p>十 排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度</p> <p>十一 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域(管理区域のうち、その場所における外部被照射に係る総量のみが実用炉規則第二項第三項第四号に規定する総量を超えるおそれがある場所を除いた場所をいう。以下同じ。)内に開口部がある排水器の出口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度</p> <p>一二 管理区域内外において人が常時立ち入りる場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。)の総量当量率</p> <p>十三 周辺監視区域における空間線量率及び放射性物質の濃度</p> <p>十四 使用済燃料その他高放射性的燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位</p> <p>十五 敷地内における風向及び風速</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則 第31条(監視設備)</th><th>技術基準規則 第34条(計測設備)</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td> <p>3 第一項第十二号から第十四号までに掲げる事項を計測する装置（第一項第十二号に掲げる車両を計測する装置にあつては、燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に属するものに限る）にあっては、外部電源が喪失した場合においてもこれらの事項を計測することができるものでなければならない。</p> <p>4 第一項第一号及び第三号から第十五号までに掲げる事項を計測する装置にあっては、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存することができるものでなければならない。 ただし、設計基準事故時の放射性物質の濃度及び検査当量半を計測する主要な装置以外の装置であつて、断続的に試料の分析を行う装置については、運転員その他の従事者が測定結果を記録し、及びこれを保存し、その記録を確認するこもつて、これに代えることができる。</p> </td><td> <p>追加要求事項</p> <p>—</p> <p>追加要求事項</p> <p>—</p> </td></tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則 第31条(監視設備)	技術基準規則 第34条(計測設備)	備考		<p>3 第一項第十二号から第十四号までに掲げる事項を計測する装置（第一項第十二号に掲げる車両を計測する装置にあつては、燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に属するものに限る）にあっては、外部電源が喪失した場合においてもこれらの事項を計測することができるものでなければならない。</p> <p>4 第一項第一号及び第三号から第十五号までに掲げる事項を計測する装置にあっては、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存することができるものでなければならない。 ただし、設計基準事故時の放射性物質の濃度及び検査当量半を計測する主要な装置以外の装置であつて、断続的に試料の分析を行う装置については、運転員その他の従事者が測定結果を記録し、及びこれを保存し、その記録を確認するこもつて、これに代えることができる。</p>	<p>追加要求事項</p> <p>—</p> <p>追加要求事項</p> <p>—</p>	
設置許可基準規則 第31条(監視設備)	技術基準規則 第34条(計測設備)	備考							
	<p>3 第一項第十二号から第十四号までに掲げる事項を計測する装置（第一項第十二号に掲げる車両を計測する装置にあつては、燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に属するものに限る）にあっては、外部電源が喪失した場合においてもこれらの事項を計測することができるものでなければならない。</p> <p>4 第一項第一号及び第三号から第十五号までに掲げる事項を計測する装置にあっては、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存することができるものでなければならない。 ただし、設計基準事故時の放射性物質の濃度及び検査当量半を計測する主要な装置以外の装置であつて、断続的に試料の分析を行う装置については、運転員その他の従事者が測定結果を記録し、及びこれを保存し、その記録を確認するこもつて、これに代えることができる。</p>	<p>追加要求事項</p> <p>—</p> <p>追加要求事項</p> <p>—</p>							

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備</p> <p>五、発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備 ロ、発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造</p> <p>(z) 監視設備 原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該原子炉施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室及び緊急時対策所に表示できる設備（安全施設に係るものに限る。）を設ける設計とする。 【説明資料（2.1.1:P2-31-18）】</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストは、モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置により電源の供給を可能とするとともに、緊急時対策所を経由して電源車（緊急時対策所用）（DB）からも電源の供給が可能とすることにより、電源復旧までの期間を担保できる設計とする。</p> <p>また、モニタリングステーション及びモニタリングポストから中央制御室までのデータ伝送系及び緊急時対策所までのデータ伝送系は多様性を有する設計とする。</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>五、発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備 ロ、発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造 (i) 本発電用原子炉施設は(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (z) 監視設備 発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視、測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室及び緊急時対策所に表示できる設備（安全施設に係るものに限る。）を設ける。 【説明資料（2.1.1:p31条-10）】</p> <p>モニタリングポストは、非常用交流電源設備に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。さらに、モニタリングポストは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>五、発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備 ロ、発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造 (i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針の基に安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (z) 監視設備 発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視、測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室及び緊急時対策所に表示できる設備（安全施設に属するものに限る。）を設ける。 【説明資料（2.1.1:P31条-21）】</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、非常用交流電源設備に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。さらに、モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、専用の無停電電源装置及び非常用発電機を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。また、無停電電源装置及び非常用発電機による給電状態は中央制御室で確認することができる設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションで測定したデータの伝送系は、モニタリングポスト設置場所から中央制御室及び中央制御室から緊急時対策建屋間において有線系回線及び無線系回線により多様性を有し、指示値は中央制御室で監視し、現場等で記録を行うことができる設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所でも監視することができる設計とする。モニタリングポストは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。</p>	<p>【大飯】記載内容の相違 女川実績の反映</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載内容の相違 女川実績の反映</p> <p>【大飯】【女川】設備の相違 泊は無停電電源装置のほかに専用の非常用発電機を各局舎に設置しており、停電時に非常用発電機から給電可能となっている。なお、島根2号炉は泊と同様に専用の非常用発電機を設置している。以後、設備の相違と記載し、相違理由は記載しない。</p> <p>【大飯】【女川】記載内容の充実（島根審査実績の反映） 以後、記載内容の充実と記載し、相違理由は記載しない。</p> <p>【女川】名称の相違 ③の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>を発信する設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1.1:P2-31-18） （2.1.2:P2-31-20） （2.1.3:P2-31-21）】</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p>	<p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>【説明資料（2.1.1:p31条-10）（2.1.2:p31条-12）（2.1.3:p31条-15）】</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p>	<p>した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>【説明資料（2.1.1:P31条-21）（2.1.2:P31条-23）（2.1.3:P31条-39）】</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>チ. 放射線管理施設の構造及び設備</p> <p>A. 3号炉</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備の種類</p> <p>31-10ページより再掲</p> <p>（ii）放射線管理設備</p> <p>管理区域への出入管理、個人被ばくの管理、汚染の管理、放射線分析業務等を行うため、出入管理設備（3号及び4号炉共用、一部1号、2号、3号及び4号炉共用）、個人被ばく管理関係設備（3号及び4号炉共用、一部1号、2号、3号及び4号炉共用）、汚染管理設備（3号及び4号炉共用）及び試料分析関係設備（3号及び4号炉共用、一部1号、2号、3号及び4号炉共用）を設ける。</p> <p>(i) 放射線監視設備</p> <p>原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該原子炉施設における各系統の放射性物質の濃度、原子炉格納容器内、燃料取扱場所等の管理区域内等の主要箇所の外部放射線に係る線量当量率を監視、測定するために、エリアモニタリング設備、プロセスモニタリング設備、放射線サーベイ設備を設ける。</p> <p>エリアモニタリング設備及びプロセスモニタリング設備については、設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室及び緊急時対策所に表示できる設計とする。</p> <p>可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタについては、使用済燃料ピットに係る重大事故等により、使用済燃料ピット区域の空間線量率が変動する可能性のある範囲にわたり測定可能な設計とともに代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータである原子炉格納容器内の放射線量率を計測又は監視及び記録することができる格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）を設置する。</p> <p>さらに、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタを保管する。</p> <p>空冷式非常用発電装置は、「又.(2)(iv) 代替電源設備」に記載する。</p>	<p>チ 放射線管理施設の構造及び設備</p>	<p>チ. 放射線管理施設の構造及び設備</p> <p>発電所周辺の公衆及び放射線業務従事者等の安全管理を確実に行うため、次の放射線管理設備を設ける。</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備の種類</p> <p>(i) 放射線管理関係設備</p> <p>管理区域への出入管理、放射線従事者等の個人被ばく管理、汚染の管理、放射線分析業務等を行うため、出入管理設備、個人被ばく管理関係設備（1号、2号及び3号炉共用、既設）、汚染管理設備及び試料分析関係設備（1号、2号及び3号炉共用、既設）を設ける。</p> <p>(ii) 放射線監視設備</p> <p>発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設における各系統の放射性物質の濃度、原子炉格納容器内、燃料取扱場所等の管理区域内等の主要箇所の外部放射線に係る線量当量率を監視、測定するために、プロセスモニタリング設備、エリアモニタリング設備及び放射線サーベイ設備（1号、2号及び3号炉共用、既設）を設ける。</p> <p>プロセスモニタリング設備及びエリアモニタリング設備については、設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室及び緊急時対策所に表示できる設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット可搬型エリアモニタについては、使用済燃料ピットに係る重大事故等により、使用済燃料ピット区域の空間線量率が変動する可能性のある範囲にわたり測定可能な設計とともに代替電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータである原子炉格納容器内の放射線量率を計測又は監視及び記録することができる格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）を設置する。</p> <p>さらに、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する緊急時対策所可搬型エリアモニタを保管する。</p> <p>常設代替交流電源設備については、「又.(2)(iv) 代替電源設備」に記載する。</p>	<p>【女川】記載方針の相違 泊については、既許可を記載している大飯と同様に放射線管理関係設備と放射線監視設備の記載を行った。なお、女川は既許可の記載を省略している。 【大飯】記載表現の相違 ・記載順序の相違</p> <p>【大飯】設備名称の相違</p> <p>【大飯】設備名称の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
エリアモニタリング設備及びプロセスマニタリング設備（一部3号及び4号炉共用）一式 放射線サーベイ設備（3号及び4号炉共用）一式		プロセスマニタリング設備 一式 エリアモニタリング設備 一式 放射線サーベイ設備（1号、2号及び3号炉共用、既設）一式 [常設重大事故等対処設備] 格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	【大飯】記載方針の相違
格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ） （「放射線監視設備」及び「計装設備」と兼用） 個 数 2		格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ） 個 数 2	
格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ） （「放射線監視設備」及び「計装設備」と兼用） 個 数 2		格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ） 個 数 2	
格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）は、設計基準事故時及び重大事故等時共に使用する。 〔可搬型重大事故等対処設備〕 可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ 個 数 2（3号及び4号炉共用の予備1）		格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）は、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。 〔可搬型重大事故等対処設備〕 使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ （「ニ. (3)(ii) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」と兼用） 個 数 1（予備1）	【大飯】記載方針の相違 【大飯】設備名称の相違 【大飯】設備名称の相違
緊急時対策所内可搬型エリアモニタ（3号及び4号炉共用） 個 数 2（予備1） 緊急時対策所外可搬型エリアモニタ（3号及び4号炉共用） 個 数 1（予備1）		緊急時対策所可搬型エリアモニタ （「ヌ. (3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 台 数 緊急時対策所指揮所用1（予備1） 緊急時対策所待機所用1（予備1）	【大飯】設備の相違 大飯は緊急時対策建屋内にある緊急時対策所の外のフロアを測定する緊急時対策所外可搬型エリアモニタを配備し、緊急時対策建屋の屋外は可搬型モニタリングポストを設置する運用となっている。 泊の緊急時対策所は平屋で緊急時対策所の外は屋外であり大飯と同様に可搬型エリアモニタで測定する屋内フロアではなく、緊急時対策所の屋外を測定する設備としては大飯と同様に可搬型モニタリングポストを配備する。 【大飯】記載表現の相違 ・記載順序の相違
31-9ページに再掲する I (ii) 放射線管理設備 管理区域への出入管理、個人被ばくの管理、汚染の管理、放射線分析業務等を行うため、出入管理設備（3号及び4号炉共用、一部1号、2号、3号及び4号炉共用）、個人被ばく管理関係設備（3号及び4号炉共用、一部1号、2号、3号及び4号炉共用）、汚染管理設備（3号及び4号炉共用）及び試料分析関係設備（3号及び4号炉共用、一部1号、2号、3号及び4号炉共用）を設ける。			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(2) 屋外管理用の主要な設備の種類 原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、発電所外へ放出する放射性物質の濃度、周辺監視区域境界付近の放射線量を監視するために、 排気用モニタ、排水用モニタ、移動式放射能測定装置（モニタ車）、固定モニタリング設備 及び気象観測設備を設ける。 排気用モニタ、排水用モニタ及び 固定モニタリング設備 のうちモニタリングステーション及びモニタリングポストについては、設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室及び緊急時対策所に表示できる設計とする。 【説明資料（2.1.1: P2-31-18）】 モニタリングステーション及びモニタリングポストは、モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置により電源の供給を可能とともに、緊急時対策所を経由して電源車（緊急時対策所用）（DB）からも電源の供給が可能とすることにより、電源復旧までの期間を担保できる設計とする。	(2) 屋外管理用の主要な設備の種類 発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、発電所外へ放出する放射性物質の濃度、 発電所敷地内外の放射線等 を監視するために スタック放射線モニタ、放射性廃棄物放出水モニタ、気象観測設備（1号、2号及び3号炉共用、既設）、周辺モニタリング設備（1号、2号及び3号炉共用、既設） 及び 放射能観測車（1号、2号及び3号炉共用、既設） を設ける。 スタック放射線モニタ、放射性廃棄物放出水モニタ 並びに 周辺モニタリング設備 のうちモニタリングポストについては、設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室及び緊急時対策所に表示できる設計とする。 モニタリングポストは、非常用交流電源設備に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。 さらに、モニタリングポストは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。	(2) 屋外管理用の主要な設備の種類 発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、発電所外へ放出する放射性物質の濃度、 周辺監視区域境界付近の放射線等 を監視するために、 排気筒モニタ、廃棄物処理設備排水モニタ、気象観測設備（1号、2号及び3号炉共用、既設）、固定モニタリング設備（1号、2号及び3号炉共用、既設） 及び 放射能観測車（1号、2号及び3号炉共用、既設） を設ける。	【大飯】記載方針の相違 女川実績の反映 【女川】用語の相違 泊の「周辺監視区域境界付近」と女川の「発電所敷地内外」の監視対象の考え方については同じ
また、モニタリングステーション及びモニタリングポストから中央制御室までのデータ伝送系及び緊急時対策所までのデータ伝送系は多様性を有する設計とする。 モニタリングステーション及びモニタリングポストは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。 【説明資料（2.1.1: P2-31-18） (2.1.2: P2-31-20) (2.1.3: P2-31-21）】 重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。 重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。 重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。	モニタリングポストから中央制御室及び中央制御室から緊急時対策所までのデータ伝送系は、多様性を有する設計とする。 指示値は、中央制御室で監視し、現場等で記録を行うことができる設計とする。また、緊急時対策所でも監視することができる設計とする。 モニタリングポストは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。 重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。	モニタリングポスト及びモニタリングステーションから中央制御室及び中央制御室から緊急時対策所までのデータ伝送系は多様性を有する設計とする。 指示値は、中央制御室で監視し、中央制御室及び現場で記録を行える設計とする。また、緊急時対策所でも監視することができる設計とする。 モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。 重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。	【大飯】記載方針の相違 女川実績の反映 【大飯】【女川】設備の相違 【大飯】【女川】記載内容の充実 ③の相違
		重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。 重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>録するための設備として以下の重大事故等対処設備（放射性物質の濃度及び放射線量の測定）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（放射線量の測定）として、可搬式モニタリングポストを使用する。可搬式モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、モニタリングステーション及びモニタリングポストが機能喪失した場合の代替手段として発電所敷地境界付近の放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な個数を保管する。</p> <p>また、可搬式モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所海側敷地境界方向を含む原子炉格納施設を囲む8方位において原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とともに、緊急時対策所への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう緊急時対策所付近において原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定できる設計とする。</p> <p>可搬式モニタリングポストの指示値は、無線（衛星系回線）により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。</p> <p>設計基準事故対処設備であるモニタリングステーション及びモニタリングポストは、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）から緊急時対策所を経由して給電できる設計とする。</p> <p>移動式放射能測定装置（モニタ車）のダスト・よう素サンプラー、汚染サーベイメータ又はよう素モニタが機能喪失した場合を代替する重大事故等対処設備（放射性物質の濃度の測定）として、可搬型放射線計測装置を使用する。可搬型放射線計測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、移動式放射能測定装置（モニタ車）の測定機能を代替し得る十分な個数を保管する。</p> <p>重大事故等対処設備（放射性物質の濃度及び放射線量の測定）として、可搬型放射線計測装置及び電離箱サーベイメータは、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中、水中、土壤中）及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、発電所の周辺海域においては、小型船舶を用いる設計とする。</p>	<p>果を記録するための設備として、可搬型モニタリングポスト、可搬型放射線計測装置及び小型船舶を設ける。</p> <p>モニタリングポストが機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所敷地境界付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、モニタリングポストを代替し得る十分な台数を保管する。</p> <p>また、可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所海側及び緊急時対策建屋上において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポストの指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。</p> <p>放射能観測車のダスト・よう素サンプラー、放射性よう素測定装置又は放射性ダスト測定装置が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、可搬型放射線計測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、放射能観測車を代替し得る十分な台数を保管する。</p> <p>放射性物質の濃度及び放射線量を測定するための重大事故等対処設備として、可搬型放射線計測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中、水中、土壤中）及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とする。発電所の周辺海域においては、小型船舶を用いる設計とする。</p>	<p>果を記録するための設備として、可搬型モニタリングポスト、放射能測定装置、電離箱サーベイメータ及び小型船舶を設ける。</p> <p>モニタリングポスト又はモニタリングステーションが機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所敷地境界付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、モニタリングポスト及びモニタリングステーションを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な台数を保管する。</p> <p>また、可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所海側敷地境界方向を含む原子炉格納施設を囲む12箇所において発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とともに、緊急時対策所への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう緊急時対策所付近（緊急時対策所用と兼用）において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポストの指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。</p> <p>放射能観測車のダスト・よう素測定装置又はよう素測定装置が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、放射能測定装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、放射能観測車を代替し得る十分な台数を保管する。</p> <p>放射性物質の濃度及び放射線量を測定するための重大事故等対処設備として、放射能測定装置及び電離箱サーベイメータは、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中、水中、土壤中）及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とする。発電所の周辺海域においては、小型船舶を用いる設計とする。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 女川実績の反映</p> <p>【女川】記載方針の相違 大飯と同様、具体的な目的を記載</p> <p>【女川】記載表現の相違 大飯と同様に設置する目的等も記載した。</p> <p>④の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 女川実績の反映</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>これらの設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備として以下の大事故等対処設備（風向、風速その他の気象条件を測定）を設ける。</p> <p>気象観測設備が機能喪失した場合を代替する重大事故等対処設備（風向、風速その他の気象条件を測定）として、可搬式気象観測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とする。</p> <p>可搬式気象観測装置の指示値は、無線により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）（DB）及び電源車（緊急時対策所用）は、「ヌ. (3) (vi) 緊急時対策所」に記載する。</p> <p>排気用モニタ 一式 排水用モニタ（3号及び4号炉共用） 一式 移動式放射能測定装置（モニタ車） (1号、2号、3号及び4号炉共用) 一式 固定モニタリング設備 (1号、2号、3号及び4号炉共用) 一式 気象観測設備（1号、2号、3号及び4号炉共用） 一式 なお、上記に加えて環境放射能測定装置及び移動式放射能測定装置（モニタ車）は当社の環境モニタリングセンターの設備を用いる。</p>	<p>これらの設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備として、代替気象観測設備を設ける。</p> <p>気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、代替気象観測設備は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とする。</p> <p>代替気象観測設備の指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。</p> <p>モニタリングポストは、非常用交流電源設備に接続しており、非常用交流電源設備からの給電が喪失した場合は、代替電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備については、「ヌ.(2)(iv) 代替電源設備」に記載する。</p> <p>スタック放射線モニタ 一式 放射性廃棄物放出水モニタ 一式 気象観測設備（1号、2号及び3号炉共用、既設） 一式 周辺モニタリング設備（1号、2号及び3号炉共用、既設） 一式 放射能観測車（1号、2号及び3号炉共用、既設） 一式</p>	<p>設計とする。</p> <p>これらの設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備として、可搬型気象観測設備を設ける。</p> <p>気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、可搬型気象観測設備は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とする。</p> <p>また、可搬型気象観測設備は、重大事故等が発生した場合に、ブルームの通過方向を確認するため、緊急時対策所付近に可搬型気象観測設備を配備し、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備の指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、非常用交流電源設備に接続しており、非常用交流電源設備からの給電が喪失した場合は、代替電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備については、「ヌ.(2)(iv) 代替電源設備」に記載する。</p> <p>排気筒モニタ 一式 廃棄物処理設備排水モニタ 一式 気象観測設備（1号、2号及び3号炉共用、既設） 一式 固定モニタリング設備（1号、2号及び3号炉共用、既設） 一式 放射能観測車（1号、2号及び3号炉共用、既設） 一式</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 女川実績の反映</p> <p>①の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 女川実績の反映</p> <p>④の相違</p> <p>【大飯】記載内容の相違 大飯固有の機材の共有に関する記載</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>〔可搬型重大事故等対処設備〕 可搬式モニタリングポスト（3号及び4号炉共用）</p> <p>（「放射線管理施設」及び「緊急時対策所」と一部兼用） 個数 11（予備6）</p> <p>可搬型放射線計測装置（3号及び4号炉共用）一式 電離箱サーベイメータ（3号及び4号炉共用） 個数 2（予備1）</p> <p>小型船舶（3号及び4号炉共用） 台数 1（予備1）</p> <p>可搬式気象観測装置（3号及び4号炉共用） 個数 1（予備1）</p>	<p>〔可搬型重大事故等対処設備〕 可搬型モニタリングポスト</p> <p>（「ヌ(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 台数 9（予備2）</p> <p>可搬型放射線計測装置 小型船舶 代替気象観測設備</p>	<p>〔可搬型重大事故等対処設備〕 可搬型モニタリングポスト</p> <p>（「ヌ、(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 台数 12（予備1）</p> <p>放射能測定装置 電離箱サーベイメータ 小型船舶 可搬型気象観測設備 （「ヌ、(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 台数 2（予備1）</p>	<p>【大飯】共用の相違 泊は単号炉申請のため女川と同様の記載。以降、「共用の相違」と記載し、相違理由は記載しない 【女川】記載表現の相違 【女川】運用の相違 配備台数の相違</p> <p>【大飯】共用の相違 【大飯】共用の相違 【大飯】共用の相違 【大飯】共用の相違 ①の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 安全設計の方針</p> <p>1. 安全設計</p> <p>1.1 安全設計の方針</p> <p>1.1.1 安全設計の基本方針</p> <p>1.1.1.6 共用 (前略) 安全施設（重要安全施設を除く。）のうち、2以上の原子炉施設と共用するものとして、77kV送電線、No. 1予備変圧器用遮断器、No. 1予備変圧器、電源車（緊急時対策所用）（DB）並びにモニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置が抽出される。</p> <p>(中略) 電源車（緊急時対策所用）（DB）は3号炉及び4号炉共用として設計するとともに、モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置は1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉共用として設計し、非常用所内電源系から独立した電源系統として構成する。また、電源車（緊急時対策所用）（DB）は、設計基準事故時に緊急時対策所並びにモニタリングステーション及びモニタリングポストに必要な電力を供給できる容量を有するとともに、モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置は、設計基準事故時に電源車（緊急時対策所用）（DB）からの電力供給とあいまってモニタリングステーション及びモニタリングポストの機能を維持するのに必要な電力を供給できる容量を有することで、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。</p> <p>(後略)</p> <p>1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針</p> <p>1.1.7.5 各設備の基本設計方針</p> <p>(11) 放射線管理設備（重大事故等時） 重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p>	<p>(2) 安全設計方針</p> <p>該当なし</p>	<p>(2) 安全設計方針</p> <p>1. 安全設計</p> <p>1.1 安全設計の方針</p> <p>1.1.10 重大事故等対処設備に関する基本方針</p> <p>1.1.10.5 各設備の基本設計方針</p> <p>(11) 放射線管理設備（重大事故等時） 重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・共用の記載について、大飯は3号炉と4号炉の複数申請であるのに対し、泊は女川と同様の単号炉申請のため女川と同様に該当なしとする。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・大飯と同様に重大事故等対処設備に関する基本方針に「放射線管理設備（重大事故等）」を記載した記載内容の充実</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 適合性説明 (監視設備)</p> <p>第三十一条 発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を原子炉制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>(1) 原子炉格納容器内雰囲気のモニタリングは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時には格納容器じんあいモニタ及び格納容器ガスモニタによって、設計基準事故時には格納容器内線量当量率を格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）によって連続的に行い、中央制御室で監視できる設計とする。</p> <p>また、設計基準事故時には原子炉格納容器内の空気をサンプリングすることによって放射性物質の濃度等を把握することができる設計とする。</p> <p>(2) 原子炉施設内の放射性物質の濃度は、原子炉補機冷却水モニタ、高感度型主蒸気管モニタ、復水器空気抽出器ガスモニタ等のプロセスマニタリング設備にて連続的にモニタリングし、中央制御室で監視できる設計とする。これらのプロセスマニタリング設備は、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに警報を発信し、原子炉施設からの放射性物質の放出を制限するための適切な措置が行える設計とする。</p> <p>放射性物質の放出経路については、下記の場所にモニタを設置し、中央制御室で監視できる設計とする。また、必要箇所はサンプリングができるようにしてプラントのすべての状態においてモニタリングできる設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 排気筒 (b) 復水器排気ライン (c) 廃棄物処理設備排水ライン等の排水放出ライン <p>(3) 発電所の周辺には、モニタリングステーション、モニタリングポスト及びモニタリングポイントを設置し、さらに移動式放射能測定装置（モニタ車）により放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定を行う。</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストは、モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置により電源の供給を可能とともに、緊急時対策所を経</p>	<p>(3) 適合性説明 第三十一条 監視設備</p> <p>発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を原子炉制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>(1) 原子炉格納容器内雰囲気のモニタリングは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時には格納容器じんあいモニタ及び格納容器ガスモニタによって、設計基準事故時には格納容器内線量当量率を格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）によって連続的に測定を行い、中央制御室で監視できる設計とする。</p> <p>また、設計基準事故時には原子炉格納容器内の空気及び1次冷却材の放射性物質濃度をサンプリングによって測定できる設計とする。</p> <p>(2) 発電用原子炉施設内の放射性物質濃度の連続監視は、原子炉補機冷却水モニタ、主蒸気管放射線モニタ、蒸気式空気抽出器排ガスモニタ等のプロセスマニタリング設備にて行い、規定値以下にあることを中央制御室で監視し、規定値を超えた場合は直ちに警報を発信し、発電用原子炉施設からの放射性物質の放出を制限するための適切な措置が行えるようとする。</p> <p>排気筒から放出する気体廃棄物はスタック放射線モニタで監視する。また、液体廃棄物処理設備から復水器冷却水放水路へ放出する場合は、放出前にサンプリングにより測定確認し、放出時は放射性廃棄物放出水モニタで監視する。また、復水器冷却水放水路で定期的にサンプリングを行う。</p> <p>(3) 周辺監視区域境界付近には、モニタリングポスト及びモニタリングポイントを設置し、さらに放射能観測車により放射線測定を行う。</p> <p>モニタリングポストは、非常用交流電源設備に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。さらに、モニタリングポストは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時</p>	<p>(3) 適合性説明 第三十一条 監視設備</p> <p>発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を原子炉制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>(1) 原子炉格納容器内雰囲気のモニタリングは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時には格納容器じんあいモニタ及び格納容器ガスモニタによって、設計基準事故時には格納容器内線量当量率を格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）によって連続的に測定を行い、中央制御室で監視できる設計とする。</p> <p>また、設計基準事故時には原子炉格納容器内の空気及び1次冷却材の放射性物質濃度をサンプリングによって測定できる設計とする。</p> <p>(2) 発電用原子炉施設内の放射性物質濃度の連続監視は、原子炉補機冷却水モニタ、高感度型主蒸気管モニタ、復水器排気ガスモニタ等のプロセスマニタリング設備にて行い、規定値以下にあることを中央制御室で監視し、規定値を超えた場合は直ちに警報を発信し、発電用原子炉施設からの放射性物質の放出を制限するための適切な措置が行えるようとする。</p> <p>排気筒から放出する気体廃棄物は排気筒モニタで監視する。また、液体廃棄物処理設備から復水器冷却水放水路へ放出する場合は、放出前にサンプリングにより測定確認し、放出時は廃棄物処理設備排水モニタで監視する。また、放射性物質の放出経路についてサンプリングができるようにしてプラントのすべての状態においてモニタリングできる設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 排気筒 (b) 復水器排気ライン (c) 廃棄物処理設備排水ライン等の排水放出ライン <p>(3) 周辺監視区域境界付近には、モニタリングポスト及びモニタリングステーション並びにモニタリングポイントを設置し、さらに放射能観測車により放射線測定を行う。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、非常用交流電源設備に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。さらに、モニタリングポスト及びモニタリングステ</p>	<p>【女川】設備の相違 ・泊の炉型固有の設備内容を記載</p> <p>【女川】運用方針の相違 ・泊と大飯は設計基準事故の測定について、記載を充実させている。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載方針の相違 女川実績の反映</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・泊の放射性物質の放出経路の監視に対する設計の記載とした。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 女川実績の反映</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>由して電源車(緊急時対策所用)(DB)からも電源の供給が可能とすることにより、電源復旧までの期間を担保できる設計とする。</p> <p>また、モニタリングステーション及びモニタリングポストから中央制御室までのデータ伝送系及び緊急時対策所までのデータ伝送系は、有線及び無線により、多様性を有し、指示値は中央制御室及び緊急時対策所で監視できる設計とする。</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>また、放射性気体廃棄物の放出管理及び発電所周辺の被ばく線量評価並びに一般気象データ収集のため、発電所敷地内で気象観測設備により風向、風速その他の気象条件を測定及び記録できる設計とする。</p> <p>【説明資料 (2. 1.1 : P2 -31 -18) (2.1.2 : P 2-3 1-2 0) (2. 1.3 : P 2-3 1-2 1)】</p> <p>上記により、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、発電所及び発電所周辺における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を把握できる設計とする。</p> <p>1.3 気象等 該当なし</p>	<p>間の停電時に電源を供給できる設計とする。</p> <p>モニタリングポストで測定したデータの伝送系は、モニタリングポスト設置場所から中央制御室及び中央制御室から緊急時対策建屋間において有線系回線及び無線系回線により多様性を有しており、指示値は、中央制御室で監視し、現場等で記録を行うことができる。また、緊急時対策所でも監視することができる。</p> <p>モニタリングポストは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>また、放射性気体廃棄物の放出管理及び発電所周辺の被ばく線量評価並びに一般気象データ収集のため、発電所敷地内で気象観測設備により風向、風速その他の気象条件を測定及び記録できる設計とする。</p> <p>上記により、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、発電所及び発電所周辺における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を把握できる設計とする。</p> <p>1.3 気象等 該当なし</p>	<p>ーションは、専用の無停電電源装置及び非常用発電機を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。また、無停電電源装置及び非常用発電機による給電状態は中央制御室で確認することができる設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションで測定したデータの伝送系は、モニタリングポスト及びモニタリングステーション設置場所から中央制御室及び中央制御室から緊急時対策所間において有線系回線及び無線系回線により多様性を有しており、指示値は、中央制御室で監視し、中央制御室及び現場で記録を行うことができる。また、緊急時対策所でも監視することができる。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>また、放射性気体廃棄物の放出管理及び発電所周辺の被ばく線量評価並びに一般気象データ収集のため、発電所敷地内で気象観測設備により風向、風速その他の気象条件を測定及び記録できる設計とする。</p> <p>上記により、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、発電所及び発電所周辺における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を把握できる設計とする。</p> <p>1.3 気象等 該当なし</p>	<p>【大飯】【女川】設備の相違</p> <p>【大飯】【女川】記載内容の充実</p> <p>【大飯】記載方針の相違 女川実績の反映 【女川】名称の相違 ③の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.4 設備等</p> <p>8.1 放射線管理設備⁽¹⁾</p> <p>8.1.1 通常運転時等</p> <p>8.1.1.2 設計方針</p> <p>通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び事故時において、敷地周辺の一般公衆、放射線業務従事者等の放射線被ばくを実用可能な限り低くすることとし、次の設計方針に基づき、放射線管理設備を設ける。</p> <p>(1) 放射線業務従事者等の出入管理、個人被ばく管理及び汚染管理ができる設計とする。 また、物品の搬出に対しても線量率管理及び汚染管理ができる設計とする。</p> <p>(2) 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び事故時において、放射性物質の放出、発電所内外の外部放射線量率、放射性物質の濃度等を測定及び監視できる設計とする。</p> <p>(4) 中央制御室に必要な情報及び緊急時対策所に必要な情報の通報が可能である設計とする。</p> <p>(5) 事故時に監視が必要な放射線監視設備は非常用所内電源に接続する。</p> <p>(6) 放射線監視設備は、測定対象核種、測定下限濃度、測定頻度、試料採取方法等を適切に定め管理すること等で、通常運転時、発電所外へ放出される放射性物質の放射能量を監視できる設計とする。</p> <p>なお、放射線監視設備は、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」に適合する設計とする。</p> <p>(7) 事故時に監視が必要な放射線監視設備は、事故時の環境条件（温度、圧力、蒸気雰囲気等）によってその機能が損なう</p>	<p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>8. 放射線管理施設</p> <p>8.1 放射線管理設備</p> <p>8.1.1 通常運転時等</p> <p>8.1.1.1 概要</p> <p>放射線管理設備は、発電所周辺の一般公衆及び放射線業務従事者等の放射線被ばくを管理するためのもので、出入管理関係設備、試料分析関係設備及び放射線監視設備等からなる。</p> <p>8.1.1.2 設計方針</p> <p>放射線被ばくは、実用可能な限り低くすることとし、次の設計方針に基づき、放射線管理設備を設ける。</p> <p>(1) 放射線業務従事者等及び物品の搬出入に対して、出入管理、汚染管理及び各個人の被ばく管理ができるようとする。</p> <p>(2) 発電所内外の外部放射線量率、放射性物質の濃度等を測定、監視し、必要な情報を中央制御室又は適切な場所に表示できる設計とする。</p> <p>(4) 中央制御室及び緊急時対策所に必要な情報の通報が可能である設計とする。</p> <p>(5) 通常運転時の放射性物質放出に係る放射線監視設備は、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」に適合する設計とする。</p> <p>(6) 設計基準事故時に必要な放射線監視設備は、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指</p>	<p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>8. 放射線管理施設</p> <p>8.3 放射線管理設備⁽¹⁾</p> <p>8.3.1 通常運転時等</p> <p>8.3.1.1 概要</p> <p>放射線管理設備は、発電所周辺の一般公衆及び放射線業務従事者等の放射線被ばくを管理するためのもので、放射線管理関係設備、放射線監視設備等からなる。</p> <p>8.3.1.2 設計方針</p> <p>通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、発電所周辺の公衆及び放射線業務従事者等の放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くすることとし、以下の設計方針に基づき、放射線管理設備を設ける。</p> <p>(1) 放射線業務従事者等の放射線管理</p> <p>放射線業務従事者等及び物品の搬出入に対して、出入管理、汚染管理及び各個人の被ばく管理ができるようとする。</p> <p>(2) 放射線監視</p> <p>通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、放射性物質の放出、発電所内外の外部放射線量率、放射性物質の濃度等を測定、監視できる設計とする。 また、原子炉格納容器内雰囲気、燃料取扱場所、発電用原子炉施設の周辺監視区域周辺及び放射性物質の放出経路を適切にモニタリングできるとともに、必要な情報を中央制御室で監視又は適切な場所に表示できる設計とする。</p> <p>中央制御室及び緊急時対策所に必要な情報の通報が可能である設計とする。</p> <p>事故時に監視が必要な放射線監視設備は非常用所内電源に接続する。</p> <p>放射線監視設備は、測定対象核種、測定下限濃度、測定頻度、試料採取方法等を適切に定め管理すること等で、通常運転時、発電所外へ放出される放射性物質の放射能量を監視できる設計とする。</p> <p>(3) 放射性物質の放出に係る測定</p> <p>通常運転時に環境に放出される放射性物質を監視する放射線監視設備は、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」に適合する設計とする。</p> <p>(4) 設計基準事故時の放射線計測</p> <p>設計基準事故時に監視が必要な放射線監視設備は、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する</p>	<p>【女川】記載方針の相違 設備名称の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 記載内容が充実している 泊の既許可内容に女川、大飯の記載を盛り込んで記載した。</p> <p>【女川】記載方針の相違 記載内容が充実している 泊の既許可内容に女川、大飯の記載を盛り込んで記載した。</p> <p>【女川】記載方針の相違 記載内容が充実している 泊の既許可内容に女川、大飯の記載を盛り込んで記載した。</p> <p>【女川】記載方針の相違 記載内容が充実している 大飯の内容を盛り込んで記載した。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
ことのないものとする。	針」に適合する設計とする。	審査指針」に適合する設計とする。	
(3) 万一の事故に備えて、必要な放射線計測器及び防護作業器材を備える。	(3) 万一の事故に備えて、必要な放射線計測器を備える。	(5) 放射線防護用資機材 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に必要な放射線計測器及び放射線防護用の資機材を備える設計とする。	【女川】記載方針の相違 記載内容が充実している泊の既許可内容に女川、大飯の記載を盛り込んで記載した。
(8) モニタリングステーション及びモニタリングポストは、モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置により電源の供給を可能とするとともに、緊急時対策所を経由して電源車（緊急時対策所用）（DB）からも電源の供給が可能とすることにより、電源復旧までの期間を担保できる設計とする。 また、モニタリングステーション及びモニタリングポストから中央制御室までのデータ伝送系及び緊急時対策所までのデータ伝送系は、有線及び無線により、多様性を有し、指示値は中央制御室及び緊急時対策所で監視できる設計とする。	(7) モニタリングポストは、非常用交流電源設備に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。さらに、モニタリングポストは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。 モニタリングポストで測定したデータの伝送系は、モニタリングポスト設置場所から中央制御室及び緊急時対策所までの建屋間において有線系回線及び無線系回線と多様性を有しており、指示値は中央制御室で監視することができる。また、緊急時対策所でも監視することができる。	(6) モニタリングポスト及びモニタリングステーション モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、非常用交流電源設備に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。さらに、モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、専用の無停電電源装置及び非常用発電機を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。また、無停電電源装置及び非常用発電機による給電状態は中央制御室で確認することができる設計とする。 モニタリングポスト及びモニタリングステーションで測定したデータの伝送系は、モニタリングポスト及びモニタリングステーション設置場所から中央制御室及び中央制御室から緊急時対策所までの建屋間において有線系回線及び無線系回線と多様性を有しており、指示値は中央制御室で監視することができる。また、緊急時対策所でも監視することができる。	【大飯】【女川】設備の相違 【大飯】【女川】記載内容の充実
モニタリングステーション及びモニタリングポストは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。 【説明資料（2.1.1:P2-31-18） (2.1.2:P2-31-20) (2.1.3:P2-31-21)】	モニタリングポストは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。	モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。	
(9) 放射性気体廃棄物の放出管理及び発電所周辺の被ばく線量評価並びに一般気象データ収集のため、発電所敷地内で気象観測設備により風向、風速その他の気象条件を測定及び記録できる設計とする。	(8) 放射性気体廃棄物の放出管理及び発電所周辺の被ばく線量評価並びに一般気象データ収集のため、発電所敷地内で気象観測設備により風向、風速その他の気象条件を測定及び記録できる設計とする。 【説明資料（2.1.1:p31条-10）（2.1.2:p31条-12）（2.1.3:p31条-15）】	(7) 気象観測設備 放射性気体廃棄物の放出管理及び発電所周辺の被ばく線量評価並びに一般気象データ収集のため、発電所敷地内で気象観測設備により風向、風速その他の気象条件を測定及び記録できる設計とする。 【説明資料（2.3:P31条-42）】	
8.1.1.4 主要設備 (2) 放射線監視設備 b. エリアモニタリング設備 中央制御室及び管理区域内の主要箇所の外部放射線量率を連続的に測定するために、エリアモニタを設ける。	8.1.1.3 主要設備の仕様 放射線管理設備の主要機器仕様を第8.1-1表に示す。 8.1.1.4 主要設備 8.1.1.4.3 放射線監視設備	8.3.1.3 主要仕様 放射線管理設備の主要仕様を第8.3.1表に示す。 8.3.1.4 主要設備 (2) 放射線監視設備 b. エリアモニタリング設備 中央制御室及び管理区域内の主要箇所の外部放射線に係る線量当量率を連続的に監視するために、エリアモニタを設ける。	【女川】記載表現の相違 【女川】【大飯】記載方針の相違 大飯と同様に泊の既許可内容のエリアモニタリング設備を記載した。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
<p>この設備は、中央制御室で指示、記録を行い、放射線レベルが設定値以上になると、現場及び中央制御室に警報を発する。</p> <p>エリアモニタを設ける区域は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 中央制御室（3号及び4号炉共用） (b) 放射化学室（3号及び4号炉共用） (c) 充てんポンプ室 (d) 使用済燃料ピット付近 (e) 原子炉系試料採取室（3号及び4号炉共用） (f) 原子炉格納容器内（エアロック付近） (g) 原子炉格納容器内（炉内核計装付近） (h) ドラム詰室（3号及び4号炉共用） <p>また、燃料取扱い中の原子炉格納容器内（運転操作床面付近）及び保修中の機械室の付近には、可搬式エリアモニタ装置を必要に応じて設ける。</p> <p>さらに、事故時において十分な測定範囲を有する格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）を設ける。また事故時の補助建屋内エリア放射線量率の測定は可搬式モニタで行う。</p> <p>c. 周辺モニタリング設備</p> <p>(a) 固定モニタリング設備（1号、2号、3号及び4号炉共用）</p> <p>通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び事故時に発電所周辺監視区域境界付近の外部放射線量率を連続的に監視するために、モニタリングポスト及びモニタリングステーションを、また、外部放射線量を測定するために、モニタリングポイントを設けている。</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源系は、電源車（緊急時対策所用）（DB）（3号及び4号炉共用）、野外モニタ分電盤（1号、2号、3号及び4号炉共用）、モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置（1号、2号、3号及び4号炉共用）から構成される。</p>		<p>この設備で測定した放射線レベルは、中央制御室で監視できる。また、その値が設定値以上に増加した場合、現場及び中央制御室に警報を発信する。</p> <p>エリアモニタを設ける区域は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 中央制御室 (b) 放射化学室 (c) 充てんポンプ室（3室） (d) 使用済燃料ピット付近 (e) 原子炉系試料採取室 (f) 原子炉格納容器内（エアロック付近） (g) 原子炉格納容器内（炉内核計装駆動装置付近） (h) 廃棄物処理室 <p>また、燃料取扱い中の原子炉格納容器内（運転操作床面付近）及び保修作業中の機器室の付近には、可搬式エリアモニタ装置を必要に応じて設置する。</p> <p>さらに、設計基準事故時においても放射能障壁の健全性を確認できるよう十分な測定範囲を有し、多重性及び独立性を有する格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）を設ける。また、設計基準事故時の補助建屋内エリア線量当量率の測定は可搬式モニタで行う。</p> <p>c. 周辺モニタリング設備</p> <p>(a) 固定モニタリング設備（1号、2号及び3号炉共用、既設）</p> <p>発電所敷地周辺の放射線監視設備として次のものを設ける。</p> <p>a. 固定モニタリング設備</p> <p>周辺監視区域境界付近に空間放射線量率の連続監視を行うためのモニタリングポスト6台及び空間放射線量測定のため適切な間隔でモニタリングポイントを設定し、蛍光ガラス線量計を配置する。</p> <p>モニタリングポストは、非常用交流電源設備に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。さらに、モニタリングポストは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。</p>	<p>この設備で測定した放射線レベルは、中央制御室で監視できる。また、その値が設定値以上に増加した場合、現場及び中央制御室に警報を発信する。</p> <p>エリアモニタを設ける区域は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 中央制御室 (b) 放射化学室 (c) 充てんポンプ室（3室） (d) 使用済燃料ピット付近 (e) 原子炉系試料採取室 (f) 原子炉格納容器内（エアロック付近） (g) 原子炉格納容器内（炉内核計装駆動装置付近） (h) 廃棄物処理室 <p>また、燃料取扱い中の原子炉格納容器内（運転操作床面付近）及び保修作業中の機器室の付近には、可搬式エリアモニタ装置を必要に応じて設置する。</p> <p>さらに、設計基準事故時においても放射能障壁の健全性を確認できるよう十分な測定範囲を有し、多重性及び独立性を有する格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）を設ける。また、設計基準事故時の補助建屋内エリア線量当量率の測定は可搬式モニタで行う。</p> <p>c. 周辺モニタリング設備</p> <p>(a) 固定モニタリング設備（1号、2号及び3号炉共用、既設）</p> <p>周辺監視区域境界付近に空間放射線量率の連続監視を行うためのモニタリングポスト7台、モニタリングステーション1台及び空間放射線量測定のため適切な間隔でモニタリングポイントを設定し、蛍光ガラス線量計を配置する。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、非常用交流電源設備に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。さらに、モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、専用の無停電電源装置及び非常用発電機を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。また、無停電電源装置及び非常用発電機による給電状態は中央制御室で確認することができる設計とする。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 女川実績の反映 【女川】台数の相違 ・具体的な個数は異なる。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 女川実績の反映 【大飯】【女川】設備の相違 【大飯】【女川】記載内容の充実</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>モニタリングステーション及びモニタリングポストは、モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置により電源車（緊急時対策所用）（DB）からの給電が開始されるまでの間の電源の供給が可能な設計とする。また、電源復旧までの期間にわたってモニタリングステーション及びモニタリングポストに電源を供給できるよう、緊急時対策所（3号及び4号炉共用）を経由して電源車（緊急時対策所用）（DB）からも電源の供給が可能な設計とする。</p> <p>また、モニタリングステーション及びモニタリングポストから中央制御室までのデータ伝送系及び緊急時対策所までのデータ伝送系は、有線及び無線により、多様性を有し、指示値は中央制御室及び緊急時対策所で監視できる設計とする。</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>主な固定モニタリング設備の仕様を第8.1.1.2表に示す。</p> <p>【説明資料(2.1.1: P2-31-18) (2.1.2: P2-31-20) (2.1.3: P2-31-21)】</p> <p>(b) 移動式放射能測定装置（モニタ車）（環境モニタリングセンター、1号、2号、3号及び4号炉共用） 周辺地域のモニタリングを行うために、環境モニタリングセンターに設けている移動式放射能測定装置（モニタ車）1台を共用する。</p> <p>また、万一、放射性物質の異常放出があった場合敷地周辺の放射線測定を行うために、移動式放射能測定装置（モニタ車）1台を共用する。</p>	<p>モニタリングポストで測定したデータの伝送系は、モニタリングポスト設置場所から中央制御室及び中央制御室から緊急時対策建屋間において有線系回線及び無線系回線により多様性を有し、指示値は、中央制御室で監視し、現場等で記録を行うことができる。また、緊急時対策所でも監視することができる。</p> <p>モニタリングポストは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>b. 環境試料測定設備 周辺監視区域境界付近に空気中の粒子状放射性物質を連続的に捕集・測定するダストモニタを設ける。</p> <p>c. 放射能観測車</p> <p>事故時等に発電所敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するために、フィールドモニタ、放射性ダスト測定装置、放射性よう素測定装置等を搭載した移動無線設備付の放射能観測車を備える。</p>	<p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションで測定したデータの伝送系は、モニタリングポスト及びモニタリングステーション設置場所から中央制御室及び中央制御室から緊急時対策所において有線系回線及び無線系回線により多様性を有し、指示値は、中央制御室で監視し、中央制御室及び現場で記録を行うことができる。また、緊急時対策所でも監視することができる。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>(b) 放射能観測車（1号、2号及び3号炉共用、既設）</p> <p>事故時等に発電所敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するために、線量率サーベイメータ、ダスト・よう素サンプラー、空気吸収線量率モニタ、ダスト測定装置及びよう素測定装置を搭載した移動無線設備（車載型）付の放射能観測車を備える。</p>	<p>④の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 女川実績の反映</p> <p>③の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 女川実績の反映</p> <p>②の相違</p> <p>【大飯】記載内容の相違 大飯固有の機材の共用に関する記載</p> <p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】設備名称の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【大飯発電所 発電用原子炉設置許可申請書（3, 4号炉完本）（令和3年5月現在）より引用】</p> <p>8.1.1.5 評価</p> <p>(1) 運転に伴う従事者等の被ばく線量を管理するために、出入管理設備、個人被ばく管理関係設備及び汚染管理設備を設けるほか、発電所内の放射線の監視のために、エリアモニタリング設備及び放射線サーベイ設備を設け、十分な管理及び監視が可能な設計となっている。</p> <p>(2) 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び事故時において一般公衆の放射線被ばくの監視のために、プロセスモニタリング設備及び周辺モニタリング設備を設置し、必要箇所をモニタリングすることにより、発電所周辺の放射線を十分監視できる設計となっている。</p> <p>(3) 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時には、原子炉格納容器内の空気中の放射性物質の濃度を格納容器じんあいモニタ及び格納容器ガスマニタによって連続的に、事故時には、原子炉格納容器内放射線量率を格納容器エリアモニタによって連続的に、また、放射性物質の濃度を格納容器内の空気及び1次冷却材のサンプリングによって知ることができる設計となっている。</p> <p>また、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時の放射性物質の放出経路となる排気筒及び廃棄物処理設備排水ライン並びに事故時の放出経路となる排気筒及び主蒸気管には、モニタを設置するとともに、必要箇所はサンプリングできる設計となっている。</p> <p>(4) エリアモニタリング設備のうち、エリアモニタは中央制御室及び管理区域内の主要箇所の外部放射線量率を、また、プロセスモニタリング設備のうち、プロセスモニタは主要系統の放射性物質の濃度を連続測定し、異常時には中央制御室及びその他必要な箇所に警報を発する設計となっている。</p>	<p>d. 気象観測設備 放射性気体廃棄物の放出管理及び発電所周辺の一般公衆の線量評価並びに一般気象データ収集のため、発電所敷地内で風向、風速、日射量、放射収支量等を測定及び記録する設備を設ける。 【説明資料(2.1.1:p31 条-10) (2.1.2:p31 条-12) (2.1.3:p31 条-15)】</p> <p>8.1.1.6 評価 【女川原子力発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書(2号炉完本)(令和4年8月現在)より引用】</p> <p>(1) 放射線業務従事者等及び物品の搬出入に対して出入管理設備、汚染管理設備等を設けているので、出入管理、汚染管理及び各個人の被ばく管理を行うことができる。</p> <p>(2) プロセス放射線モニタリング設備、エリア放射線モニタリング設備、周辺モニタリング設備等を設けているので、発電所内外の外部放射線量率、放射性物質の濃度等を測定、監視することができる。</p> <p>(4) 中央制御室及び緊急時対策所に必要な情報の通報が可能である設計としている。</p>	<p>(c) 気象観測設備（1号、2号及び3号炉共用、既設） 放射性気体廃棄物の放出管理及び発電所周辺の一般公衆の線量評価並びに一般気象データ収集のため、発電所敷地内で風向、風速、日射量、放射収支量等を測定及び記録する設備を設ける。 【説明資料(2.3:P31 条-42)】</p> <p>(d) 環境試料分析装置及び環境放射線測定装置 周辺監視区域境界付近に空気中の粒子状放射性物質を捕集・測定するダストサンプラーを設けるとともに、海水、海洋生物、陸上、陸上生物等の環境試料中の放射性物質の濃度を測定するために、環境試料分析装置（1号、2号及び3号炉共用、既設）及び環境放射能測定装置（1号、2号及び3号炉共用、既設）を設けている。</p> <p>8.3.1.5 評価</p> <p>(1) 放射線業務従事者等の放射線管理 放射線業務従事者等及び物品の搬出入に対して出入管理設備、汚染管理設備等を設けているので、出入管理、汚染管理及び各個人の被ばく管理を行うことができる。</p> <p>(2) 放射線監視 プロセスモニタリング設備、エリアモニタリング設備、周辺モニタリング設備及び放射線サーベイ設備を設けているので、発電所内外の外部放射線量率、放射性物質の濃度等を測定、監視することができる。 また、原子炉格納容器内雰囲気、燃料取扱場所、発電用原子炉施設の周辺監視区域周辺及び放射性物質の放出経路を適切にモニタリングできるとともに、必要な情報を中央制御室で監視又は適切な場所に表示できる設計としている。</p> <p>【女川】記載方針の相違 具体的に設備名を列記した。 【大飯】記載方針の相違 簡潔にわかりやすく記載されている女川の記載を取り入れて記載した。</p>	<p>②の相違</p> <p>【女川】【大飯】記載方針の相違 記載内容が充実している泊の既許可内容に女川、大飯の記載を盛り込んで記載した。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【女川原子力発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書(2号炉完本)(令和4年8月現在)より引用】</p> <p>(5) 通常運転時の放射性物質の放出に係わる放射線監視設備は、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」に適合する設計としている。</p> <p>(6) 設計基準事故時に必要な放射線監視設備は、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に適合する設計としている。</p> <p>【女川原子力発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書(2号炉完本)(令和4年8月現在)より引用】</p> <p>(3) 万一の事故に備えて、必要な放射線計測器を備えている。</p> <p>(7) モニタリングポストは、非常用交流電源設備に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計としている。さらに、モニタリングポストは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計としている。</p> <p>モニタリングポストで測定したデータの伝送系は、モニタリングポスト設置場所から中央制御室及び中央制御室から緊急時対策建屋間において有線系回線及び無線系回線により多様性を有し、指示値は中央制御室で監視を行うことができる。また、緊急時対策所でも監視することができる。</p> <p>(8) 放射性気体廃棄物の放出管理及び発電所周辺の被ばく線量評価並びに一般気象データ収集のため、発電所敷地内で気象観測設備により風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計としている。</p>	<p>(3) 放射性物質の放出に係る測定 通常運転時の放射性物質の放出に係わる放射線監視設備は、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」に適合する設計としている。</p> <p>(4) 設計基準事故時の放射線計測 設計基準事故時に必要な放射線監視設備は、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に適合する設計としている。</p> <p>(5) 放射線防護用資機材 万一の事故に備えて、必要な放射線計測器を備えている。</p> <p>(6) モニタリングポスト及びモニタリングステーション モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、非常用交流電源設備に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。さらに、モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、専用の無停電電源装置及び非常用発電機を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計としている。また、無停電電源装置及び非常用発電機による給電状態は中央制御室で確認することができる設計としている。 モニタリングポスト及びモニタリングステーションで測定したデータの伝送系は、モニタリングポスト及びモニタリングステーション設置場所から中央制御室及び中央制御室から緊急時対策所間において有線系回線及び無線系回線により多様性を有し、指示値は中央制御室で監視を行うことができる。また、緊急時対策所でも監視することができる。</p> <p>(7) 気象観測設備 放射性気体廃棄物の放出管理及び発電所周辺の被ばく線量評価並びに一般気象データ収集のため、発電所敷地内で気象観測設備により風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計としている。</p>	<p>【女川】記載方針の相違 女川実績の反映</p> <p>【大飯】【女川】設備の相違 【大飯】【女川】記載内容の充実</p> <p>【女川】名称の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 大飯と同様に「手順等」の記載を行った。 記載内容の充実</p>
8.1.1.7 手順等		8.3.1.7 手順等	
<p>(1) モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源機能、警報機能及びデータ伝送系の多様性を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに必要に応じ補修を行う。</p> <p>(2) モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源、警報及びデータ伝送系の保守管理に関する教育を定期的に実施する。</p>		<p>(1) モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源機能、警報機能及びデータ伝送系の多様性を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに必要に応じ補修を行う。</p> <p>(2) モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源、警報及びデータ伝送系の保守管理に関する教育を定期的に実施する。</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

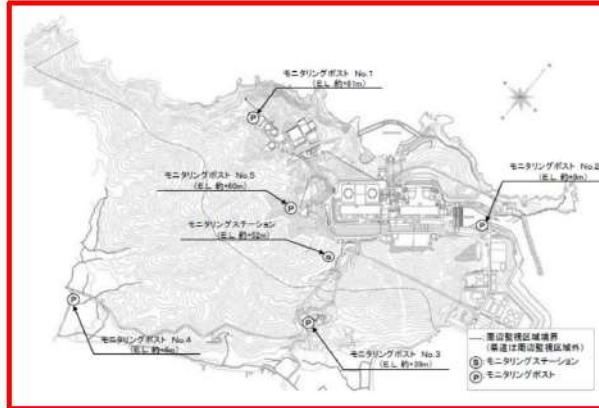
第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第8.1.1.2表 主な固定モニタリング設備の設備仕様</p> <p>(1) モニタリングステーション及びモニタリングポスト（1号、2号、3号及び4号炉共用） 種類 NaI(Tl)シンチレーション式検出器、電離箱式検出器 計測範囲 $1.0 \times 10^1 \sim 1.0 \times 10^8 \text{nGy/h}$ 台数 6 伝送方法 有線及び無線</p> <p>(2) モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電源装置（1号、2号、3号及び4号炉共用） 容量 約3kVA×5（1台当たり） 電源 鉛蓄電池 電圧 100V 台数 6</p> <p>(3) 移動式放射能測定装置（モニタ車）（環境モニタリングセンター、1号、2号、3号及び4号炉共用） 台数 1（環境モニタリングセンター） 台数 1（1号、2号、3号及び4号炉共用）</p> <p>(4) 気象観測設備（1号、2号、3号及び4号炉共用） 観測項目 風向、風速、日射量、放射吸支量、雨量 台数 1 伝送方法 有線</p>	<p>第8.1-1表 放射線管理設備の主要機器仕様</p> <p>(1) 出入管理関係設備 1式</p> <p>(2) 試料分析関係設備 1式</p> <p>(3) 放射線監視設備 1式</p> <p>(4) 個人管理用測定設備及び測定機器 1式</p> <p>(5) 放射線計測器の校正設備 1式</p>	<p>第8.3.1表 放射線管理設備の主要仕様</p> <p>(1) 放射線管理関係設備 出入管理設備 一式 個人被ばく管理関係設備 (1号、2号及び3号炉共用、既設) 一式 汚染管理設備 一式 試料分析関係設備 (1号、2号及び3号炉共用、既設) 一式</p> <p>(2) 放射線監視設備 c.周辺モニタリング設備 (a) 固定モニタリング設備（1号、2号及び3号炉共用、既設） 一式</p> <p>(b) 放射能観測車（1号、2号及び3号炉共用、既設）一式</p> <p>(c) 気象観測設備（1号、2号及び3号炉共用、既設）一式</p>	<p>【女川】【大飯】記載方針の相違 既許可資料構成の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

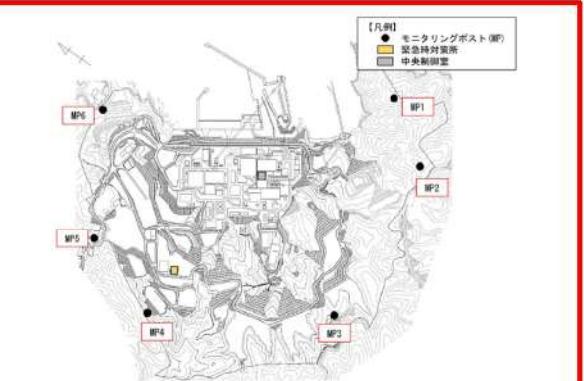
第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>2. 周辺モニタリング設備について</p> <p>2.1 モニタリングステーション及びモニタリングポスト</p> <p>2.1.1 モニタリングステーション及びモニタリングポストの配置 及び計測範囲</p> <p>通常運転時、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時に周辺監視区域境界付近の外部放射線量率を連続的に監視するために、モニタリングステーション1台及びモニタリングポスト5台を設けており、連続測定したデータは、現地監視盤、中央制御室、事務所で監視、記録を行うことができる。また、緊急時対策所でも監視を行うことができる。なお、モニタリングステーション及びモニタリングポストは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信できる。配置図を図2-1-1、計測範囲等を表2-1-1に示す。</p>  <p>図2-1-1 モニタリングステーション及びモニタリングポストの配置図</p> <p style="text-align: center;">=DB</p> <p>第2.1-1表 モニタリングポストの計測範囲等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>検出器の種類</th><th>計測範囲</th><th>警報動作範囲</th><th>台数</th><th>取付箇所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングポスト</td><td>NaI(Tl)シンチレーション イオンチェンバ</td><td>0~2×10^4 nGy/h 10^4~10^6 nGy/h</td><td>計測範囲内で可変 計測範囲内で可変</td><td>各1台 各1台</td><td>周辺監視区域 境界周辺 (6か所設置)</td></tr> </tbody> </table>	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数	取付箇所	モニタリングポスト	NaI(Tl)シンチレーション イオンチェンバ	0~ 2×10^4 nGy/h 10^4 ~ 10^6 nGy/h	計測範囲内で可変 計測範囲内で可変	各1台 各1台	周辺監視区域 境界周辺 (6か所設置)	<p>2. 追加要求事項に対する適合方針</p> <p>2.1 モニタリングポスト</p> <p>2.1.1 モニタリングポストの配置及び計測範囲</p> <p>通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に周辺監視区域境界付近の放射線量率を連続的に監視するために、モニタリングポスト6台を設けており、連続測定したデータは、中央制御室で監視し、現場等で記録を行うことができる設計とする。また、緊急時対策所でも監視を行うことができる。モニタリングポストは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>モニタリングポストの計測範囲等を第2.1-1表に、モニタリングポストの配置図及び写真を第2.1-1図に示す。</p>	<p>2. 追加要求事項に対する適合方針</p> <p>2.1 モニタリングポスト及びモニタリングステーション</p> <p>2.1.1 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの配置及び計測範囲</p> <p>通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に周辺監視区域境界付近の放射線量率を連続的に監視するために、モニタリングポスト7台及びモニタリングステーション1台を設けており、連続測定したデータは、中央制御室で監視し、中央制御室及び現場で記録を行うことができる設計とする。また、緊急時対策所でも監視できる設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションの計測範囲等を第2.1.1表に、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの配置図及び写真を第2.1.1図に示す。</p>	<p>【大飯】 ■記載表現の相違 女川実績の反映</p> <p>【女川】【大飯】 ■設計方針の相違 ・発電所敷地内における設備配置、地形の相違によるモニタリングポストの配置・台数・設備の相違 ③の相違</p> <p>【女川】【大飯】 ■設備の相違 ・モニタリングポスト等の設備の仕様の相違</p>
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数	取付箇所										
モニタリングポスト	NaI(Tl)シンチレーション イオンチェンバ	0~ 2×10^4 nGy/h 10^4 ~ 10^6 nGy/h	計測範囲内で可変 計測範囲内で可変	各1台 各1台	周辺監視区域 境界周辺 (6か所設置)										

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
<p>表2.1.1 モニタリングステーション及びモニタリングポストの計測範囲等 (主な項目)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>検出器の種類</th><th>計測範囲</th><th>警報動作範囲</th><th>個数</th><th>取付箇所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">モニタリングステーション</td><td>空気吸収線量率計 シンチレーション</td><td>1.0×10⁻⁶nGy/h～ 1.0×10⁻⁵nGy/h</td><td>1.0×10⁻⁵nGy/h～ 1.0×10⁻⁴nGy/h</td><td>1</td><td rowspan="2">周辺監視区域境界付近</td></tr> <tr> <td>電離箱</td><td>1.0×10⁻⁶nGy/h～ 1.0×10⁻⁵nGy/h</td><td>1.0×10⁻⁵nGy/h～ 1.0×10⁻⁴nGy/h</td><td>1</td></tr> <tr> <td rowspan="2">モニタリングポスト</td><td>じんわり濃度計 プラスチックシンチレーション</td><td>1.0×10⁻⁴cps～ 1.0×10⁻³cps</td><td>1.0×10⁻⁴cps～ 1.0×10⁻³cps</td><td>1</td><td rowspan="2">各1</td></tr> <tr> <td>より濃度計 NaI(Tl) シンチレーション</td><td>1.0×10⁻⁴cps～ 1.0×10⁻³cps</td><td>1.0×10⁻⁴cps～ 1.0×10⁻³cps</td><td>1</td></tr> </tbody> </table> <p>NaI(Tl)シンチレーション検出器 電離箱検出器 (モニタリングステーションの写真)</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	個数	取付箇所	モニタリングステーション	空気吸収線量率計 シンチレーション	1.0×10 ⁻⁶ nGy/h～ 1.0×10 ⁻⁵ nGy/h	1.0×10 ⁻⁵ nGy/h～ 1.0×10 ⁻⁴ nGy/h	1	周辺監視区域境界付近	電離箱	1.0×10 ⁻⁶ nGy/h～ 1.0×10 ⁻⁵ nGy/h	1.0×10 ⁻⁵ nGy/h～ 1.0×10 ⁻⁴ nGy/h	1	モニタリングポスト	じんわり濃度計 プラスチックシンチレーション	1.0×10 ⁻⁴ cps～ 1.0×10 ⁻³ cps	1.0×10 ⁻⁴ cps～ 1.0×10 ⁻³ cps	1	各1	より濃度計 NaI(Tl) シンチレーション	1.0×10 ⁻⁴ cps～ 1.0×10 ⁻³ cps	1.0×10 ⁻⁴ cps～ 1.0×10 ⁻³ cps	1	 <p>【凡例】 ● モニタリングポスト (MP) ■ 報急待機室 □ 中央制御室</p> <p>モニタリングポストの写真</p>  <p>NaI(Tl)シンチレーション イオンチャレンバ</p> <p>第2.1-1図 モニタリングポストの配置図及び写真</p>	 <p>【凡例】 ■ モニタリングステーション ● モニタリングポスト</p>  <p>NaI(Tl)シンチレーション検出器 電離箱検出器 モニタリングポスト 非常用発電機</p> <p>第2.1-1図 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの配置図及び写真</p>	<p>【大飯】</p> <p>■ 記載表現の相違 女川実績の反映</p> <p>【女川】【大飯】</p> <p>■ 設計方針の相違 ・発電所敷地内における設備配置、地形の相違によるモニタリングポストの配置・台数・設備の相違</p>
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	個数	取付箇所																								
モニタリングステーション	空気吸収線量率計 シンチレーション	1.0×10 ⁻⁶ nGy/h～ 1.0×10 ⁻⁵ nGy/h	1.0×10 ⁻⁵ nGy/h～ 1.0×10 ⁻⁴ nGy/h	1	周辺監視区域境界付近																								
	電離箱	1.0×10 ⁻⁶ nGy/h～ 1.0×10 ⁻⁵ nGy/h	1.0×10 ⁻⁵ nGy/h～ 1.0×10 ⁻⁴ nGy/h	1																									
モニタリングポスト	じんわり濃度計 プラスチックシンチレーション	1.0×10 ⁻⁴ cps～ 1.0×10 ⁻³ cps	1.0×10 ⁻⁴ cps～ 1.0×10 ⁻³ cps	1	各1																								
	より濃度計 NaI(Tl) シンチレーション	1.0×10 ⁻⁴ cps～ 1.0×10 ⁻³ cps	1.0×10 ⁻⁴ cps～ 1.0×10 ⁻³ cps	1																									

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.2 モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源 モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源系は、電源車（緊急時対策所用）（DB）（3号及び4号炉共用）、野外モニタ分電盤（1号、2号、3号及び4号炉共用）、モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置（1号、2号、3号及び4号炉共用）から構成される。</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストは、モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置により電源車（緊急時対策所用）（DB）（設置許可基準規則第31条対応）からの給電が開始されるまでの間の電源の供給が可能な設計とする。また、電源復旧までの期間にわたってモニタリングステーション及びモニタリングポストに電源を供給できるよう、緊急時対策所（3号及び4号炉共用）を経由して電源車（緊急時対策所用）（DB）からも電源の供給が可能な設計とする。</p> <p>また、代替電源設備としては、電源車（緊急時対策所用）（設置許可基準規則第60条対応）からの給電が可能である。</p> <p>なお、モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源系統は、非常用所内電源系統から独立した構成とする。また、モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置は、設計基準事故時に電源車（緊急時対策所用）（DB）（設置許可基準規則第31条対応）からの電力供給とあいまってモニタリングステーション及びモニタリングポストの機能を維持するのに必要な電力を供給できる容量を有することで、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。</p> <p>（設置許可基準規則第12条対応）モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源構成概略図を図2-1-2に示す。</p>	<p>2.1.2 モニタリングポストの電源</p> <p>モニタリングポストは、非常用交流電源設備に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。</p> <p>さらに、モニタリングポストは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。</p> <p>また、モニタリングポストの電源は、代替電源設備である常設代替交流電源設備により給電が可能な設計とする。</p> <p>無停電電源装置の設備仕様を第2.1-2表に、モニタリングポストの電源構成概略図等を第2.1-2図に示す。</p>	<p>2.1.2 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源 (1)モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、非常用交流電源設備に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。</p> <p>さらに、モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、専用の無停電電源装置及び非常用発電機を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。また、無停電電源装置及び非常用発電機による給電状態は中央制御室で確認することができる。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源は、代替電源設備である常設代替交流電源設備により給電が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 ■記載表現の相違 女川実績の反映 ④の相違</p> <p>【大飯】【女川】設備の相違 【大飯】【女川】記載内容の充実</p> <p>【女川】 ■設備の相違 ・モニタリングポスト等の電源系統・電源設備構成の相違</p> <p>無停電電源装置のバックアップ時間について、泊は女川と比較して短い時間となっている。これは非常用交流電源設備が所内電源喪失後に自動起動し、約10秒後で電源供給開始されるまでの間、無停電電源装置を経由してモニタリングポスト等に給電するためバックアップ時間を約7分としている。非常用交流</p>

第2.1-2表 モニタリングポスト専用の無停電電源装置の設備仕様

名称	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	備考
無停電電源装置	局舎ごとに1台 計6台	3.0kVA	蓄電池	約8時間	外部電源喪失後、非常用ディーゼル発電機から給電されるまでの間及び全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備から給電されるまでの期間を担保する。

無停電電源装置及び非常用発電機の設備仕様を第2.1.2(1)表に、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成概略図等を第2.1.2(1)図に示す。

第2.1.2(1)表 モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機の設備仕様

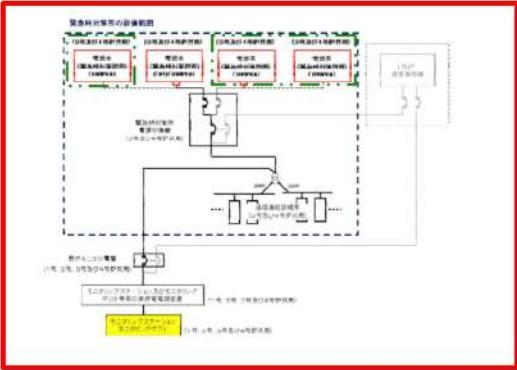
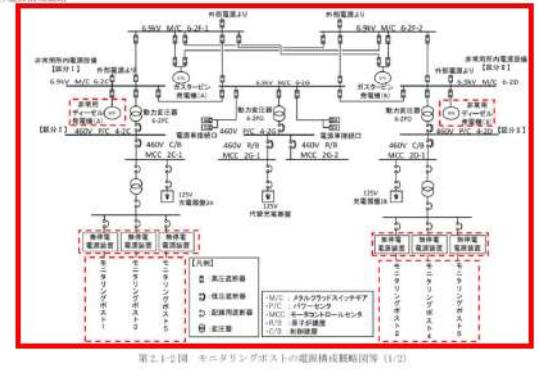
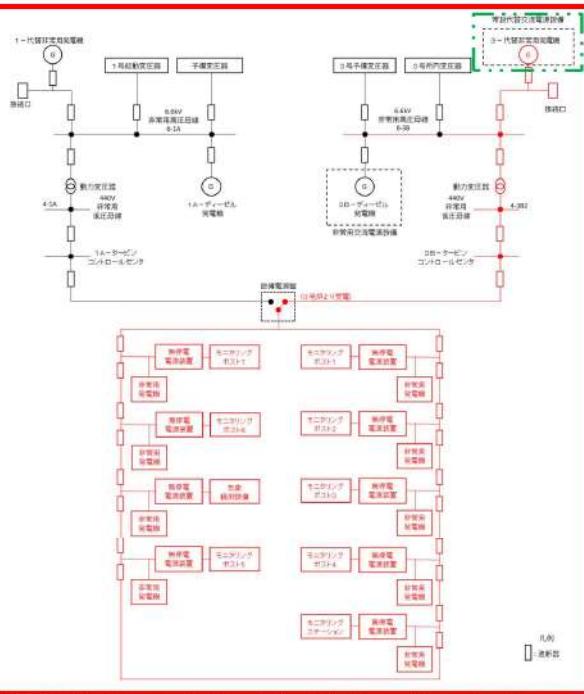
名称	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	燃料	備考
無停電電源装置	局舎ごとに1台 計8台	5kVA	蓄電池	約7分*	-	外部電源喪失後、非常用交流電源設備から給電されるまでの間及び全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備から給電されるまでの期間を担保する。
非常用発電機	局舎ごとに1台 計8台	5kVA	ディーゼルエンジン	約24時間	軽油	

*無停電電源装置のバックアップ時間について、非常用交流電源設備が所内電源喪失後に自動起動し、約10秒後で電源供給開始されるまでの間、無停電電源装置を経由してモニタリングポスト等に給電するためバックアップ時間を約7分としている。非常用交流

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

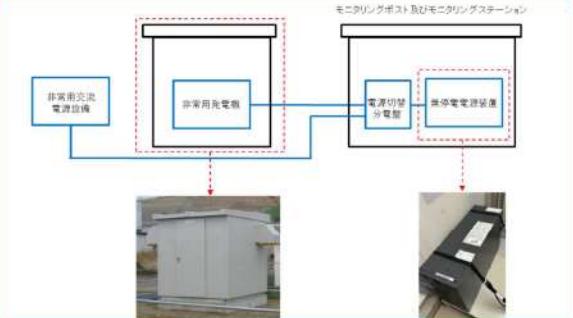
第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図 2-1-2 モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源構成概略図</p>	 <p>第2.1.2(1) 図 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成概略図等 (1/2)</p>	<p>電源設備からの電源供給不可時はモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機から約 24 時間電源供給が可能である。</p>  <p>第2.1.2(1) 図 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成概略図等 (1/2)</p> <p>□=S.A.</p>	<p>グステーション専用の非常用発電機から約 24 時間電源供給が可能である。</p> <p>【女川】【大飯】</p> <p>■設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングポスト等の電源系統・電源設備構成の相違

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

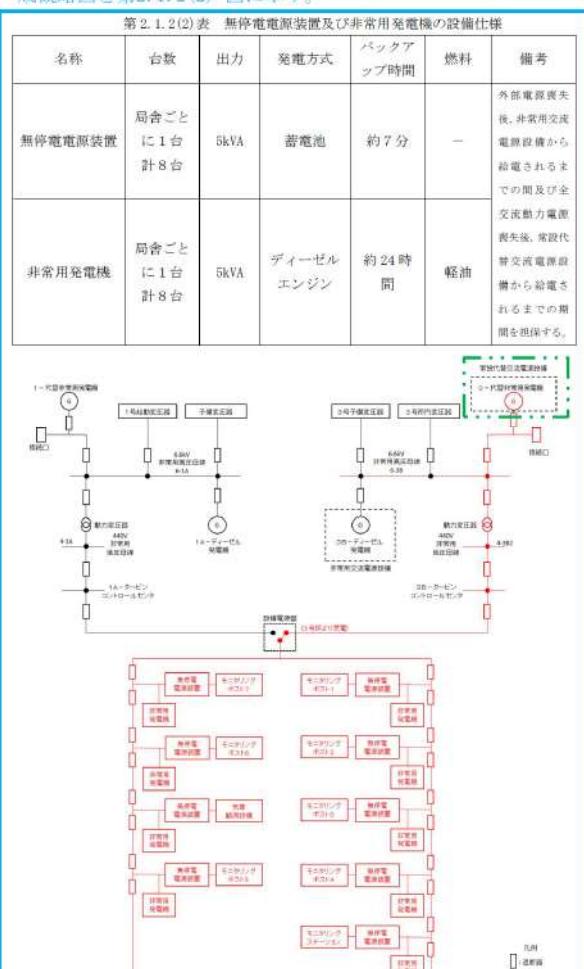
第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>○外観写真</p>  <p>第2.1-2図 モニタリングポストの電源構成概略図等 (2/2)</p>	 <p>第2.1.2(1)図 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成概略図等 (2/2)</p> <p>(2) モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機の運用 モニタリングポスト及びモニタリングステーションへ給電する各電源の起動順序・優先順位は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常運転時 モニタリングポスト及びモニタリングステーションは通常運転時、非常用低圧母線のコントロールセンタから無停電電源装置を経由して所内電源を受電している。 ・所内電源喪失直後 所内電源が喪失した場合は、無停電電源装置から継続して受電を行う。 ・所内電源喪失後から約10秒後 非常用交流電源設備は、所内電源が喪失後自動起動し、約10秒で電源供給が開始され、無停電電源装置を経由して電源供給を行う。 ・非常用交流電源設備電源供給不可時 モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機は、モニタリングポスト及びモニタリングステーション局舎内に設置している非常用発電機制御盤内の不足電圧継電器により電源喪失を検知することで自動起動し、運転待機状態となる。 自動起動から約40秒以内に、自動切替により電源供給を開始する。 また、復電した場合は不足電圧継電器による検知で、所内電源側に自動で切り替わりその後、モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機が自動停止する。電源供給が開始されるまでの間は、無停電電源装置から継続して電源供給が行われる。 これらの電源供給は自動起動・自動切替で行われることにより、運転員による操作は不要な設計としている。 	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載表現の相違 女川実績の反映 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設備の相違 ・モニタリングポスト等の電源系統・電源設備構成の相違 <p>【女川】記載方針の相違 記載内容の充実 (島根審査実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
		<p>また、重大事故等時にモニタリングポスト又はモニタリングステーションが機能喪失した場合は、可搬型モニタリングポストを設置する手順を整備している。</p> <p>無停電電源装置及び非常用発電機の設備仕様を第2.1.2(2)表に、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成概略図を第2.1.2(2)図に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第2.1.2(2)表 無停電電源装置及び非常用発電機の設備仕様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>台数</th> <th>出力</th> <th>発電方式</th> <th>バックアップ時間</th> <th>燃料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無停電電源装置</td> <td>局舎ごとに1台 計8台</td> <td>5kVA</td> <td>蓄電池</td> <td>約7分</td> <td>—</td> <td>外部電源喪失後、非常用交流電源設備から給電されるまでの間及び全交流動力電源喪失後、常設代用交流電源設備から給電されるまでの期間を想定する。</td> </tr> <tr> <td>非常用発電機</td> <td>局舎ごとに1台 計8台</td> <td>5kVA</td> <td>ディーゼルエンジン</td> <td>約24時間</td> <td>軽油</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>  <p>第2.1.2(2)図 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成概略図</p> <p>= S.A</p> </div>	名称	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	燃料	備考	無停電電源装置	局舎ごとに1台 計8台	5kVA	蓄電池	約7分	—	外部電源喪失後、非常用交流電源設備から給電されるまでの間及び全交流動力電源喪失後、常設代用交流電源設備から給電されるまでの期間を想定する。	非常用発電機	局舎ごとに1台 計8台	5kVA	ディーゼルエンジン	約24時間	軽油		
名称	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	燃料	備考																		
無停電電源装置	局舎ごとに1台 計8台	5kVA	蓄電池	約7分	—	外部電源喪失後、非常用交流電源設備から給電されるまでの間及び全交流動力電源喪失後、常設代用交流電源設備から給電されるまでの期間を想定する。																		
非常用発電機	局舎ごとに1台 計8台	5kVA	ディーゼルエンジン	約24時間	軽油																			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>DBとしての電源車（緊急時対策所用）（DB）の無停電電源装置の位置付けについて</p> <p>1. 電源車の条文要求上の位置付け</p> <p>DBとしての電源車（緊急時対策所用）（DB）は、第34条で要求されている「異常が発生した場合に適切な措置をとるため」に必要な設備の一つとして設置しているものであり、次項のとおり異常時において使用する機器等の負荷をカバーする容量を備えている。</p> <p>緊急時対策所等の電源構成は添付1のとおり。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>許可基準規則 第34条（緊急時対策所）</p> <p>工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</p> </div>		<p>(3) 設計基準事故対処設備としてのモニタリングポスト及びモニタリングステーションの無停電電源装置及び非常用発電機の位置付けについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無停電電源装置の条文要求上の位置付け <p>設計基準事故対処設備としてのモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機は、第31条で要求されている「無停電電源等により電源復旧までの期間を担保できる設計」として設置しているものであり、次項のとおり必要な負荷をカバーする容量を備えている。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成は第2.1.2(3)図のとおり</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>許可基準規則 第31条（監視設備）</p> <p>発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を原子炉制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>許可基準規則の解釈 第31条（監視設備）</p> <p>5 第31条において、モニタリングポストについては、非常用所内電源に接続しない場合、無停電電源等により電源復旧までの期間を担保できる設計であること。また、モニタリングポストの伝送系は多様性を有する設計であること。</p> </div>	<p>【女川】【大飯】記載方針の相違 記載内容の充実 ・大飯及び女川には本資料はないが、島根2号炉のまとめ資料確認結果として、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの無停電電源装置及び非常用発電機の位置付けについての資料を追加した。 ・島根2号炉ではモニタリングポスト及びモニタリングステーションの非常用発電機を保安電源設備に位置付けているが、泊では保安電源設備には該当しないことを説明した資料である。 ・大飯発電所3／4号炉緊急時対策所のまとめ資料において、保安電源の該非について同等の資料があったため参考に大飯欄に掲載した。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>第2.1.2(3)図 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成概略図</p> <p style="text-align: center;"> = SA</p> <p>なお、当該の電源車（緊急時対策所用）（DB）は、以下の理由により第33条（保安電源設備）に規定される保安電源には該当しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所は重要安全施設には該当しない。 ・非常用電源設備を施設する必要のある「発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置」については、技術基準規則解釈第45条に明確化されているが、これに緊急時対策所は含まれない。 <p>なお、当該の無停電電源装置及び非常用発電機は、以下の理由により第33条（保安電源設備）に規定される保安電源には該当しない。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは重要安全施設には該当しない。</p> <p>非常用電源設備を施設する必要のある「発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置」については、技術基準規則解釈第45条に明確化されているが、これにモニタリングポスト及びモニタリングステーションは含まれない。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
<p>許可基準規則 第33条（保安電源設備） 発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電力系統に連系したものでなければならない。 2 発電用原子炉施設には、非常用電源設備（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。</p> <p>技術基準規則 第45条（保安電源設備） 発電用原子炉施設には、電線路及び当該発電用原子炉施設において常時使用される発電機からの電力の供給が停止した場合において発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置の機能を維持するため、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備を施設しなければならない。</p> <p>技術基準規則解釈 第45条（保安電源設備） 1 第1項に規定する「発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置」とは、以下の装置をいう。 • 第2条第2項第9号ホに規定される装置 • 燃料プール補給水系 • 第3・4条第1項第6号に規定する事故時監視計器 • 原子炉制御室外からの原子炉停止装置 • PWRの加圧器逃がし弁（手動開閉機能）及び同元弁 • 非常用電源設備の機能を達成するための燃料系</p> <p>2. 緊急時対策所の電源車の容量 電源車（緊急時対策所用）（DB）の容量は100kVAであり、合計負荷容量の約78kVAを十分に満足する容量を有している。</p> <p>表 緊急時対策所の電源負荷</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負荷内訳</th> <th>容量(kVA)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通信連絡設備（通信機器、通信端末、ディスプレイ）</td> <td>約 12.5</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所可搬型空気清浄化ファン、エアコン他</td> <td>約 19.4</td> </tr> <tr> <td>モニタリング設備</td> <td>約 23.0</td> </tr> <tr> <td>エンジニアリングエリア用空気清浄化装置他</td> <td>約 17.8</td> </tr> <tr> <td>その他（照明設備、誘導灯等）</td> <td>約 5.3</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>約 78</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 電源車に対する規制要求事項 電源車（緊急時対策所用）（DB）については、設計基準事故時に緊急時対策所に必要な設備としてMS-3と位置づけられることから、以下の条文に対する基準適合性について整理した。詳細については、添付2に示す。</p>	負荷内訳	容量(kVA)	通信連絡設備（通信機器、通信端末、ディスプレイ）	約 12.5	緊急時対策所可搬型空気清浄化ファン、エアコン他	約 19.4	モニタリング設備	約 23.0	エンジニアリングエリア用空気清浄化装置他	約 17.8	その他（照明設備、誘導灯等）	約 5.3	合 計	約 78		<p>許可基準規則 第33条（保安電源設備） 発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電力系統に連系したものでなければならない。 2 発電用原子炉施設には、非常用電源設備（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。</p> <p>技術基準規則 第45条（保安電源設備） 発電用原子炉施設には、電線路及び当該発電用原子炉施設において常時使用される発電機からの電力の供給が停止した場合において発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置の機能を維持するため、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備を施設しなければならない。</p> <p>技術基準規則解釈 第45条（保安電源設備） 1 第1項に規定する「発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置」とは、以下の装置をいう。 • 第2条第2項第9号ホに規定される装置 • 燃料プール補給水系 • 第3・4条第1項第6号に規定する事故時監視計器 • 原子炉制御室外からの原子炉停止装置 • PWRの加圧器逃がし弁（手動開閉機能）及び同元弁 • 非常用電源設備の機能を達成するための燃料系</p> <p>・ 設計基準事故対処設備としてのモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機の容量 モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機の容量は5kVAであり、無停電電源装置及び非常用発電機はモニタリングポスト又はモニタリングステーション以外に負荷を担わないため、十分な容量を有している。</p> <p>・ モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機に対する規制要求事項 モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機については、設計基準事故時にモニタリングポスト及びモニタリングステーションに必要な設備としてMS-3と位置づけられることから、以下の条文に対する基準適合性が求められるが、ハザードにより機能喪失した場合は、代替措置により安全機能を確保するため、第10条及び第12条に対する適合性を第2.1.2(3)表に整理した。</p>	
負荷内訳	容量(kVA)																
通信連絡設備（通信機器、通信端末、ディスプレイ）	約 12.5																
緊急時対策所可搬型空気清浄化ファン、エアコン他	約 19.4																
モニタリング設備	約 23.0																
エンジニアリングエリア用空気清浄化装置他	約 17.8																
その他（照明設備、誘導灯等）	約 5.3																
合 計	約 78																

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第3条（地盤） 第4条（地震） 第5条（津波） 第6条（地震、津波以外の自然現象） 第8条（火災） 第9条（溢水） 第10条（誤操作の防止） 第12条（安全施設）</p> <p>4. 異常時における電源車（緊急時対策所用）（DB）及び電源車（緊急時対策所用）の運用について 緊急時対策所は、通常時は発電所の1号機側非常用所内電源系統から受電するが、事故発生による緊急時対策所立ち上げ以降は、専用の電源車（緊急時対策所用）（DB）から受電する。しかし、事故発生後においても、1号機側非常用所内電源系統から受電が継続している場合は、その状態を継続可能と考える。 電源車（緊急時対策所用）（DB）1台に加えて、代替交流電源として電源車（緊急時対策所用）3台を分散して配備する。電源車（緊急時対策所用）（DB）の起動失敗等により電源供給ができない場合は、SAに移行するおそれがある事象として電源車（緊急時対策所用）の起動を実施する。これにより、緊急時対策所等への電源供給に支障がない。</p> <p>優先順位：電源車（緊急時対策所用）（DB）⇒電源車（緊急時対策所用）①⇒電源車（緊急時対策所用）②⇒電源車（緊急時対策所用）③ ※1号機側非常用所内電源系統から受電が継続している場合は、使用する場合がある。</p> <p>5. 31条（監視設備）における電源確保について 31条においては、電源復旧までの期間を担保する電源として、モニタリングステーション及びモニタリングポスト（以下、「モニタリングポスト等」という。）の専用の無停電電源装置を活用する。モニタリングポスト等の無停電電源装置は約24時間の電源供給が可能な容量を有しており、SAに移行するまでの時間である約30分※に対して十分な余裕を確保していることから、31条の要求事項を満足している。 なお、電源車（緊急時対策所用）（DB）からモニタリングポスト等への電源供給が可能であり容量も確保されていることから、異常時には当該電源車を使用できる。また、全交流動力電源が喪失し30分が経過した以降の電源確保対応としては、SA対応として可搬式モニタリングポストを活用することで、確実な対応が可能である。</p>		<p>第3条（地盤） 第4条（地震） 第5条（津波） 第6条（地震、津波以外の自然現象） 第8条（火災） 第9条（溢水） 第10条（誤操作の防止） 第12条（安全施設）</p> <p>・異常時における無停電電源装置及び非常用発電機の運用について モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、通常時、非常用低圧母線のコントロールセンタから無停電電源装置を経由して所内電源を受電している。 所内電源喪失時は、無停電電源装置から継続して受電を行う。所内電源喪失後約10秒で非常用交流電源装置（ディーゼル発電機）から無停電電源装置を経由して受電を行う。 モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機は、モニタリングポスト及びモニタリングステーション局舎内に設置している非常用発電機制御盤内の不足電圧繼電器により電源喪失を検知することで自動起動し、運転待機状態となる。 自動起動から約40秒以内に、自動切替により電源供給を開始する。非常用発電機は約24時間電源供給が可能である。 また、復電した場合は不足電圧繼電器による検知で、所内電源側に自動で切り替わりその後、モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機が自動停止する。</p>	以上

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>6. 35条（通信連絡設備）における電源の確保について 35条においては、設計基準事故が発生した場合の対応として、非常用所内電源系又は無停電電源に接続することが要求されており、設計基準事故が発生した場合に緊急時対策所において適切な措置をとる上で必要な機器等に無停電電源装置を配置している。これらの無停電電源装置は約2時間以上の電源供給が可能な容量を有しており、SAに移行するまでの時間である約30分[*]に対して十分な余裕を確保していることから、35条の要求事項を満足している。 なお、電源車（緊急時対策所用）（DB）からの供給が可能であり容量も確保されていることから、異常時には使用できる。 ※：全交流動力電源喪失時に重大事故等に対処するために必要な電力の供給が開始されるまでの時間 以上</p> <p>添付1 緊急時対策所、監視設備および通信連絡設備の電源について 添付2 電源車（緊急時対策所用）（DB）の自然現象に対する適合性</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

許可基準規則	規則の解釈(該当箇所の抜粋)	適合性	
三 Cクラス ・静的地震力に対しておおむね強度が弱いこと。 ・機械構造物については、當時作用している荷重及び動荷重に対する応答並びに作用する荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果生ずる応答力に対して、被災基準の安全上適切な強度を有するものと認められる強度をもつた構造による許容限界とする。 ・運搬・配管系については、通常運転時、運転時、緊急運転時における荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果生ずる応力に対して、応答が全般的にCクラス準則に従事するに耐えること。 2 前項の地震力は、地震の発生によつて生ずる 被災基準の安全機能の喪失に対する初期の影響の 度合に応じて許容されなければならない。	2 第4条第2項に規定する地震の発生によつて生ずる被災基準による公害への影響程度等、 地震に伴う生ずる荷重及び動荷重に対する被災基準の安全機能の喪失に対する影響の度合(地震 発生を含む)及びそれに該当するための構造の可燃設備であるため基本的地震動 を超過した場合の影響が生じた場合の影響の度合(以下「震度震度」) といふ。しかし、防護壁が電源喪失した場合の影響の度合(以下「断電震度」) として、地震力に十分に耐え得ることで、地震力に十分に耐え得ることを意味している。	適合性	
四 Cクラス ・地震力と同様に、設計する地震の発生による公害への影響程度等、 地震に伴う生ずる荷重及び動荷重に対する被災基準の安全機能の喪失に対する影響の度合(地震 発生を含む)及びそれに該当するための構造の可燃設備であるため基本的地震動 を超過した場合の影響の度合(以下「震度震度」) といふ。しかし、防護壁が電源喪失した場合の影響の度合(以下「断電震度」) として、地震力に十分に耐え得ることを意味している。	2 第4条第2項に規定する地震の発生によつて生ずる被災基準による公害への影響程度等、 地震に伴う生ずる荷重及び動荷重に対する被災基準の安全機能の喪失に対する影響の度合(地震 発生を含む)及びそれに該当するための構造の可燃設備であるため基本的地震動 を超過した場合の影響の度合(以下「震度震度」) といふ。しかし、防護壁が電源喪失した場合の影響の度合(以下「断電震度」) として、地震力に十分に耐え得ることを意味している。	適合性	
二 防護壁 ①運搬・構造物 ②静的地震力 SクラスとCクラスに属する構造物又は公共施設と同様の安全性能を有する構造物という。	2 第4条第2項に規定する地震の発生によつて生ずる被災基準による公害への影響程度等、 地震に伴う生ずる荷重及び動荷重に対する被災基準の安全機能の喪失に対する影響の度合(地震 発生を含む)及びそれに該当するための構造の可燃設備であるため基本的地震動 を超過した場合の影響の度合(以下「震度震度」) といふ。しかし、防護壁が電源喪失した場合の影響の度合(以下「断電震度」) として、地震力に十分に耐え得ることを意味している。	適合性	
二 防護壁 ①運搬・構造物 ②静的地震力 SクラスとCクラスに属する構造物又は公共施設と同様の安全性能を有する構造物という。	2 第4条第2項に規定する地震の発生によつて生ずる被災基準による公害への影響程度等、 地震に伴う生ずる荷重及び動荷重に対する被災基準の安全機能の喪失に対する影響の度合(地震 発生を含む)及びそれに該当するための構造の可燃設備であるため基本的地震動 を超過した場合の影響の度合(以下「震度震度」) といふ。しかし、防護壁が電源喪失した場合の影響の度合(以下「断電震度」) として、地震力に十分に耐え得ることを意味している。	適合性	
（安全施設） 第十二条 安全施設は、その 安全機能の重要度に応じて、安全機能の構 成されたものでなければならぬ。	第12条（安全施設） 1 第1項に規定す る安全機能の重要度に応じて、安全機能 が確保されたものについては、「充電用 蓄電池原子炉安全機能の重要度分類 規則による」。ここで、当該 規則における「安全機能を有する構造物、 系及び機器」は本規定の「安全施設」に 読み替える。	適合性	
2 安全機能を有する系統のうち、安全機能 の重要度が特に高い安全機能を有するもの は、該機能を構成する機器又は器具の單 一故障（単一の原因によつて一つの機能又 は器具が所の安全機能を失うこと（既属 要因による多段障害と宣言）をいい。以下 同じ。）が発生した場合であって、外部電 源が利用できない場合にはおいても機能でき るよう、当該系統を構成する機器又は器具 の機能、構成及び動作原理を考慮して、多	モニタリングガスト及びセニタリングスチ ーション等の無停電電源装置及び非常用 電源の重要度分類別に基づく重要度分 類は「[基準]」に該当し、[基準]に対する要求 は適合した設計とする。	適合性	
	モニタリングガスト及びセニタリングスチ ーション等の無停電電源装置及び非常用 電源の重要度分類別に基づく重要度分 類は「[基準]」に該当し、[基準]に対する要求 は適合した設計とする。	適合性	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

許可基準規則	規則の解釈(該当箇所の抜粋)	適用性	泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表	泊発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
3 計算基準規則	電源車(緊急時待機用)(DB) は、「耐震重要施設」には該当しない。	電源車(緊急時待機用)(DB) は、「耐震重要施設」には該当しない。	電源車(緊急時待機用)(DB) は、「耐震重要施設」には該当しない。	電源車(緊急時待機用)(DB) は、「耐震重要施設」には該当しない。	電源車(緊急時待機用)(DB) は、「耐震重要施設」には該当しない。	電源車(緊急時待機用)(DB) は、「耐震重要施設」には該当しない。
4 計算基準規則	第三条(構造物の防止) 第三条(構造物の防止)は、前項の規定の生じて 生ずるおそれがある振動の強度に照して安全部 能を損なわれおそれがないものでなければならない。 第五条(設計基準と施設) 第五条(設計基準と施設)は、その箇所中に當 該安全機能を備わるおそれがある振動対象施設の設計に当つては、以下の 事項によること。 — S/C方式に属する施設(構造物等)、漏水防止設備及び津波警報装置を除 く、下部構造三号において同じ)の設置された敷地において、基礎構造による周 上端を用いてから剥離は挿入せねばないと、また、取扱説明書及び取扱説明書等の指 定から漏れ出さない方針とすること。 ①S/C方式に属する施設(構造物等)及び津波警報装置を除く、以下下記第三 号までに記載する事項を除き、他の上端が剥離しない十分高さの位置に設置 すること。 — なお、基準算定における上端が剥離しないために必要と安全設計以外の面設又 は設置等(重大改修等を含む)への措置を含む。)—の措置を設置すること。	第三条(構造物の防止) 第三条(構造物の防止)は、前項の規定の生じて 生ずるおそれがある振動の強度に照して安全部 能を損なわれおそれがないものでなければならない。 第五条(設計基準と施設) 第五条(設計基準と施設)は、その箇所中に當 該安全機能を備わるおそれがある振動対象施設の設計に当つては、以下の 事項によること。 — S/C方式に属する施設(構造物等)、漏水防止設備及び津波警報装置を除 く、下部構造三号において同じ)の設置された敷地において、基礎構造による周 上端を用いてから剥離は挿入せねばないと、また、取扱説明書及び取扱説明書等の指 定から漏れ出さない方針とすること。 ①S/C方式に属する施設(構造物等)及び津波警報装置を除く、以下下記第三 号までに記載する事項を除き、他の上端が剥離しない十分高さの位置に設置 すること。 — なお、基準算定における上端が剥離しないために必要と安全設計以外の面設又 は設置等(重大改修等を含む)への措置を含む。)—の措置を設置すること。	自然現象によつて影響を受ける場 合でも、分析記述された SA 課標 である津波警報装置での警報 (緊急時待機用)(DB)によ る電源供給で機動性を有する。	自然現象によつて影響を受ける場 合でも、分析記述された SA 課標 である津波警報装置での警報 (緊急時待機用)(DB)によ る電源供給で機動性を有する。	自然現象によつて影響を受ける場 合でも、分析記述された SA 課標 である津波警報装置での警報 (緊急時待機用)(DB)によ る電源供給で機動性を有する。	自然現象によつて影響を受ける場 合でも、分析記述された SA 課標 である津波警報装置での警報 (緊急時待機用)(DB)によ る電源供給で機動性を有する。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第31条 監視設備

許可基準規則	規則の解釈(法と当面所の法)	適合性	泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表	相違理由
2.監査実施計画は、当面所が監査する施設に大きな影響を及ぼす者が多くなると想されるる施設に及ぼす監査の実施度を安全機能の利用する状態及び監査対象がV.2.(2)自然現象に対する防災上の考慮に示されたるものとする。	4.施設に及ぼす監査の実施度分類に関する審査会議(V.2.(2))自然現象に対する防災上の考慮に示されたものとする。	泊発電所3号炉 電源車(緊急時利用所用)(DB) の便益額は(MS-3)に示すとおり、「緊急時利用所用」に記載する安全機能に該当する機器又は運転・操作装置等を有する。「緊急時利用所用」に記載する安全機能を有する場合は、(1)「緊急時利用所用」に該当する機器又は運転・操作装置等を有する場合は、「緊急時利用所用」に記載する安全機能に該当する機器又は運転・操作装置等を有する。(2)「緊急時利用所用」に記載する安全機能に該当する機器又は運転・操作装置等を有する場合は、「緊急時利用所用」に記載する安全機能に該当する機器又は運転・操作装置等を有する。	女川原子力発電所2号炉 電源車(緊急時利用所用)(DB) の便益額は(MS-3)に示すとおり、「緊急時利用所用」に記載する安全機能に該当する機器又は運転・操作装置等を有する場合は、「緊急時利用所用」に記載する安全機能に該当する機器又は運転・操作装置等を有する。(2)「緊急時利用所用」に記載する安全機能に該当する機器又は運転・操作装置等を有する場合は、「緊急時利用所用」に記載する安全機能に該当する機器又は運転・操作装置等を有する。	電源車(緊急時利用所用)(DB) の便益額は(MS-3)に示すとおり、「緊急時利用所用」に記載する安全機能に該当する機器又は運転・操作装置等を有する場合は、「緊急時利用所用」に記載する安全機能に該当する機器又は運転・操作装置等を有する。(2)「緊急時利用所用」に記載する安全機能に該当する機器又は運転・操作装置等を有する場合は、「緊急時利用所用」に記載する安全機能に該当する機器又は運転・操作装置等を有する。
3.安全施設は、工場内又はその周辺において発生する火災による災害用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがあるものであつて、人為的要因の範囲に於けるもの(以下「火災用原子炉施設の安全性を損なわせる要因」といふ。)に付して、(1)火災の発生阻止、(2)火災が発生した場合における消火活動の実施、(3)火災の消火手段としての消防工場等の火災、(4)核ガス、(5)瓦斯ガス、(6)船舶の火災、(7)構造物の火災等を有する。	8.警報装置に対する適用基準等について。(1)「緊急時用原子炉施設の安全設備」(平成22年8月30日第4号)(平成22年9月25日第4号)(平成23年3月31日第4号)に該当する。(2)「緊急時用原子炉施設の安全設備」(平成22年9月25日第4号)(平成23年3月31日第4号)に該当しない。	8.警報装置に対する適用基準等について(1)「緊急時用原子炉施設の安全設備」(平成22年8月30日第4号)(平成22年9月25日第4号)に該当する。(2)「緊急時用原子炉施設の安全設備」(平成22年9月25日第4号)(平成23年3月31日第4号)に該当しない。 1.6条について、設計基準において発生する火災により、廃棄用原子炉施設の安全性を損なわせる要因(以下「火災用原子炉施設の安全性を損なわせる要因」といふ。)には、(1)火災の発生阻止、(2)火災が発生した場合における消火活動の実施、(3)火災の消火手段としての消防工場等の火災、(4)核ガス、(5)瓦斯ガス、(6)船舶の火災、(7)構造物の火災等を有する。 2.第8条第2項第4句に於ける「緊急時用原子炉施設の安全設備」(平成23年3月31日第4号)(平成23年3月31日第4号)に該当する。う、不燃性材料や耐火ケーブルの導入による火災の発生防止や、中安制御室設置部位の設置及びひずみ強度防止や、中安制御室設置部位の設置などがなされたこと。 2.基本事項 (1)原子炉施設内の公気区域又は火災区域に設置される安全機能を有する構造。 (2)火災用原子炉施設の火災保護下に該する審査基準。	泊発電所3号炉 電源車(緊急時利用所用)(DB) の便益額は(MS-3)に示すとおり、「緊急時利用所用」に記載する安全機能に該当する機器又は運転・操作装置等を有する場合は、「緊急時利用所用」に記載する安全機能に該当する機器又は運転・操作装置等を有する。	泊発電所3号炉 電源車(緊急時利用所用)(DB) の便益額は(MS-3)に示すとおり、「緊急時利用所用」に記載する安全機能に該当する機器又は運転・操作装置等を有する場合は、「緊急時利用所用」に記載する安全機能に該当する機器又は運転・操作装置等を有する。

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

許可基準規則	規則の解釈(該当箇所の抜粋)	適合性	相違理由
2 消火器、消防栓に備えるものに係る)は、 (1) 原子炉の運転停止を防ぐための機 械を備えないものでなければならない。 3 家庭の規定について、消火装置の設置、漏水又は感熱式が起きた場合の (1) 原子炉の運転停止を防ぐための機 械を備えないものでなければならない。	物、系統及び機器を火災から防護すること目的として、以下に示す火災区域 及び火災区域の外に基づいて、火災警報装置、火災の感知及び発火、火災 の警報装置のいずれかを有する設備等を備えてこと。 ① 原子炉の運転停止及び火災警報装置を起し、操作するための安全機能を有する 放射性物質、系統及び機器を設置されたり、火災区域及び火災区域周 ② 放射性物質の貯蔵又は取り扱い場所、系統及び機器が設置さ れる火災区域。	物、系統及び機器を火災から防護すること目的として、以下に示す火災区域 及び火災区域の外に基づいて、火災警報装置、火災の感知及び発火、火災 の警報装置のいずれかを有する設備等を備えてこと。 ① 原子炉の運転停止及び火災警報装置を起し、操作するための安全機能を有する 放射性物質、系統及び機器を設置されたり、火災区域及び火災区域周 ② 放射性物質の貯蔵又は取り扱い場所、系統及び機器が設置さ れる火災区域。	を実現している。
2 消火器、消防栓に備えるものに係る)は、 (1) 原子炉の運転停止を防ぐための機 械を備えないものでなければならない。 3 家庭の規定について、消火装置の設置、漏水又は感熱式が起きた場合の (1) 原子炉の運転停止を防ぐための機 械を備えないものでなければならない。	物、系統及び機器を火災から防護すること目的として、以下に示す火災区域 及び火災区域の外に基づいて、火災警報装置、火災の感知及び発火、火災 の警報装置のいずれかを有する設備等を備えてこと。 ① 原子炉の運転停止及び火災警報装置を起し、操作するための安全機能を有する 放射性物質、系統及び機器を設置されたり、火災区域及び火災区域周 ② 放射性物質の貯蔵又は取り扱い場所、系統及び機器が設置さ れる火災区域。	物、系統及び機器を火災から防護すること目的として、以下に示す火災区域 及び火災区域の外に基づいて、火災警報装置、火災の感知及び発火、火災 の警報装置のいずれかを有する設備等を備えてこと。 ① 原子炉の運転停止及び火災警報装置を起し、操作するための安全機能を有する 放射性物質、系統及び機器を設置されたり、火災区域及び火災区域周 ② 放射性物質の貯蔵又は取り扱い場所、系統及び機器が設置さ れる火災区域。	を実現している。
設置許可基準規則	規則の解釈(該当箇所の抜粋)	適合性	泊発電所3号炉
4 安全施設は、その健全性及び能力を確認 するため、その健全性の重要度に応じ、 電離原原子炉の運転停止又は停止中に試験又 は検査ができるものでなければならない。 8 第4項に規定する「試験」は検査につ いては、次の各号による。 (1) 安全施設は、運転中に定期的に試験又は検 査(実用化電源原子炉及びその相應施設の 技術基準に據する規則(平成2・5年原子力 規制委員会規則第6号、以下「技術基準規 則」とす))に規定される試験又は検査 を含む。」がであること。ただし、運転中 の試験又は検査によつて電源原子炉の運 転に入るべきな影響を及ぼす場合は、この規 則でない。また、多数又は多様性を備えた 系統及び機器にあつては、各々分離して 試験又は検査ができると。 5 安全施設は、葉タービン、ポンプその 他の機器又は配管の爆破によつて電源原子炉の運 転に入るべきな影響を及ぼす場合は、この規 則でない。	その他、自然現象により影響を受けた場合 でも代替措置により、機能を失しない設 計とする。 モニタリングガスト及びモニタリングステ ーション等の監視電気装置及び非常用 発電機は、発電用原子炉の運転中に停止 中にモニタリングガスト及びモニタリング ステーションの運転前に試験、検査が 可能な設計とする。 一、発電用原子炉の運転中の停機状態にある 安全施設は、運転中に定期的に試験又は検 査(実用化電源原子炉及びその相應施設の 技術基準に據する規則(平成2・5年原子力 規制委員会規則第6号、以下「技術基準規 則」とす))に規定される試験又は検査 を含む。」がであること。ただし、運転中 の試験又は検査によつて電源原子炉の運 転に入るべきな影響を及ぼす場合は、この規 則でない。また、多数又は多様性を備えた 系統及び機器にあつては、各々分離して 試験又は検査ができると。 モニタリングガスト及びモニタリングステ ーション等の監視電気装置及び非常用	女川原子力発電所2号炉	

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

項目の概要(該当箇所の抜粋)	適合性	適合性	適合性	相違理由
許可基準規則 当該部が監視装置へ繋いだりしないものな けれならない。 （設置の防止）	<p>1 第1項に規定する「設置を防ぐための措置を講じたるもの」とは、人間工学 上の諸因子考慮して、製品の設置及び操作易さが半導体の操作性に留まつ ること、「計算機及び蓄積装置あるいは発電用原子炉施設はが正確かつ 直感的であることをもつて取り扱うべきこと」また、「直感的の操作な く運営することは不得であることをもつて、運転員の操作を制 止せよ」と規定するものである。</p>	<p>電源車「緊急時対応所用」(DB) の切替装置は、操作性の防止の ため、「計算機及び蓄積装置はが正確かつ 直感的であることをもつて取り扱うべきこと」 また、「直感的の操作な く運営することは不得であることをもつて、運 転員の操作を制 止せよ」と規定するものである。</p>	<p>電源車「緊急時対応所用」(DB) の切替装置は、操作性の防止の ため、「計算機及び蓄積装置はが正確かつ 直感的であることをもつて取り扱うべきこと」 また、「直感的の操作な く運営することは不得であることをもつて、運 転員の操作を制 止せよ」と規定するものである。</p>	
2 安全設備は、専属に操作することができるもの でなければならぬ。	<p>2 第1項に規定する「安全機能の監視装置に於ける動作の差異を除くことによ つては、発電用原子炉施設の安全部位の重要性分類に関する審 査会による認定を受けた結果、系統及 び機器は本規定の安全基準に沿つて運 営される事とする。</p>	<p>電源車「緊急時対応所用」(DB) の切替装置は、操作性の防止の ため、「計算機及び蓄積装置はが正確かつ 直感的であることをもつて取り扱うべきこと」 また、「直感的の操作な く運営することは不得であることをもつて、運 転員の操作を制 止せよ」と規定するものである。</p>	<p>電源車「緊急時対応所用」(DB) の切替装置は、操作性の防止の ため、「計算機及び蓄積装置はが正確かつ 直感的であることをもつて取り扱うべきこと」 また、「直感的の操作な く運営することは不得であることをもつて、運 転員の操作を制 止せよ」と規定するものである。</p>	
（安全基準） 第十二条 安全機能は、その在全機能の ために於ける「安全機能が確立されたものでなければ ならぬ」。	<p>2 安全機能を有する系統のうち、安全機能の監 視装置は、その在全機能の確立されたものでなければ ならぬ。安全機能を有するものは、係 統保護に対する安全機能又は器具の第一並第二の 一つの機能を有する器具又は器具と系統の の安全機能を有する系統の多目的又は多機能を要求す る場合は、各機器の監視装置による監視が 確立され、各機器の監視装置による監視が確立され てから、これを監視が可能である場合に於け ても相成るべきである。</p>	<p>電源車「緊急時対応所用」(DB) の切替装置は、操作性の防止の ため、「計算機及び蓄積装置はが正確かつ 直感的であることをもつて取り扱うべきこと」 また、「直感的の操作な く運営することは不得であることをもつて、運 転員の操作を制 止せよ」と規定するものである。</p>	<p>電源車「緊急時対応所用」(DB) の切替装置は、操作性の防止の ため、「計算機及び蓄積装置はが正確かつ 直感的であることをもつて取り扱うべきこと」 また、「直感的の操作な く運営することは不得であることをもつて、運 転員の操作を制 止せよ」と規定するものである。</p>	
設置許可基準則 り、安全性を損なわないものでなければならない。 ならない。	<p>6 重要安全施設は、二以上の発電用原子炉 施設において共用し、又は相互に接続する ものでなければならない。ただし、二以上 の発電用原子炉運営と共に、又は相互に 接続する、ことによって当該二以上の発電用 原子炉運営の安全性が向むける場合は、こ の限りない。</p>	<p>電源車はモニタリングボスト又はモニタリ ングステーションの周辺内などに設置され ております。原子炉建屋内のポンプ、その他機 器又は配管は原燃物による蒸気炉等によ る発生する飛散物をさう。なれど、蒸気タービ ン及び発電機の故障等の一次的 傷害、配管の破損、火災、化学反応、重及的相 互作用等による影響等に対する二次的 影響も考慮するものとする。また、上記の 「発生する飛散物」の評価については、「メ タビンミサイル評価について」(同和5.2 年7月20日原子力委員会原子炉安全専門 審議会)等によること。</p>	<p>モニタリングボスト及びモニタリングステ ーション専用の無線装置及び常用用 電源は重要度分級別に基づく重要度分 類は「NS-3」に該当し、「重要度全般」に は該当しない。</p>	
7 安全施設 （重要安全施設を除く。）は 二以上の発電用原子炉施設と共に、又は 相互に接続する場合には、発電用原子炉施 設の安全性を損なうものでなければならない。		<p>モニタリングボスト及びモニタリングステ ーションは発電所で使用されており、1号 炉及び3号炉から受電可能だが、1号炉及 び3号炉から同時に受電することはない。 安全性を損なうものではない。</p>		

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>許可申請別 規制の解釈(該当箇所の抜粋)</p> <p>運合性</p> <p>事故時の原子炉の運行に於ける心配のための原子炉内冷却水における注水機能、原子炉内圧に對する水槽における水槽機能、 核燃料内の放射性物質の運送装置機能、 核燃料内の冷却機能、 非常用電源から可燃ガス供給する船、 非常用電源から非常用の負荷に對し電力供給する船、 非常用電源から許可用の負荷に對し電力供給する船、 非常用電源から常用電源機能、 非常用電源から常用電源機能、 電機合計出力、 が動用され得る能力、 原子炉内圧を非常用換気空調機能、 壓縮空気供給機能、 二、その機能を有する複数の系統があり、それぞれの系統について多量性又は多様性を有する場合、 原子炉内換気圧カーブ(タンク)を構成する底蓋の隔壁機能、 原子炉内換気装置ハンドルを構成する記録の隔壁機能、 工学的安全設計に対する作動機能(各用具として作動させるものを除く)の產生機能、 本設計の原子炉の止状態の隔壁機能、 事故時の中止状態の隔壁機能、 基始時の中止状態の隔壁機能、 基始時の中止状態の隔壁機能、 事故時の中止状態の隔壁機能、 6 新たに選定される運転条件における運転の把握機能、 3 安全機能は、設計基準条件及び計画基準事象における主要な開示条件を定める全ての運転条件において、その機能が実現される確実性を確保するため、通常運転時及び計画基準事象時において、その機能が実現される確実性を確保するため、通常運転時、運転時、運転時における運転条件に適応せねばならない。</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

許可基準規則	規則の解説(該当箇所の抜粋)	適合性	泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表	泊発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

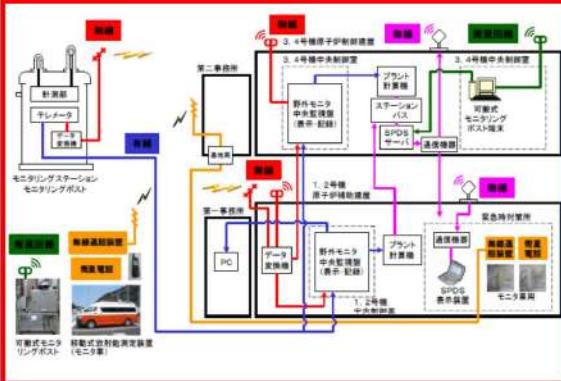
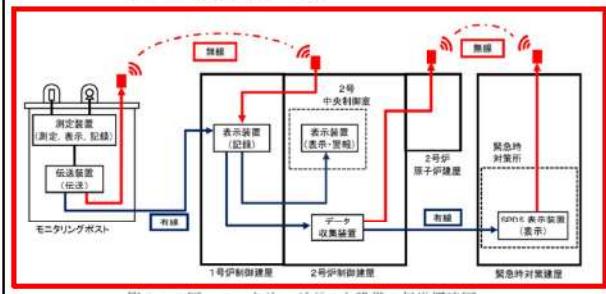
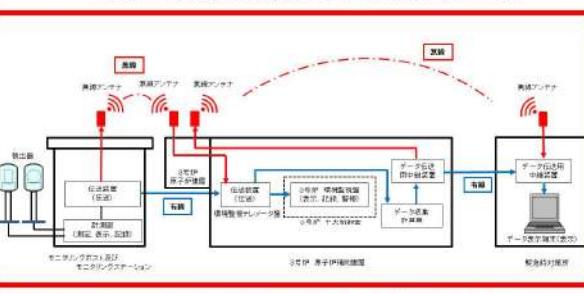
第31条 監視設備

許可基準規則	規則の解釈(該当箇所の抜粋)	適合性	泊発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
6 重要安全施設は、二以上の発電用原子炉施設において共用、又は相互に接続するものであつてはならない。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用、又は相互に接続することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合は、この限りでない。	11 第6項に規定する「重要安全施設」については、「参電用経水型原子炉施設の安全機能の重要性分類に関する審査指針」においてクラスMS-1に分類される下記の機能を有する構造物等を対象とする。 6 重要安全施設は、内部発生二エネルギーの高い液体を内蔵する弁及び配管の破断、高速回転機器の破損、ガス爆発又は重量機器の落下等によって発生する飛散物をうつ。なお、二次的飛散物、火災、化学反応、電気的故障、配管の破損又は機器の故障等の二次的影響も考慮すべき事とする。また、上記の「発生する飛散物の評価について」(昭和52年7月20日原子力委員会原子炉安全管理審査会)等によること。	飛散物とは、内部発生二エネルギーの高い液体を内蔵する弁及び配管の破断、高速回転機器の破損、ガス爆発又は重量機器の落下等によって発生する飛散物をうつ。なお、二次的飛散物、火災、化学反応、電気的故障、配管の破損又は機器の故障等の二次的影響も考慮すべき事とする。また、上記の「発生する飛散物の評価について」(昭和52年7月20日原子力委員会原子炉安全管理審査会)等によること。	是屋外に設置しており、屋内の蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の接続に伴う飛散物により安全性を損なうことない。また飛来物の発生源は近くはない。なお、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管については、飛散物が発生する可能性は十分低いと考えるどもに、設備を想定して他の設備の機能が損なわれる可能性を極めて低くする設計としている。	電源車(緊急待機用) (DB) の重重要度分類指針に基づく重要度分類は「MS-3」に該当、「重要安全施設」には該当しない。	電源車(緊急待機用) (DB) から緊急時対策への始動系統はブロック非常用電源系統と独立しており、電源系統は共用していない。
7 安全施設(重要安全施設を除く。)は、二以上の発電用原子炉施設と接続する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なわなければならない。					

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.3 モニタリングステーション及びモニタリングポストの伝送</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストで測定したデータの伝送を行う構成は、有線及び無線により多様性を有しており、伝送したデータは、中央制御室、事務所で監視、記録を行うことができる。また、緊急時対策所でも監視を行うことができる。</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストの伝送概略図を図2-1-3に示す。</p>  <p>図2.1.3 モニタリングステーション及びモニタリングポストの伝送概略図</p>	<p>2.1.3 モニタリングポストの伝送</p> <p>モニタリングポストで測定したデータの伝送を行う構成は、建屋間において有線系回線及び無線系回線により多様性を有し、測定したデータは、モニタリングポスト設置場所、中央制御室及び緊急時対策所で監視できる設計とする。</p> <p>モニタリングポスト設備の伝送概略図を第2.1-3図に示す。</p> <p>※ 建屋（1号炉制御建屋、2号炉制御建屋及び原子炉建屋、緊急時対策建屋）は、モニタリングポストと同等以上の耐震性を有しており、伝送の多様化の対象範囲は耐震性を有した建屋間とする。</p>  <p>第2.1-3図 モニタリングポスト設備の伝送概略図</p>	<p>2.1.3 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの伝送</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションで測定したデータの伝送を行う構成は、建屋間において有線系回線及び無線系回線により多様性を有し、測定したデータは、モニタリングポスト及びモニタリングステーション設置場所、中央制御室及び緊急時対策所で監視できる設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション設備の伝送概略図を第2.1.3図に示す。</p> <p>※ 建屋（3号炉原子炉建屋、3号炉原子炉補助建屋、緊急時対策所）は、モニタリングポスト及びモニタリングステーションと同等以上の耐震性を有しており、伝送の多様化の対象範囲は耐震性を有した建屋間とする。</p>  <p>第2.1.3図 モニタリングポスト及びモニタリングステーション設備の伝送概略図</p>	<p>【大飯】 ■記載表現の相違 女川実績の反映</p> <p>【大飯】 ■設備の相違 ・伝送データ監視先の相違</p> <p>【女川】 建屋名称の相違</p> <p>【女川】【大飯】 ■設備の相違 ・モニタリングポスト等のデータ伝送設備・伝送ルートの相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

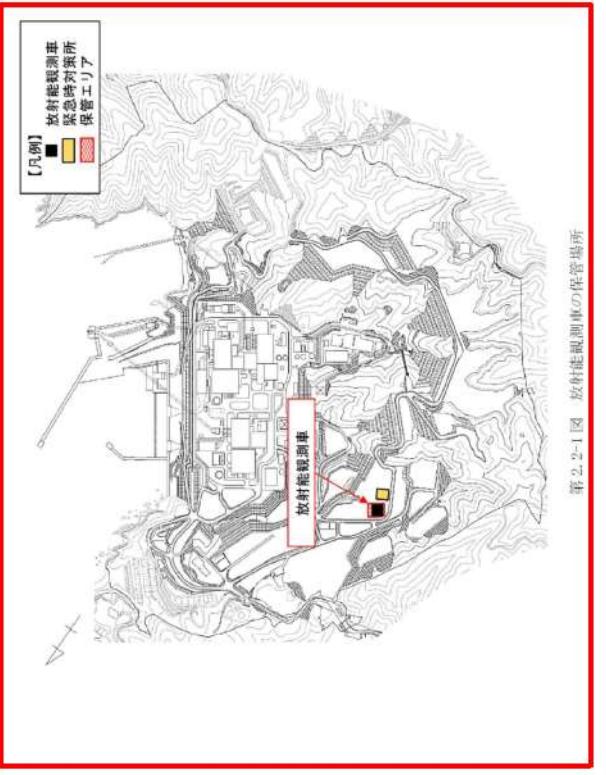
第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																		
<p>2.2 移動式放射能測定装置（モニタ車）</p> <p>周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するために、空間放射線量率の監視、測定、記録装置、及び大気中の放射性物質（粒子状物質、よう素）を採取、測定する装置等を搭載した移動式放射能測定装置（モニタ車）を1台配備している。</p> <p>また、他の当社原子力発電所に移動式放射能測定装置（モニタ車）を5台保有しており、融通を受けることが可能である。更に、原子力事業者間協力協定に基づき、移動式放射能測定装置（モニタ車）11台の融通を受けることが可能である。</p> <p>移動式放射能測定装置（モニタ車）搭載の各計測器の計測範囲等を表2-2に示す。</p> <p>表2-2 移動式放射能測定装置（モニタ車）搭載の各計測器範囲等（主な項目）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>検出器の種類</th><th>計測範囲</th><th>警報動作範囲</th><th>記録方法</th><th>台数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移動式放射能測定装置（モニタ車）</td><td>空気吸収線量率計 NaI(Tl)シンチレーション よう素モニタ NaI(Tl)シンチレーション</td><td>1.0×10⁻⁴nGy/h～ 1.0×10⁻⁴nGy/h 1.0×10⁻⁴cps～ 1.0×10⁻⁴cps</td><td>—</td><td>記録紙</td><td>1</td></tr> </tbody> </table> <p>（その他主な搭載機器） 台数：各1台 <ul style="list-style-type: none"> 電離箱サーベイメータ 汚染サーベイメータ NaIシンチレーションサーベイメータ 車載ダスト・よう素サンプラー 無線通信装置 衛星電話 風向風速計 </p> <p>空気吸収線量率計 よう素モニタ</p> <p>（移動式放射能測定装置（モニタ車）の写真）</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	記録方法	台数	移動式放射能測定装置（モニタ車）	空気吸収線量率計 NaI(Tl)シンチレーション よう素モニタ NaI(Tl)シンチレーション	1.0×10 ⁻⁴ nGy/h～ 1.0×10 ⁻⁴ nGy/h 1.0×10 ⁻⁴ cps～ 1.0×10 ⁻⁴ cps	—	記録紙	1	<p>2.2 放射能観測車</p> <p>周辺監視区域境界付近の放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するために、放射線量率を監視し、及び測定し、並びに記録する装置、空気中の放射性物質（粒子状物質、よう素）を採取し、及び測定する装置等を搭載した放射能観測車を1台配備している。</p> <p>放射能観測車搭載の各計測器の計測範囲等を第2.2-1表に、放射能観測車の保管場所を第2.2-1図に示す。</p> <p>なお、東通原子力発電所より放射能観測車1台の融通を受けることが可能である。</p> <p>また、原子力災害時における原子力事業者間協力協定に基づき、放射能観測車11台の協力を受けることが可能である。</p> <p>第2.2-1表 放射能観測車搭載の各計測器の計測範囲等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>検出器の種類</th><th>計測範囲</th><th>記録方法</th><th>台数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射能観測車</td><td>フィールドモニタ 放射性ダスト測定装置 放射性よう素測定装置</td><td>NaI(Tl)シンチレーション GM管 NaI(Tl)シンチレーション</td><td>0～10¹ nGy/h～ 0～999999 カウント 0～999999 カウント</td><td>サブリグ サブリグ サブリグ</td><td>1台 1台 1台</td></tr> </tbody> </table> <p>（その他主な搭載機器）台数：各1台 <ul style="list-style-type: none"> ダスト・よう素サンプラ 移動無線設備（車載型） 衛星電話設備（携帯型） 風向風速計 </p> <p>（放射能観測車の写真）</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	記録方法	台数	放射能観測車	フィールドモニタ 放射性ダスト測定装置 放射性よう素測定装置	NaI(Tl)シンチレーション GM管 NaI(Tl)シンチレーション	0～10 ¹ nGy/h～ 0～999999 カウント 0～999999 カウント	サブリグ サブリグ サブリグ	1台 1台 1台	<p>2.2 放射能観測車</p> <p>周辺監視区域境界付近の放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するために、放射線量率を監視し、及び測定し、並びに記録する装置、空気中の放射性物質（粒子状物質、よう素）を採取し、及び測定する装置等を搭載した放射能観測車を1台配備している。</p> <p>放射能観測車搭載の各計測器の計測範囲等を第2.2.1表に、放射能観測車の保管場所を第2.2.1図に示す。</p> <p>また、原子力災害時における原子力事業者間協力協定に基づき、放射能観測車11台の協力を受けることが可能である。</p> <p>第2.2.1表 放射能観測車搭載の各計測器の計測範囲等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>検出器の種類</th><th>計測範囲</th><th>記録方法</th><th>台数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射能観測車</td><td>空気吸収線率 NaI(Tl) 量率モニタ ダスト 測定装置 よう素 測定装置</td><td>NaI(Tl) 量率モニタ GM管 NaI(Tl) シンチレーション</td><td>0～10¹ nGy/h～ 8.7×10¹ nGy/h 0 count～ 10⁶ count 0 count～ 10⁶ count</td><td>記録紙 記録紙 記録紙 記録紙</td><td>1 1 1 1</td></tr> </tbody> </table> <p>（その他主な搭載機器）台数：各1台 <ul style="list-style-type: none"> ダスト・よう素サンプラ 空気吸収線率サーベイメータ（電離箱・NaI(Tl)シンチレーション） 気象観測設備（風向風速計・温湿度計） 移動無線設備（車載型） 衛星電話設備（携帯型） 無線連絡設備（携帯型） </p> <p>空気吸収線率モニタ検出器 ダスト測定装置 よう素測定装置 （放射能観測車の写真）</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	記録方法	台数	放射能観測車	空気吸収線率 NaI(Tl) 量率モニタ ダスト 測定装置 よう素 測定装置	NaI(Tl) 量率モニタ GM管 NaI(Tl) シンチレーション	0～10 ¹ nGy/h～ 8.7×10 ¹ nGy/h 0 count～ 10 ⁶ count 0 count～ 10 ⁶ count	記録紙 記録紙 記録紙 記録紙	1 1 1 1	<p>【大飯】 ■記載表現の相違 女川実績の反映</p> <p>【女川】 【大飯】記載方針の相違 女川と大飯固有の放射能観測車の運用に関する説明について記載。</p> <p>【女川】 【大飯】 ■設備の相違 ・放射能観測車の設備の仕様の相違</p>
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	記録方法	台数																																
移動式放射能測定装置（モニタ車）	空気吸収線量率計 NaI(Tl)シンチレーション よう素モニタ NaI(Tl)シンチレーション	1.0×10 ⁻⁴ nGy/h～ 1.0×10 ⁻⁴ nGy/h 1.0×10 ⁻⁴ cps～ 1.0×10 ⁻⁴ cps	—	記録紙	1																																
名称	検出器の種類	計測範囲	記録方法	台数																																	
放射能観測車	フィールドモニタ 放射性ダスト測定装置 放射性よう素測定装置	NaI(Tl)シンチレーション GM管 NaI(Tl)シンチレーション	0～10 ¹ nGy/h～ 0～999999 カウント 0～999999 カウント	サブリグ サブリグ サブリグ	1台 1台 1台																																
名称	検出器の種類	計測範囲	記録方法	台数																																	
放射能観測車	空気吸収線率 NaI(Tl) 量率モニタ ダスト 測定装置 よう素 測定装置	NaI(Tl) 量率モニタ GM管 NaI(Tl) シンチレーション	0～10 ¹ nGy/h～ 8.7×10 ¹ nGy/h 0 count～ 10 ⁶ count 0 count～ 10 ⁶ count	記録紙 記録紙 記録紙 記録紙	1 1 1 1																																

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

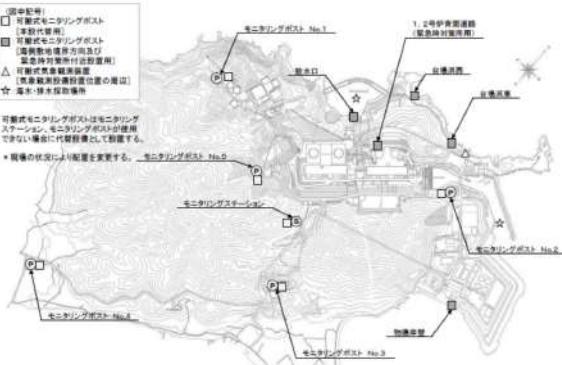
第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 放射能観測車 ■ 緊急待機所 ■ 保管エリア <p>図2.2-1 図 放射能観測車の保管場所</p>	 <p>図2.2.1 図 放射能観測車の保管場所</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 記載表現の相違 ■ 女川実績の反映 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 運用の相違 ・放射能観測車の保管場所の相違

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

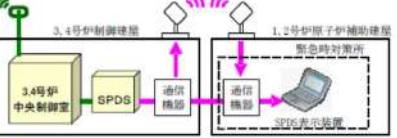
第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.3 代替モニタリング設備 2.3.1 可搬式モニタリングポスト</p> <p>可搬式モニタリングポストは、3号炉及び4号炉共用で11個（モニタリングステーション及びモニタリングポストを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な個数としての6個を含み、原子炉格納施設を囲む8方位及び緊急時対策所付近における放射線量の測定が可能な個数）、予備として6個を保管している。配置位置を図2-3-1、計測範囲等を表2-3-1、仕様を表2-3-2に示す。</p> <p>可搬式モニタリングポストの電源は、外部バッテリにより7日間連続で稼動できる設計としており、外部バッテリを交換することにより継続して計測できる。また、測定データは、可搬式モニタリングポストの電子メモリに記録するとともに、無線（衛星系回線）により、緊急時対策所に伝送することができる。伝送概略図を図2-3-2に示す。</p>  <p>図2-3-1 モニタリング設備の配置場所及び試料採取場所</p>			<p>【大飯】記載箇所の相違 ・泊は女川同様、SA設備についての補足説明事項は60条まとめ資料に整理している。 ・大飯は60条まとめ資料にはこれらの事項を掲載していないが、比較のため60条まとめ資料上に掲載し比較を実施している。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																			
<p>表2.3.1 可搬式モニタリングポストの計測範囲等 (主な項目)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>検出器の種類</th><th>計測範囲</th><th>警報動作範囲</th><th>個数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式モニタリングポスト</td><td>Na I (T1) シンチレーション式</td><td>B.G. ~ 10×10^6nGy/h</td><td>—</td><td>11 (予備6)</td></tr> </tbody> </table> <p>表2.3.2 可搬式モニタリングポストの仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電 源</td><td>7日間程度供給（外部バッテリを交換することにより継続して計測）</td></tr> <tr> <td>記 録</td><td>測定値は電子メモリに記録</td></tr> <tr> <td>伝 送</td><td>無線（衛星系回線）により、緊急時対策所にてデータ収集 ※伝送が不調の場合は、現場で指示を確認する。</td></tr> <tr> <td>概略寸法</td><td>検出器部：約500(W)×約670(H)×約300(D)mm 架台部：約820(W)×約470(H)×約500(D)mm</td></tr> <tr> <td>質 量</td><td>検出器部（内部バッテリ含む）：約25kg 架台部（外部バッテリ含む）：約45kg ※手順書を整備し、訓練により連駆・設置作業ができる確認している。 設置にかかる時間は、約5.8時間。（2~4名で車両等を用いて11箇所設置）</td></tr> </tbody> </table> <p>(空間放射線量率) ・Na I (T1) シンチレーション検出器</p>  <p>(可搬式モニタリングポストの写真)</p> <p>可搬式モニタリングポスト</p>  <p>図2.3.2 可搬式モニタリングポスト伝送概略図</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	個数	可搬式モニタリングポスト	Na I (T1) シンチレーション式	B.G. ~ 10×10^6 nGy/h	—	11 (予備6)	項目	内 容	電 源	7日間程度供給（外部バッテリを交換することにより継続して計測）	記 録	測定値は電子メモリに記録	伝 送	無線（衛星系回線）により、緊急時対策所にてデータ収集 ※伝送が不調の場合は、現場で指示を確認する。	概略寸法	検出器部：約500(W)×約670(H)×約300(D)mm 架台部：約820(W)×約470(H)×約500(D)mm	質 量	検出器部（内部バッテリ含む）：約25kg 架台部（外部バッテリ含む）：約45kg ※手順書を整備し、訓練により連駆・設置作業ができる確認している。 設置にかかる時間は、約5.8時間。（2~4名で車両等を用いて11箇所設置）
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	個数																		
可搬式モニタリングポスト	Na I (T1) シンチレーション式	B.G. ~ 10×10^6 nGy/h	—	11 (予備6)																		
項目	内 容																					
電 源	7日間程度供給（外部バッテリを交換することにより継続して計測）																					
記 録	測定値は電子メモリに記録																					
伝 送	無線（衛星系回線）により、緊急時対策所にてデータ収集 ※伝送が不調の場合は、現場で指示を確認する。																					
概略寸法	検出器部：約500(W)×約670(H)×約300(D)mm 架台部：約820(W)×約470(H)×約500(D)mm																					
質 量	検出器部（内部バッテリ含む）：約25kg 架台部（外部バッテリ含む）：約45kg ※手順書を整備し、訓練により連駆・設置作業ができる確認している。 設置にかかる時間は、約5.8時間。（2~4名で車両等を用いて11箇所設置）																					

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.3.2 放射性物質の濃度測定</p> <p>移動式放射能測定装置（モニタ車）のダスト・よう素サンプラー、汚染サーベイメータ又はよう素モニタが機能喪失した際の代替測定装置として可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラー、汚染サーベイメータ、Na Iシンチレーションサーベイメータ）を配備している。</p> <p>発電所周辺の空気中放射性物質濃度の測定のため、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラー、汚染サーベイメータ、Na Iシンチレーションサーベイメータ）を用いて測定を行う。</p> <p>また、取水路、放水路等の海水・排水を採取し、可搬型放射線計測装置（Na Iシンチレーションサーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）により採取試料の放射性物質の測定を行うとともに、必要に応じてZnSシンチレーション計数装置、GM計数装置、γ線多重波高分析装置を用いて水中の放射性物質の濃度を測定する。海水、排水の採取場所を図2-3-1に示す。</p> <p>なお、重大事故等によりバックグラウンドが上昇し、現場での測定ができなくなった場合は、1, 2号炉ホットカウント室で測定を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>ダスト・よう素の採取</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ダストの測定</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>よう素の測定</p> </div> </div> <p>(主な可搬型放射線計測装置の写真)</p>			<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川同様、SA設備についての補足説明事項は60条まとめ資料に整理している。 ・大飯は60条まとめ資料にはこれらの事項を掲載していないが、比較のため60条まとめ資料上に掲載し比較を実施している。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
<p>2.4 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する計測器</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を測定するために、小型船舶、可搬型放射線計測装置及び電離箱サーベイメータを使用する。可搬型放射線計測装置及び電離箱サーベイメータは、重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる。</p> <p>発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する計測器の計測範囲等を表2-4に示す。</p> <p>表2-4 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する計測器の計測範囲等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>検出器の種類</th><th>計測範囲</th><th>警報動作範囲</th><th>記録</th><th>個数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式ダストサンプラー</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>2 (予備1)</td></tr> <tr> <td>汚染サーベイメータ</td><td>プラスチックシンチ レーション式 検出器</td><td>0~300kmin⁻¹</td><td>—</td><td>サンプリング 記録</td><td>2 (予備1)</td></tr> <tr> <td>NaIシンチレーション サーベイメータ</td><td>NaI(Tl)シンチレー ーション式検出器</td><td>D.O. ~30pCi/h</td><td>—</td><td>サンプリング 記録</td><td>2 (予備1)</td></tr> <tr> <td>ZnSシンチレーション サーベイメータ</td><td>ZnS(Ag)シンチレー ーション式検出器</td><td>0~99.9kmin⁻¹</td><td>—</td><td>サンプリング 記録</td><td>1 (予備1)</td></tr> <tr> <td>β線サーベイメータ</td><td>プラスチックシンチ レーション式 検出器</td><td>0~300kmin⁻¹</td><td>—</td><td>サンプリング 記録</td><td>1 (予備1)</td></tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td><td>電離箱式検出器</td><td>1.0pSv/h~ 300mSv/h</td><td>—</td><td>サンプリング 記録</td><td>2 (予備1)</td></tr> <tr> <td>小型船舶</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>1 (予備1)</td></tr> </tbody> </table>	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	記録	個数	可搬式ダストサンプラー	—	—	—	—	2 (予備1)	汚染サーベイメータ	プラスチックシンチ レーション式 検出器	0~300kmin ⁻¹	—	サンプリング 記録	2 (予備1)	NaIシンチレーション サーベイメータ	NaI(Tl)シンチレー ーション式検出器	D.O. ~30pCi/h	—	サンプリング 記録	2 (予備1)	ZnSシンチレーション サーベイメータ	ZnS(Ag)シンチレー ーション式検出器	0~99.9kmin ⁻¹	—	サンプリング 記録	1 (予備1)	β線サーベイメータ	プラスチックシンチ レーション式 検出器	0~300kmin ⁻¹	—	サンプリング 記録	1 (予備1)	電離箱サーベイメータ	電離箱式検出器	1.0pSv/h~ 300mSv/h	—	サンプリング 記録	2 (予備1)	小型船舶	—	—	—	—	1 (予備1)			<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川同様、SA設備についての補足説明事項は60条まとめ資料に整理している。 ・大飯は60条まとめ資料にはこれらの事項を掲載していないが、比較のため60条まとめ資料上に掲載し比較を実施している。
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	記録	個数																																														
可搬式ダストサンプラー	—	—	—	—	2 (予備1)																																														
汚染サーベイメータ	プラスチックシンチ レーション式 検出器	0~300kmin ⁻¹	—	サンプリング 記録	2 (予備1)																																														
NaIシンチレーション サーベイメータ	NaI(Tl)シンチレー ーション式検出器	D.O. ~30pCi/h	—	サンプリング 記録	2 (予備1)																																														
ZnSシンチレーション サーベイメータ	ZnS(Ag)シンチレー ーション式検出器	0~99.9kmin ⁻¹	—	サンプリング 記録	1 (予備1)																																														
β線サーベイメータ	プラスチックシンチ レーション式 検出器	0~300kmin ⁻¹	—	サンプリング 記録	1 (予備1)																																														
電離箱サーベイメータ	電離箱式検出器	1.0pSv/h~ 300mSv/h	—	サンプリング 記録	2 (予備1)																																														
小型船舶	—	—	—	—	1 (予備1)																																														

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

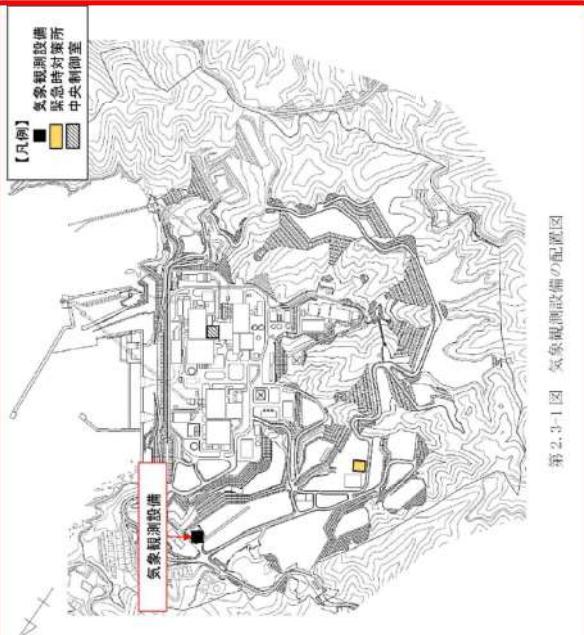
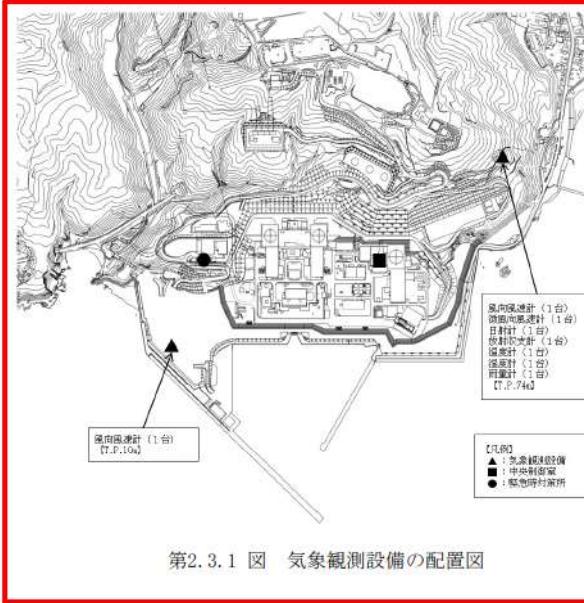
第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 可搬式ダストサンプラー  汚染サーベイメータ  β線サーベイメータ  電離箱サーベイメータ <small>(可搬型放射線計測装置等の写真)</small>	 Na Iシンチレーションサーベイメータ  Zn Sシンチレーションサーベイメータ  小型船舶		<small>【大飯】記載箇所の相違</small> <ul style="list-style-type: none"> 泊は女川同様、SA設備についての補足説明事項は60条まとめ資料に整理している。 大飯は60条まとめ資料にはこれらの事項を掲載していないが、比較のため60条まとめ資料上に掲載し比較を実施している。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

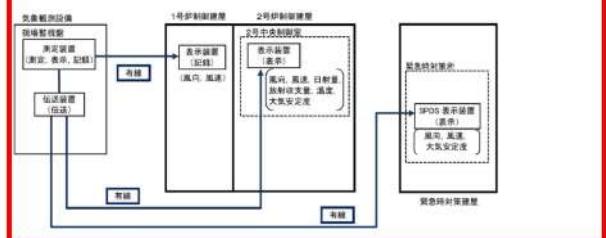
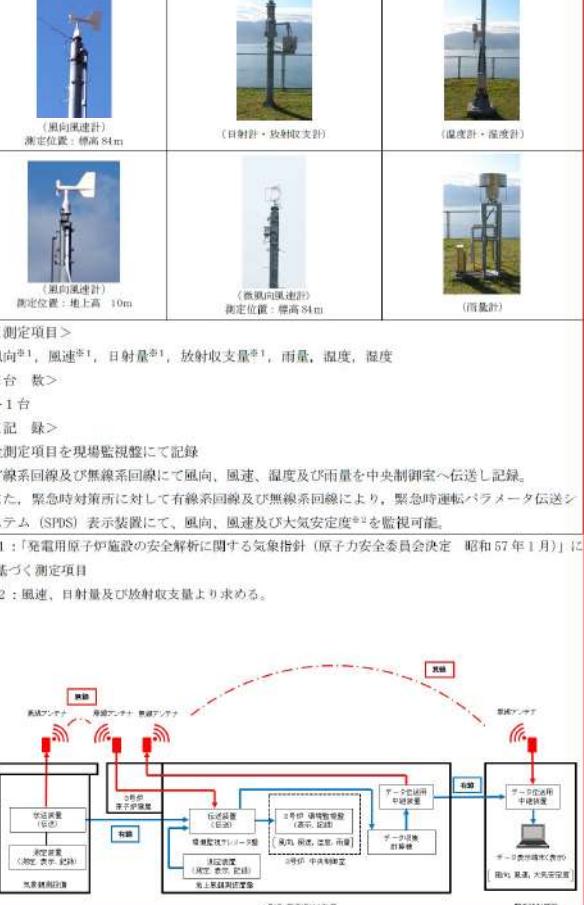
第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 気象観測設備について</p> <p>3.1 気象観測設備</p> <p>気象観測設備は、放射性気体廃棄物の放出管理、発電所周辺の一般公衆の被ばく線量評価及び一般気象データ収集のために、風向、風速、日射量、放射収支量、雨量、温度及び湿度を測定、記録する。</p> <p>気象観測設備の配置図を図3-1、測定項目等を表3-1に示す。</p>  <p>図3-1 気象観測設備の配置図</p> <p>【凡例】 ■ 気象観測設備 □ 警戒監視装置 ● 中央制御室</p> <p>ドップラーソーラー式風向風速計(1台) 風車型風向風速計(1台) 【E.L. 約+13m】</p> <p>電気式日射計(1台) 風防型放射収支計(1台) 電気式温湿度計(1台) 静電容量式温湿度計(1台) 乾燥球式温湿度計(1台) 【E.L. 約+14m】</p> <p>2.3 気象観測設備</p> <p>気象観測設備は、放射性気体廃棄物の放出管理及び発電所周辺の一般公衆の被ばく線量評価並びに一般気象データ収集のために、風向、風速、日射量、放射収支量、降水量、温度等を測定し、測定した風向、風速及び大気安定度^{*1}データは、中央制御室及び緊急時対策所に表示し、監視を行うことができる設計とする。</p> <p>また、そのデータを記録し、保存することができる設計とする。</p> <p>気象観測設備の各測定器は周囲の構造物の影響のない位置^{*2}に配置する設計とする。</p> <p>気象観測設備の配置図を第2.3-1図に、測定項目等を第2.3-1表に示す。</p> <p>また、気象観測設備のデータ伝送系については、第2.3-2図に示すとおりとする。</p> <p>※1 風速、日射量及び放射収支量より求める。</p> <p>※2 「露場から建物までの距離は建物の高さから1.5mを引いた値の3倍以上、または露場から10m以上。」「露場中央部における地上1.5mの高さから周囲の建物に対する平均仰角は18度以下。」(地上気象観測指針(2002 気象庁))</p>  <p>図2.3-1 図 気象観測設備の配置図</p> <p>【凡例】 ■ 気象観測設備 □ 警戒監視装置 ● 中央制御室</p> <p>気象観測設備 (1台)</p> <p>2.3 気象観測設備</p> <p>気象観測設備は、放射性気体廃棄物の放出管理及び発電所周辺の一般公衆の被ばく線量評価並びに一般気象データ収集のために、風向、風速、日射量、放射収支量、雨量、温度等を測定し、測定した風向、風速及び大気安定度^{*1}データは、中央制御室及び緊急時対策所に表示し、監視を行うことができる設計とする。</p> <p>また、そのデータを記録し、保存することができる設計とする。</p> <p>気象観測設備の各測定器は周囲の構造物の影響のない位置^{*2}に配置する設計とする。</p> <p>気象観測設備の配置図を第2.3.1図に、測定項目等を第2.3.1表に示す。</p> <p>また、気象観測設備のデータ伝送系については、第2.3.2図に示すとおりとする。</p> <p>※1 風速、日射量及び放射収支量より求める。</p> <p>※2 「露場から建物までの距離は建物の高さから1.5mを引いた値の3倍以上、または露場から10m以上。」「露場中央部における地上1.5mの高さから周囲の建物に対する平均仰角は18度以下。」(地上気象観測指針(2002 気象庁))</p>  <p>図2.3.1 図 気象観測設備の配置図</p> <p>【凡例】 ■ 気象観測設備 □ 警戒監視装置 ● 中央制御室</p> <p>気象観測設備 (1台)</p> <p>泊風速計 (1台)</p> <p>泊地帯風速計 (1台)</p> <p>日射計 (1台)</p> <p>放射収支計 (1台)</p> <p>温湿度計 (1台)</p> <p>雨量計 (1台)</p> <p>【E.P. 74m】</p> <p>【E.P. 10m】</p> <p>【女川】 ■ 設計方針の相違 ・発電所敷地内における設備配置、地形の相違に気象観測設備の配置の相違</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p>表3.1 気象観測設備の測定項目等 気象観測設備</p>  <p>台数：1 (測定項目) 風向、風速、日射量[#] 放射収支量[#]、雨量 湿度、温度 ※「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（原子力安全委員会決定 昭和57年1月）」に基づく <測定項目></p> <p>= DB</p>	<p>第2.3-1表 気象観測設備の測定項目等 気象観測設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>風向風速計 (ドップラーソーダ)</th> <th>日射計・放射収支計</th> <th>雨雪量計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>測定位置：標高 175m</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>風向風速計 (露地)</th> <th>温度計</th> <th>湿度計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>測定位置：地上高 10m</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><測定項目> 風向^{#1}、風速^{#1}、日射量^{#1}、放射収支量^{#1}、降水量、温度、湿度 <台数> 各1台 <記録> 全測定項目を現場監視盤にて記録。また、風向、風速は有線系回線により1号中央制御室でも記録。風向、風速、日射量、放射収支量、温度及び大気安定度^{#2}を2号中央制御室で表示。 また、緊急時対策所に対しては有線系回線により、安全バラメータ表示システム（SPDS）表示装置にて、風向、風速及び大気安定度^{#2}を監視可能。 ※1：「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に基づく測定項目 ※2：風速、日射量及び放射収支量より求める。</p> <p>第2.3-2図 気象観測設備の伝送概略図</p> 	風向風速計 (ドップラーソーダ)	日射計・放射収支計	雨雪量計				測定位置：標高 175m			風向風速計 (露地)	温度計	湿度計				測定位置：地上高 10m			<p>第2.3.1表 気象観測設備の測定項目 気象観測設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>（風向風速計） 測定位置：標高 84m</th> <th>（日射計・放射収支計）</th> <th>（雨量計）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>（風向風速計） 測定位置：地上高 10m</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>測定位置：地上高 10m</td> <td>測定位置：標高 84m</td> <td>（雨量計）</td> </tr> </tbody> </table> <p><測定項目> 風向^{#1}、風速^{#1}、日射量^{#1}、放射収支量^{#1}、雨量、温度、湿度 <台数> 各1台 <記録> 全測定項目を現場監視盤にて記録 有線系回線及び無線系回線にて風向、風速、温度及び雨量を中央制御室へ伝送し記録。 また、緊急時対策所に対して有線系回線及び無線系回線により、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）表示装置にて、風向、風速及び大気安定度^{#2}を監視可能。 ※1：「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（原子力安全委員会決定 昭和57年1月）」に基づく測定項目 ※2：風速、日射量及び放射収支量より求める。</p> <p>第2.3.2図 気象観測設備の伝送概略図</p> 	（風向風速計） 測定位置：標高 84m	（日射計・放射収支計）	（雨量計）				（風向風速計） 測定位置：地上高 10m			測定位置：地上高 10m	測定位置：標高 84m	（雨量計）	<p>【大飯】 ■記載表現の相違 女川実績の反映</p> <p>【女川】【大飯】 ■設備の相違 ・気象観測所の設備の外観・設備仕様・データ伝送ルートの相違</p>
風向風速計 (ドップラーソーダ)	日射計・放射収支計	雨雪量計																															
測定位置：標高 175m																																	
風向風速計 (露地)	温度計	湿度計																															
測定位置：地上高 10m																																	
（風向風速計） 測定位置：標高 84m	（日射計・放射収支計）	（雨量計）																															
（風向風速計） 測定位置：地上高 10m																																	
測定位置：地上高 10m	測定位置：標高 84m	（雨量計）																															

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.2 可搬式気象観測装置</p> <p>気象観測設備が機能喪失した際、可搬式気象観測装置を使用して風向、風速、日射量、放射収支量、雨量、温度及び湿度を測定、記録する。設置場所は、以下の理由より、恒設の気象観測設備露場近傍とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① グランドレベルが恒設の気象観測設備露場と同じ。 ② 設置場所周辺の建物や樹木の影響が少ない。 ③ 事故時に放射性物質が放出された際に緊急時対策所付近の風向・風速を把握できる。 <p>可搬式気象観測装置の配置図を図3-2、測定項目等を表3-2に示す。</p> <p>可搬式気象観測装置の電源は、バッテリを使用し約1.5日間連続稼動できる設計としており、バッテリを交換することにより繰り返して計測できる。また、測定データは、可搬式気象観測装置の電子メモリに電磁的に記録するとともに、無線により、緊急時対策所に伝送することができる。</p> <p>なお、移動式放射能測定装置（モニタ車）に搭載している風向、風速計にて、風向、風速を測定することも可能である。</p>  <p>図3-2 可搬式気象観測装置の配置場所</p>			<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川同様、SA設備についての補足説明事項は60条まとめ資料に整理している。 ・大飯は60条まとめ資料にはこれらの事項を掲載していないが、比較のため60条まとめ資料上に掲載し比較を実施している。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由					
<p>表3.2 可搬式気象観測装置の測定項目等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>可搬式気象観測装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td>(可搬式気象観測装置の写真)</td> </tr> <tr> <td>個数: 1 (予備 1)</td> </tr> <tr> <td> <p>（測定項目） 風向き、風速、日射量、放射収支量、雨量、温度及び湿度 （記録） 電子メモリにて記録。 また、計測データは緊急時対策所へ無線により伝送可能。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※「発電用原子炉施設の安全解析に関する指針（原子炉安全委員会決定 昭和57年1月）」に基づく測定項目</p>	可搬式気象観測装置		(可搬式気象観測装置の写真)	個数: 1 (予備 1)	<p>（測定項目） 風向き、風速、日射量、放射収支量、雨量、温度及び湿度 （記録） 電子メモリにて記録。 また、計測データは緊急時対策所へ無線により伝送可能。</p>			<p>【大飯】記載箇所の相違 ・泊は女川同様、SA設備についての補足説明事項は60条まとめ資料に整理している。 ・大飯は60条まとめ資料にはこれらの事項を掲載していないが、比較のため60条まとめ資料上に掲載し比較を実施している。</p>
可搬式気象観測装置								
								
(可搬式気象観測装置の写真)								
個数: 1 (予備 1)								
<p>（測定項目） 風向き、風速、日射量、放射収支量、雨量、温度及び湿度 （記録） 電子メモリにて記録。 また、計測データは緊急時対策所へ無線により伝送可能。</p>								

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付 周辺モニタリング設備（補足説明資料）</p> <p>　　〈目次〉</p> <p>1. モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源</p> <p>(1) モニタリングステーション及びモニタリングポストへの電源供給</p> <p>(2) モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源及び送電ラインのDB／SAの取り合いについて</p> <p>2. その他のモニタリング設備</p> <p>(1) サーベイメータ等を搭載したモニタリング可能な車両 （モニタリング資機材運搬車）</p> <p>(2) サーベイメータや可搬式ダストサンプラー等</p> <p>(3) 海水・排水の放射性物質の濃度測定</p> <p>(4) 小型船舶によるモニタリング</p> <p>(5) 重大事故等時における放射能測定について</p> <p>(6) 土壌モニタリング</p> <p>3. 緊急時モニタリングの実施手順及び体制</p> <p>(1) 放射線量及び放射性物質濃度</p> <p>(2) 海水、排水中及び土壤の放射性物質濃度</p> <p>(3) 気象観測</p> <p>(4) 緊急時モニタリングの実施手順及び体制</p> <p>4. 緊急時モニタリングに関する要員の動き</p> <p>(1) 事故発生からブルーム通過後までの要員の動き</p> <p>(2) ホットカウント室へのアクセス性について</p> <p>5. 放射能放出率の算出</p> <p>(1) 可搬式モニタリングポストの配置場所</p> <p>(2) 冬季の設置に関する影響</p> <p>(3) 放射能放出率の算出</p> <p>(4) 放出放射能量の計算例</p> <p>(5) 可搬式モニタリングポストによる放射線量率の計測について</p> <p>(6) 可搬式モニタリングポストによる放射線量率の検出について</p> <p>(7) ブルーム発生時の移動方向の把握</p> <p>6. 可搬式気象観測装置の観測項目について</p> <p>(1) 観測項目</p> <p>(2) 各測定項目の必要性</p> <p>7. 発電所敷地外の緊急時モニタリング体制</p> <p>(1) 発電所敷地外のモニタリング</p> <p>(2) オフサイトセンターへの情報連絡</p> <p>8. 他の原子力事業者との協力体制（原子力事業者間協力協定）</p> <p>(1) 原子力事業者間協力協定締結の背景</p> <p>(2) 原子力事業者間協力協定（内容）</p>			<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <p>・泊は女川同様、SA設備についての補足説明事項は60条まとめ資料に整理している。</p> <p>・大飯3/4号炉のまとめ資料としては、これらの事項は60条まとめ資料には掲載していないが、泊3号炉の比較表としては、60条まとめ資料上に掲載した。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

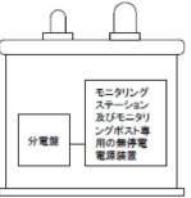
第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>9. モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策手段 (1)汚染予防対策 (2)汚染除去対策 (3)バックグラウンド低減の目安について</p> <p>10. 移動式放射能測定装置（モニタ車）、可搬式モニタリングポスト等の保管場所</p> <p>11. モニタリングステーション及びモニタリングポスト、可搬式モニタリングポスト移動式放射能測定装置（モニタ車）のデータ伝送について</p>			<p>【大飯】記載箇所の相違 ・泊は女川同様、SA設備についての補足説明事項は60条まとめ資料に整理している。 ・大飯3/4号炉のまとめ資料としては、これらの事項は60条まとめ資料には掲載していないが、泊3号炉の比較表としては、60条まとめ資料上に掲載した。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
1. モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源 (1) モニタリングステーション及びモニタリングポストへの電源供給 <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源については、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下、「設置許可基準規則」という。）」第31条（監視設備）及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下、「技術基準規則」という。）」第34条（計測装置）の対応として、モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置により電源の供給を可能とすることも、緊急時対策所を経由して電源車（緊急時対策所用）（DB）からも電源の供給が可能とすることにより、電源復旧までの期間を担保できる設計とする。</p> <p>また、「設置許可基準規則」第60条（監視測定設備）及び「技術基準規則」第75条（監視測定設備）の対応として、代替電源設備（電源車（緊急時対策所用））からの給電が可能である。</p> <p>a. モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置の設備仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>台数</th><th>出力</th><th>発電方式</th><th>バックアップ時間</th><th>燃料</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無停電電源装置（UPS）</td><td>各1台</td><td>約3kVA×5 (1台当たり)</td><td>鉛蓄電池</td><td>約24時間</td><td>—</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>b. モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源（無停電電源装置）概略図</p>   <p>(モニタリングステーションとモニタリングポスト専用の無停電電源装置の写真)</p> <p>c. 電源車（緊急時対策所用）（DB）及び電源車（緊急時対策所用）</p> <p>電源車（緊急時対策所用）（DB）及び電源車（緊急時対策所用）の容量は100kVAであり、モニタリングステーション及びモニタリングポストの負荷も含む合計負荷容量の約78kVAを十分に満足する容量を有している。</p> <p>また、電源車（緊急時対策所用）（DB）及び電源車（緊急時対策所用）は、電源喪失時から約1時間以内に電源を供給することができる。</p>	項目	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	燃料	備考	無停電電源装置（UPS）	各1台	約3kVA×5 (1台当たり)	鉛蓄電池	約24時間	—				<p>【大飯】記載箇所の相違 ・泊は女川同様、SA 設備についての補足説明事項は 60 条まとめ資料に整理している。 ・大飯 3/4 号炉のまとめ資料としては、これらの事項は 60 条まとめ資料には掲載していないが、泊 3 号炉の比較表としては、60 条まとめ資料上に掲載した。</p>
項目	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	燃料	備考											
無停電電源装置（UPS）	各1台	約3kVA×5 (1台当たり)	鉛蓄電池	約24時間	—												

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源及び送電ラインのDB／SAの取り合いについて 全電源喪失時においてモニタリングステーション及びモニタリングポストが健全である場合、電源車（緊急時対策所用）以降の設備も同様に健全であることから、電源車（緊急時対策所用）からの給電が可能である。また、別途緊急時対策所については重大事故等対処設備（SA設備）であるため、電源車（緊急時対策所用）から緊急時対策所まではSA設備とした。</p> <p>図 モニタリングステーション及びモニタリングポストの設備構成の位置づけ</p>			<p>【大飯】記載箇所の相違 ・泊は女川同様、SA設備についての補足説明事項は60条まとめ資料に整理している。 ・大飯3/4号炉のまとめ資料としては、これらの事項は60条まとめ資料には掲載していないが、泊3号炉の比較表としては、60条まとめ資料上に掲載した。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. その他のモニタリング設備 「設置許可基準規則」第60条(監視測定設備)及び「技術基準規則」第75条(監視測定設備)の対応として、可搬式モニタリングポストを、3号炉及び4号炉共用で11個(モニタリングステーション及びモニタリングポストを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な個数としての6個を含み、原子炉格納施設を囲む8方位及び緊急時対策所付近における放射線量の測定が可能な個数)、予備として6個及び移動式放射能測定装置(モニタ車)1台を保管及び配備する。 また、他の当社原子力発電所に移動式放射能測定装置(モニタ車)を5台保有しており融通を受けることが可能である。更に、原子力事業者間協力協定に基づき、移動式放射能測定装置(モニタ車)11台の融通を受けることが可能である。 上記モニタリング設備の他に、モニタリング資機材運搬車及びサーベイメータや可搬式ダストサンプラ等を組み合わせることで、状況に応じて、発電所内外のモニタリングを総合的に行う。</p> <p>(1) サーベイメータ等を搭載したモニタリング可能な車両(モニタリング資機材運搬車) サーベイメータ等を搭載し、任意の場所のモニタリングを行うモニタリング資機材運搬車を1台配備している。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 台数: 1台 b 主な搭載機器(個数: 各1個) <ul style="list-style-type: none"> ・電離箱サーベイメータ ・汚染サーベイメータ ・NaIシンチレーションサーベイメータ ・可搬式ダストサンプラ ・衛星携帯電話  <p>(モニタリング資機材運搬車の写真)</p>			<p>【大飯】記載箇所の相違 ・泊は女川同様、SA設備についての補足説明事項は60条まとめ資料に整理している。 ・大飯3/4号炉のまとめ資料としては、これらの事項は60条まとめ資料には掲載していないが、泊3号炉の比較表としては、60条まとめ資料上に掲載した。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) サーベイメータや可搬式ダストサンプラー等 サーベイメータや可搬式のサンプラー等は、移動式放射能測定装置（モニタ車）、モニタリング資機材運搬車に搭載する他、状況に応じて、モニタリングに使用する。</p> <p>a. 放射線量の測定 サーベイメータにより現場の放射線量率を測定する。 • 電離箱サーベイメータ（個数：2個）予備1個</p>  <p>(電離箱サーベイメータ)</p> <p>b. 放射性物質の採取 可搬式のサンプラーにより空気中の放射性物質（ダスト、よう素）を採取する。 • 可搬式ダストサンプラー（個数：2個）予備1個</p>  <p>(可搬式ダストサンプラー)</p>			<p>【大飯】記載箇所の相違 • 泊は女川同様、SA設備についての補足説明事項は60条まとめ資料に整理している。 • 大飯3/4号炉のまとめ資料としては、これらの事項は60条まとめ資料には掲載していないが、泊3号炉の比較表としては、60条まとめ資料上に掲載した。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 放射性物質の測定</p> <ul style="list-style-type: none"> • Na Iシンチレーションサーベイメータ（個数：2個）予備1個 • 汚染サーベイメータ（個数：2個）予備1個 • γ線多重波高分析装置（個数：1個） • ZnSシンチレーションサーベイメータ（個数：1個）予備1個 • β線サーベイメータ（個数：1個）予備1個 • GM計数装置（個数：1個） • ZnSシンチレーション計数装置（個数：1個） <p>各種計測器のイメージを以下に示す。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> (Na Iシンチレーションサーベイメータ) (汚染サーベイメータ) (γ線多重波高分析装置) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> (ZnSシンチレーションサーベイメータ) (β線サーベイメータ) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> (GM計数装置) (ZnSシンチレーション計数装置) </div>			<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川同様、SA設備についての補足説明事項は60条まとめ資料に整理している。 ・大飯3/4号炉のまとめ資料としては、これらの事項は60条まとめ資料には掲載していないが、泊3号炉の比較表としては、60条まとめ資料上に掲載した。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 海水・排水の放射性物質の濃度測定 発電所の周辺海域については、取水路、放水路等の海水・排水を採取し、可搬型放射線計測装置（Na Iシンチレーションサーベイメータ、Zn Sシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）により放射性物質を測定する。また、必要に応じて前処理を行い、Zn Sシンチレーション計数装置、GM計数装置、γ線多重波高分析装置を用いて水中の放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>(4) 小型船舶によるモニタリング 発電所の周辺海域への放射性物質漏えいが確認された場合や敷地内でのモニタリングが困難な場合等には、船舶による発電所の周辺海域の放射線量及び放射性物質の濃度の測定を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 台数：1台（予備1台） b. 最大積載重量：375kg c. モニタリング時に持ち込む主な資機材 <ul style="list-style-type: none"> ・電離箱サーベイメータ：1個 ・可搬式ダストサンプラー：1個 ・海水採取用機材（容器等）：1式 d. 保管場所 <ul style="list-style-type: none"> ・1・2号重油タンク近傍エリア（E.L. 約+14m） e. 移動：車両等にて荷揚岸壁へ運搬 小型船舶を保管場所から車両等を用いて取水路まで運搬し、海面に着水するまでの時間は、現場での検証の結果、約2時間である。 			<p>【大飯】記載箇所の相違 ・泊は女川同様、SA設備についての補足説明事項は60条まとめ資料に整理している。 ・大飯3/4号炉のまとめ資料としては、これらの事項は60条まとめ資料には掲載していないが、泊3号炉の比較表としては、60条まとめ資料上に掲載した。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) 重大事故等時における放射能測定について</p> <p>重大事故等時において、バックグラウンドが上昇し、測定が困難になった場合には、1, 2号炉ホットカウント室 ((1, 2号炉原子炉補助建屋内) (E.L. +23.8m)) にて、モニタリングで採取した試料(ダスト、よう素、海水、排水)の放射能測定を行う。</p> <p>ホットカウント室は、可搬型空気浄化装置で、放射性物質(ダスト、よう素)により汚染した空気を浄化することができ、ホットカウント室内に汚染した空気を可能な限り取り込まないようにする。</p> <p>ホットカウント室の汚染防止対策として、ホットカウント室及びホットカウント室周りをポリシートで養生するとともに、万一汚染した場合は、ポリシートの取替えを行う。</p> <p>また、鉛マット等を測定器の周りに配置し、測定器のバックグラウンドを下げる。</p> <p>なお、放射性ブルーム通過中は放射能測定を実施しない。(放射能測定は他の事業所でも測定可能。)</p> <p>ホットカウント室の配置</p> <p>1, 2号炉 原子炉補助建屋 (E.L. +23.8m)</p> <p>1. 鉛マット 2. ポリシート 3. 空気</p> <p>汚染防止対策</p> <p>仲間みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>(6) 土壌モニタリング</p> <p>発電所敷地内の土壌を採取し、汚染サーベイメータ等により放射性物質を測定する。また、必要に応じてZnSシンチレーションサーベイメータによりα線(ウラン、プルトニウム等)、β線サーベイメータによりβ線(ストロンチウム等)を測定する。</p>			<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川同様、SA 設備についての補足説明事項は 60 条まとめ資料に整理している。 ・大飯 3/4 号炉のまとめ資料としては、これらの事項は 60 条まとめ資料には掲載していないが、泊 3 号炉の比較表としては、60 条まとめ資料上に掲載した。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 緊急時モニタリングの実施手順及び体制 原子力事業者が実施する敷地内及び敷地境界のモニタリングは、以下の手順で行う。</p> <p>(1) 放射線量及び放射性物質濃度</p> <ul style="list-style-type: none"> 警戒事態が発生した場合、事象進展に伴う放射線量の変化を的確に把握するため、モニタリングステーション1台、モニタリングポスト5台の稼動状況を確認する。 モニタリングステーション及びモニタリングポストが使用できない場合は、可搬式モニタリングポストにて放射線量の監視を行う。 可搬式モニタリングポストを海側敷地境界方向及び緊急時対策所付近に配備し、放射線量の監視を行う。 移動式放射能測定装置（モニタ車）が使用できない場合は、可搬型放射線計測装置により、発電所構内の放射性物質濃度を測定する。 敷地境界付近の放射線量のデータにより、海側方向に放射性物質が放出された場合でも、放出放射能量の算出が可能である。 <p>(2) 海水、排水中及び土壤の放射性物質濃度</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電所の周辺海域の状況把握のために、取水路、放水路等の海水、排水の採取を行い、放射性物質の濃度測定を行う。 また、発電所の周辺海域への放射性物質の漏えいが確認された場合や敷地内でのモニタリングが困難な場合等には、小型船舶による発電所の周辺海域の放射線量及び放射性物質の測定を行う。 発電所敷地内の土壤モニタリングが必要と判断した場合に、放射性物質の濃度を測定する。 <p>(3) 気象観測</p> <ul style="list-style-type: none"> 気象観測設備が使用できない場合は、可搬式気象観測装置で気象観測を行う。 			<p>【大飯】記載箇所の相違 ・泊は女川同様、SA設備についての補足説明事項は60条まとめ資料に整理している。 ・大飯3/4号炉のまとめ資料としては、これらの事項は60条まとめ資料には掲載していないが、泊3号炉の比較表としては、60条まとめ資料上に掲載した。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

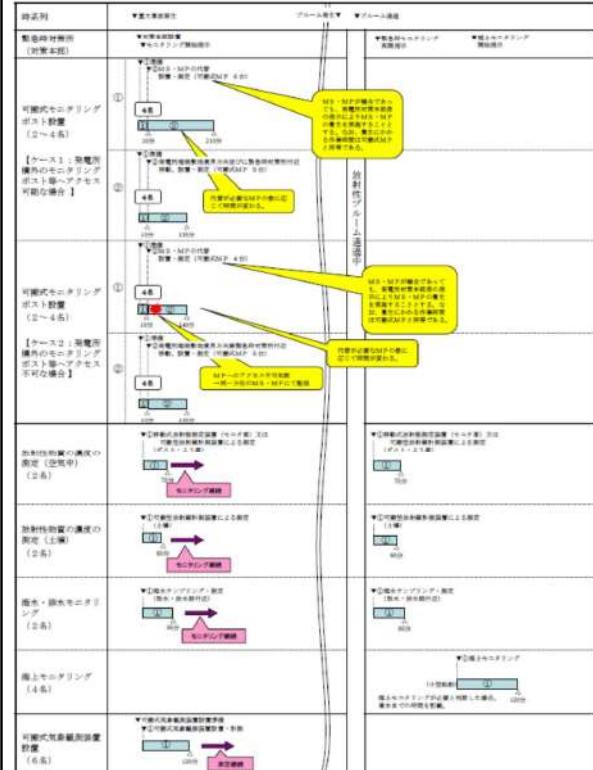
第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(4) 緊急時モニタリングの実施手順及び体制						
モニタリングの考え方	対応	開始時期の考え方	対応要員			
モニタリングステーション及びモニタリングポストの代替	可搬式モニタリングポストの配置	モニタリングステーション、モニタリングポストが使用できない場合 原子力災害対策特別措置法 第10条特定事象発生後	2～4名			【大飯】記載箇所の相違 ・泊は女川同様、SA設備についての補足説明事項は60条まとめ資料に整理している。 ・大飯3/4号炉のまとめ資料としては、これらの事項は60条まとめ資料には掲載していないが、泊3号炉の比較表としては、60条まとめ資料上に掲載した。
空気中のモニタリング	空気中（ダスト・よう素）の測定	重大事故等発生後、排気筒ガスマニタ等の指示値等を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所及びその周辺の空気中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合	2名			
土壤のモニタリング	土壤の測定	重大事故等発生後、排気筒ガスマニタ等の指示値を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出され、土壤中の放射性物質の濃度の測定が必要となった場合（ブルーム通過後）	2名			
水中のモニタリング	海水、排水の測定	重大事故発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値等を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合	2名			
海上のモニタリング	空気中（ダスト・よう素）及び海水の測定	重大事故発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値等を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合	4名			
恒設の気象観測設備の代替	可搬式気象観測装置の設置	重大事故等発生後、気象観測設備の故障等により、気象観測設備による風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量の測定機能が喪失した場合	6名			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 緊急時モニタリングに関する要員の動き 「3. 緊急時モニタリングの実施手順及び体制」に示す対応要員について、事故発生からブルーム通過後までの動きを以下に示す。</p> <p>(1) 事故発生からブルーム通過後までの要員の動き</p>  <p>The diagram illustrates the movement timelines for staff involved in emergency monitoring from the accident to the bloom passage. It compares the procedures at the three power plants:</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川原子力発電所2号炉 (女川): Shows staff moving from their posts to the control room and then to the emergency monitoring post. 泊発電所3号炉 (泊): Shows staff moving directly from their posts to the emergency monitoring post. 大飯発電所3/4号炉 (大飯): Shows staff moving from their posts to the control room, then to the emergency monitoring post, and finally to the emergency monitoring post outside the building. <p>Annotations highlight differences in staff movement paths and sequences between the plants.</p>			<p>【大飯】記載箇所の相違 ・泊は女川同様、SA設備についての補足説明事項は60条まとめ資料に整理している。 ・大飯3/4号炉のまとめ資料としては、これらの事項は60条まとめ資料には掲載していないが、泊3号炉の比較表としては、60条まとめ資料上に掲載した。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) ホットカウント室へのアクセス性について 海水及び排水サンプリングで採取したサンプリング試料の放射能測定を実施する1, 2号炉のホットカウント室については、耐震Sクラスの補助建屋内にあり、補助建屋へアクセスする1, 2号炉背面道路（E.L. 約+31m）からホットカウント室（E.L. +23.8m）までのアクセスルートについては、障害となる機器がないためアクセスが可能である。</p> <p>1, 2号炉背面通路(E.L.約+31m) 原子炉補助建屋 2号機 1号機 EL.約+31m 屋外 EL.+23.8m EL.+17.3m EL.+11.3m EL.+4.9m 1.2号炉 ホットカウント室</p> <p>ホットカウント室へのアクセスルート</p>			<p>【大飯】記載箇所の相違 ・泊は女川同様、SA設備についての補足説明事項は60条まとめ資料に整理している。 ・大飯3/4号炉のまとめ資料としては、これらの事項は60条まとめ資料には掲載していないが、泊3号炉の比較表としては、60条まとめ資料上に掲載した。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5. 放射能放出率の算出</p> <p>重大事故等が発生した場合に、海側敷地境界付近を含み原子炉格納施設を囲む8方位をほぼ網羅する位置に可搬式モニタリングポストを設置し、風下方向の放射線量を測定する。</p> <p>また、可搬式モニタリングポストで得られた放射線量のデータから、放射能放出率を算出し、放出放射能量を求める。</p> <p>(1) 可搬式モニタリングポストの配置場所</p> <p>下図に可搬式モニタリングポストの配置場所を示す。</p> <p>可搬式モニタリングポストは、大飯発電所から8方位をほぼ網羅する位置に設置する。また、アクセスルートが確保できていない等の状況から構外モニタリングポスト付近に設置できない場合は、発電所構内にある同一方位のモニタリングポストまたは可搬式モニタリングポストにて監視する。</p> <p>(2) 冬季の設置に関する影響</p> <p>可搬式モニタリングポストは、外気温-10 °Cでも使用できる設計となっている他、衛星系回線は降雨雪時にも影響を受けにくいものを採用している。(降雨雪の影響を受けにくい無線周波数帯 [2.5 GHz/2.6 GHz] を使用)</p> <p>また、設置場所への運搬については、大飯発電所構内において一定 (10cm) 以上の積雪が観測された時点で、速やかに除雪車による除雪が実施される体制にしているため支障はない。</p> <p>なお、設置場所に積雪があった場合には、運搬車両に除雪用具を積載しており、除雪することで設置場所を確保することが可能である。</p>			<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は女川同様、SA設備についての補足説明事項は60条まとめ資料に整理している。 大飯3/4号炉のまとめ資料としては、これらの事項は60条まとめ資料には掲載していないが、泊3号炉の比較表としては、60条まとめ資料上に掲載した。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 放射能放出率の算出</p> <p>重大事故等時において、放射性物質が放出された場合に放射性物質の放射能放出率を算出すために、可搬式モニタリングポストで得られた放射線量のデータより、以下の算出式を用いる。</p> <p>(出典：「環境放射線モニタリング指針（原子力安全委員会 平成22年4月）」より)</p> <p>a. 放射性希ガス放出率（Q）の算出式 $Q = 4 \times D \times U / D_0 / E \quad (\text{GBq/h})$</p> <p>Q : 実際の条件下での放射性希ガス放出率 (GBq/h) D : 風下のモニタリング地点で実測された空気カーマ率^{#1} (μGy/h) D₀ : 空気カーマ率図のうち地上放出高さ及び大気安定度が該当する図から読み取った地表地点における空気カーマ率 (μGy/h) (at放出率: 1GBq/h, 風速: 1m/s, 実効エネルギー: 1MeV/dis) ^{#2} U : 平均風速 (m/s) E : 原子炉停止から推定時点までの経過時間によるガンマ線実効エネルギー (MeV/dis)</p> <p>b. 放射性ヨウ素放出率（Q）の算出式 $Q = 4 \times X \times U / X_0 \quad (\text{GBq/h})$</p> <p>Q : 実際の条件下での放射性ヨウ素放出率 (GBq/h) X : 風下のモニタリング地点で実測された大気中の放射性ヨウ素濃度^{#1} (Bq/m³) X₀ : 地上高さ及び大気安定度が該当する地表濃度分布図より読み取った地表面における大気中放射性ヨウ素濃度 (Bq/m³) (at放出率: 1GBq/h, 風速: 1m/s) ^{#2} U : 平均風速 (m/s)</p> <p><small>#1: モニタリングで得られたデータを使用 #2: 排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布図および放射性雲からの等空気カーマ率分布（III）（日本原子力研究所2004年6月JAERI Date/Code 2004 010）</small></p>			<p>【大飯】記載箇所の相違 ・泊は女川同様、SA設備についての補足説明事項は60条まとめ資料に整理している。 ・大飯3/4号炉のまとめ資料としては、これらの事項は60条まとめ資料には掲載していないが、泊3号炉の比較表としては、60条まとめ資料上に掲載した。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

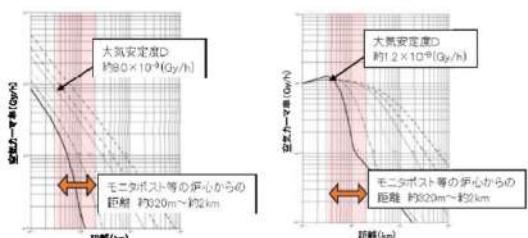
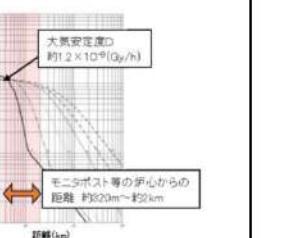
第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 放出放射能量の計算例</p> <p>以下に、放射性希ガスによる放出放射能量の計算例を示す。 (風速は「1 m」、大気安定度は「D」とする。)</p> <p>放射性希ガス放出率=$4 \times D \times U / D_0 / E$ $=4 \times 5 \times 10^4 \times 1.0 / 1.2 \times 10^{-3} / 0.5 = 3.3 \times 10^8$ (GBq/h) $(3.3 \times 10^{17}$ Bq/h)</p> <p>D : 安全係数 D : モニタリング地点（風下方向）実測された空間放射線量率 $\Rightarrow 50$ mGy/h (5×10^4 μGy/h) ※1 Sv=1 Gyとした U : 放出地上高さにおける平均風速 $\Rightarrow 1.0$ m/s $D_0 : 1.2 \times 10^{-3}$ μGy/h E : 原子炉停止から推定時点までの経過時間によるガンマ線実効エネルギー $\Rightarrow 0.5$ MeV/dis</p> <p>※ 放射性よう素の放出放射能量は、可搬式ダストサンプラーにより採取、測定したデータから算出する。</p>			<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は女川同様、SA 設備についての補足説明事項は 60 条まとめ資料に整理している。 ・大飯 3/4 号炉のまとめ資料としては、これらの事項は 60 条まとめ資料には掲載していないが、泊 3 号炉の比較表としては、60 条まとめ資料上に掲載した。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) 可搬式モニタリングポストによる放射線量率の計測について</p> <p>重大事故等が発生した場合に、周辺監視区域境界に設置している固定モニタリング設備（モニタリングステーション1台、モニタリングポスト5台）が機能を喪失した場合の代替用に6個及び海側敷地境界方向に5個可搬式モニタリングポストを設置し、風下方向の放射線量を測定する。</p> <p>なお、ブルームが高い位置から放出された場合でも、ブルームが通過する上空と地表面の間に放射線を遮へいするものが無いため、地表面に設置する可搬式モニタリングポストで十分に計測が可能である。</p> <p>【放出高さ0mの場合】</p>  <p>【放出高さ80mの場合】</p>  <p>図 地表面における放射性雲からのγ線による空気カーマ率分布</p> <p>出典：「排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布図および放射性雲からの等空気カーマ率分布（III）」 (日本原子力研究所2004年6月JAERI-Data/Code 2004-010)</p>			<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川同様、SA 設備についての補足説明事項は 60 条まとめ資料に整理している。 ・大飯 3/4 号炉のまとめ資料としては、これらの事項は 60 条まとめ資料には掲載していないが、泊 3 号炉の比較表としては、60 条まとめ資料上に掲載した。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

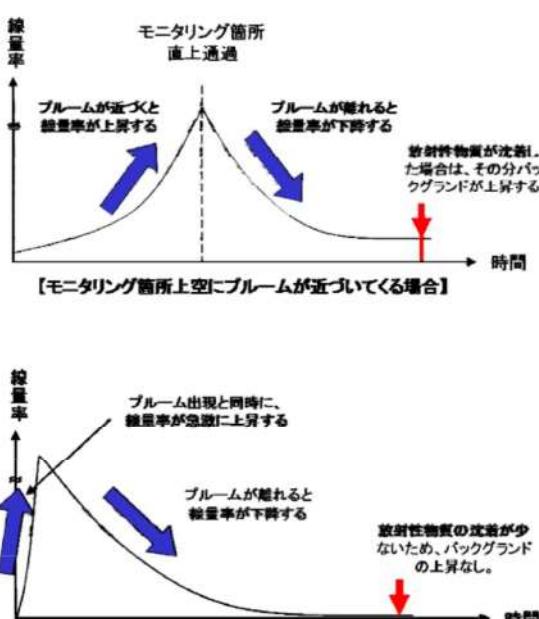
第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>(6) 可搬式モニタリングボストによる放射線量率の検出について</p> <p>a. 重大事故等時における敷地内の空間放射線量率測定に必要な最大測定レンジについて</p> <p>重大事故等時において、放出放射能量を推定するために、敷地内で空間放射線量率を測定する場合の最大測定レンジは福島第一原子力発電所の実績を踏まえて 92mSv/h 程度（炉心からの距離 320m 程度の場合）が必要であると考えられる。当社のモニタリング設備は、炉心から約 320m～2km の範囲で各方位に分散して設置されており、100mSv/h の測定レンジがあればブルーム発生を感知することは十分に可能である。</p> <p>仮に炉心に近いモニタリング箇所で直接・スカイシャイン線の影響により測定範囲を超えたとしても、近隣のモニタリング設備の測定値により推定することは可能である。</p> <p>b. 最大レンジの考え方</p> <p>・福島第一原子力発電所敷地周辺の最大放射線量率は、原子炉建屋から約 900m の距離にある正門付近で約 11mSv/h であった。これをもとに炉心から約 320m と約 2km を計算すると線量率は、約 3～92mSv/h となる。</p> <p>(距離と線量率の関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>炉心からの距離 (m)</th><th>線量率 (mSv/h)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約320</td><td>約13～92 ^{※1}</td></tr> <tr> <td>約900</td><td>約11 ^{※2}</td></tr> <tr> <td>約2,000</td><td>約3～8 ^{※3}</td></tr> </tbody> </table> <p>※1：風速 1 m/s、放熱高さ 30m、大気安定度 A～F 「換気塔から放出される放射性氯化マグネシウム濃度分布 図および放射性氯化マグネシウム濃度分布 (III)」(日本原子力研究開発機構 2004 年 6 月 TAIRI- Data / Code 2004-010) を用いて算出 ※2：福島第一原子力発電所の原子炉建屋より約 900m の距離 にある正門付近</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故後、福島第一原子力発電所の事務所本館南側（原子炉施設より約 200m）の仮設モニタリングボストで空間線量率は 1mSv/h 程度であった。 ・瓦礫等の影響でバックグラウンドが高くなる場合は、設置場所を変更する等の対応を実施する。 	炉心からの距離 (m)	線量率 (mSv/h)	約320	約13～92 ^{※1}	約900	約11 ^{※2}	約2,000	約3～8 ^{※3}			<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川同様、SA 設備についての補足説明事項は 60 条まとめ資料に整理している。 ・大飯 3/4 号炉のまとめ資料としては、これらの事項は 60 条まとめ資料には掲載していないが、泊 3 号炉の比較表としては、60 条まとめ資料上に掲載した。
炉心からの距離 (m)	線量率 (mSv/h)										
約320	約13～92 ^{※1}										
約900	約11 ^{※2}										
約2,000	約3～8 ^{※3}										

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(7) ブルーム発生時の移動方向の把握</p> <p>モニタリング設備で監視している空間放射線量率の時間変化により、ブルームの移動方向を知ることができる。以下の図のように、ブルームがモニタリング箇所に近づいてくる場合と、近づいてこない場合では空間放射線量率の時間変化に違いが出ることから、ブルームの移動方向の特定が可能である。</p>  <p>【モニタリング箇所上空にブルームが近づいてくる場合】</p> <p>【モニタリング箇所上空にブルームが近づいてこない場合】</p> <p>(出典:「石島原子力事故調査報告書」東京電力株式会社)</p>			<p>【大飯】記載箇所の相違 ・泊は女川同様、SA 設備についての補足説明事項は 60 条まとめ資料に整理している。 ・大飯 3/4 号炉のまとめ資料としては、これらの事項は 60 条まとめ資料には掲載していないが、泊 3 号炉の比較表としては、60 条まとめ資料上に掲載した。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>6. 可搬式気象観測装置の観測項目について</p> <p>重大事故等時において、放射性物質が放出された場合、放出放射能量評価や大気中における放射性物質拡散状態の推定を行うために、気象観測設備が使用できない場合は、可搬式気象観測装置で以下の項目について気象観測を行う。</p> <p>(1) 観測項目 風向、風速、日射量、放射収支量、雨量、温度及び湿度 なお、風向、風速、日射量及び放射収支量については、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（原子力安全委員会決定 昭和57年1月）」に基づく測定項目である。</p> <p>(2) 各測定项目的必要性 放出放射能量、大気安定度及び放射性物質の降雨による地表への沈着の推定には、それぞれ以下の観測項目が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 放出放射能量 風向、風速、大気安定度 b. 大気安定度 風速、日射量、放射収支量 c. 放射性物質の降雨による地表への沈着の推定 雨量 			<p>【大飯】記載箇所の相違 ・泊は女川同様、SA設備についての補足説明事項は60条まとめ資料に整理している。 ・大飯3/4号炉のまとめ資料としては、これらの事項は60条まとめ資料には掲載していないが、泊3号炉の比較表としては、60条まとめ資料上に掲載した。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																	
<p>7. 発電所敷地外の緊急時モニタリング体制</p> <p>(1) 発電所敷地外のモニタリング</p> <p>原子力災害対策指針（原子力規制委員会 平成25年6月5日全部改正）に従い、国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターにおいて、国、地方公共団体と連携を図りながら、敷地外のモニタリングを実施する。</p> <p>図、緊急時モニタリングセンターの組織図の例</p> <pre> graph TD A[緊急時モニタリングセンター幹部] --> B[センラー・島はね原子力規制庁 (専門会議は立地委員会代行) 関係会員代表者等(「者が確動」 オフィスセンターに配置)] B --> C[企画・評価G r] B --> D[情報収集・管理G r] B --> E[測定・分析G r] C --- C1[構成員：国、A県、B県、C県、 D県、E都、F市、G町、H村、 J特別、K研究用(各機関名) オフィスセンターに配置] D --- D1[構成員：国、A県、B県、C県、 D県、E都、F市、G町、H村、 J特別、K研究用(各機関名) オフィスセンターに配置] E --- E1[構成員：国、A県、B県、C県、 D県、E都、F市、G町、H村、 J特別、K研究用(各機関名) 各道府県の担当・分析会合に配置] </pre> <p>表、緊急時モニタリングセンター組織と人員構成の例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>機能</th> <th>委員の適性</th> <th>人員構成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時モニタリングセンター幹部</td> <td>・緊急時モニタリングの統括</td> <td>・緊急時モニタリング全般を統括できる者</td> <td>国が担当。国が現地で緊急時モニタリング組織に入まるまでの道府県で代行</td> </tr> <tr> <td>企画・評価グループ</td> <td>・緊急時モニタリング項目の決定 ・関係機関との調整 ・緊急時モニタリング結果の解析 ・緊急時モニタリング結果に基づく住民の被ばく推定</td> <td>・緊急時モニタリングに関する知識を有する者 ・緊急時モニタリングの実施に係る判断、調整を行える者</td> <td>国、道府県、市町村、発災事業者、指定公共機関等で適切な人数で構成。評価を適切に行うために、適宜、有識者も組織する。</td> </tr> <tr> <td>情報収集・管理グループ</td> <td>・緊急時モニタリング結果の収集、整理 ・緊急時モニタリング結果の報告、発信 ・関係機関との情報授受</td> <td>・緊急時モニタリング結果の整理を行える者</td> <td>各組織から上げる情報を国（ERG 放射線班）で集約するために、国担当者を中心にして、道府県、市町村、発災事業者、その他の事業者、指定公共機関等で構成。</td> </tr> <tr> <td>測定・分析グループ</td> <td>・連続監視装置の監視 ・空間線量率の現地測定 ・環境試料の採取、分析</td> <td>・緊急時モニタリングにおける測定、分析を行える者</td> <td>道府県のモニタリング実施機関を中心に国、道府県、市町村、発災事業者、その他の事業者、指定公共機関等で構成。</td> </tr> </tbody> </table>		機能	委員の適性	人員構成	緊急時モニタリングセンター幹部	・緊急時モニタリングの統括	・緊急時モニタリング全般を統括できる者	国が担当。国が現地で緊急時モニタリング組織に入まるまでの道府県で代行	企画・評価グループ	・緊急時モニタリング項目の決定 ・関係機関との調整 ・緊急時モニタリング結果の解析 ・緊急時モニタリング結果に基づく住民の被ばく推定	・緊急時モニタリングに関する知識を有する者 ・緊急時モニタリングの実施に係る判断、調整を行える者	国、道府県、市町村、発災事業者、指定公共機関等で適切な人数で構成。評価を適切に行うために、適宜、有識者も組織する。	情報収集・管理グループ	・緊急時モニタリング結果の収集、整理 ・緊急時モニタリング結果の報告、発信 ・関係機関との情報授受	・緊急時モニタリング結果の整理を行える者	各組織から上げる情報を国（ERG 放射線班）で集約するために、国担当者を中心にして、道府県、市町村、発災事業者、その他の事業者、指定公共機関等で構成。	測定・分析グループ	・連続監視装置の監視 ・空間線量率の現地測定 ・環境試料の採取、分析	・緊急時モニタリングにおける測定、分析を行える者	道府県のモニタリング実施機関を中心に国、道府県、市町村、発災事業者、その他の事業者、指定公共機関等で構成。
	機能	委員の適性	人員構成																	
緊急時モニタリングセンター幹部	・緊急時モニタリングの統括	・緊急時モニタリング全般を統括できる者	国が担当。国が現地で緊急時モニタリング組織に入まるまでの道府県で代行																	
企画・評価グループ	・緊急時モニタリング項目の決定 ・関係機関との調整 ・緊急時モニタリング結果の解析 ・緊急時モニタリング結果に基づく住民の被ばく推定	・緊急時モニタリングに関する知識を有する者 ・緊急時モニタリングの実施に係る判断、調整を行える者	国、道府県、市町村、発災事業者、指定公共機関等で適切な人数で構成。評価を適切に行うために、適宜、有識者も組織する。																	
情報収集・管理グループ	・緊急時モニタリング結果の収集、整理 ・緊急時モニタリング結果の報告、発信 ・関係機関との情報授受	・緊急時モニタリング結果の整理を行える者	各組織から上げる情報を国（ERG 放射線班）で集約するために、国担当者を中心にして、道府県、市町村、発災事業者、その他の事業者、指定公共機関等で構成。																	
測定・分析グループ	・連続監視装置の監視 ・空間線量率の現地測定 ・環境試料の採取、分析	・緊急時モニタリングにおける測定、分析を行える者	道府県のモニタリング実施機関を中心に国、道府県、市町村、発災事業者、その他の事業者、指定公共機関等で構成。																	

出典：原子力規制委員会 緊急時モニタリングの在り方に關する検討チーム第5回会合

(H25.3.11) 配布資料2（会合での意見反映版）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) オフサイトセンターへの情報連絡</p> <p>原子力事業者防災業務計画において、緊急時モニタリングセンターが設置されるオフサイトセンターに、以下の状況を把握し、所定の様式で情報連絡を行うこととしている。</p> <p>【オフサイトセンターへ情報連絡する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 事故の発生時刻及び場所 b. 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置 c. 被ばくおよび障害等人身灾害にかかる状況 d. 発電所敷地周辺における放射線および放射能の測定結果 e. 放出放射性物質の量、種類、放出場所および放出状況の推移等の状況 f. 気象状況 g. 収束の見通し h. 放射能影響範囲の推定結果 i. その他必要と認める事項 			<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川同様、SA設備についての補足説明事項は60条まとめ資料に整理している。 ・大飯3/4号炉のまとめ資料としては、これらの事項は60条まとめ資料には掲載していないが、泊3号炉の比較表としては、60条まとめ資料上に掲載した。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>8. 他の原子力事業者との協力体制（原子力事業者間協力協定）</p> <p>原子力災害が発生した場合、他の原子力事業者との協力体制を構築するため、原子力事業者間協力協定を締結している。</p> <p>(1) 原子力事業者間協力協定締結の背景 平成11年9月のJCO事故の際に、各原子力事業者が周辺環境のモニタリングや住民の方々のサーベイなどの応援活動を実施した。 この経験を踏まえ、平成12年6月に施行された原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）の内容とも整合性をとりながら、原子力事業者間協力協定を締結した。</p> <p>(2) 原子力事業者間協力協定（内容） (目的) 原災法第14条※の精神に基づき、国内原子力事業所において原子力災害が発生した場合、協力事業者が発災事業者に対し、協力要員の派遣、資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を円滑に実施し、原子力災害の拡大防止及び復旧対策に努め、原子力事業者として責務を全うすることを目的としている。</p> <p>※原災法第14条（他の原子力事業所への協力） 原子力事業者は、他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策が必要である場合には、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。</p> <p>(事業者) 電力9社（北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州）、日本原子力発電、電源開発、日本原燃</p> <p>(協力の内容) 発災事業者からの協力要請に基づき、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、環境放射線モニタリング、周辺区域の汚染検査及び汚染除去に関する事項について支援本部への協力要員の派遣、資機材の貸与その他の措置を講ずる。</p>			<p>【大飯】記載箇所の相違 ・泊は女川同様、SA設備についての補足説明事項は60条まとめ資料に整理している。 ・大飯は60条まとめ資料にはこれらの事項を掲載していないが、比較のため60条まとめ資料上に掲載し比較を実施している。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>9. モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策手段 重大事故等により、モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポスト周辺の汚染に伴い測定ができなくなることを避けるために、以下のとおり、バックグラウンド低減対策手段を整備する。</p> <p>(1) 汚染予防対策 重大事故等により、放射性物質の放出の恐れがあることを確認した場合、モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストの検出器が汚染することを防止するために、養生を行う。また、時間に余裕がある場合は局舎あるいは設備自体の養生を行う。 ① モニタリング設備の上から養生シートを被せる。 ② 養生シートをロープ等で固定する。</p>  <p>(2) 汚染除去対策 重大事故等により、放射性物質の放出後、モニタリングステーション、モニタリングポスト、可搬式モニタリングポスト及びその周辺が汚染された場合、汚染の除去を行う。 ① サーベイメータ等により汚染レベルを確認する。 ② モニタリングステーション、モニタリングポスト又は可搬式モニタリングポストの検出器、局舎壁等は拭き取り等を行う。 ③ 周辺のアスファルト、コンクリート面の除染を行う。 ④ 周辺土壤の入替、周辺樹木の伐採等を行う。 ⑤ サーベイメータ等により汚染除去後の汚染レベルが低減したことを確認する。</p> 			<p>【大飯】記載箇所の相違 ・泊は女川同様、SA設備についての補足説明事項は60条まとめ資料に整理している。 ・大飯3/4号炉のまとめ資料としては、これらの事項は60条まとめ資料には掲載していないが、泊3号炉の比較表としては、60条まとめ資料上に掲載した。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

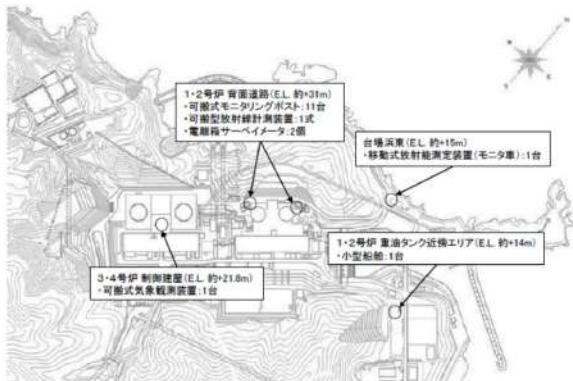
第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(3) バックグラウンド低減の目安について 放射性物質により汚染した場合のバックグラウンド低減の目安については以下のとおり。 ・モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストの通常時の空間放射線量率レベル（通常値） ・ただし、汚染の状況によっては、通常値まで低減することが困難な場合があるため、可能な限り除染を行いバックグラウンドの低減を図る。			<p>【大飯】記載箇所の相違 ・泊は女川同様、SA設備についての補足説明事項は60条まとめ資料に整理している。</p> <p>・大飯3/4号炉のまとめ資料としては、これらの事項は60条まとめ資料には掲載していないが、泊3号炉の比較表としては、60条まとめ資料上に掲載した。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

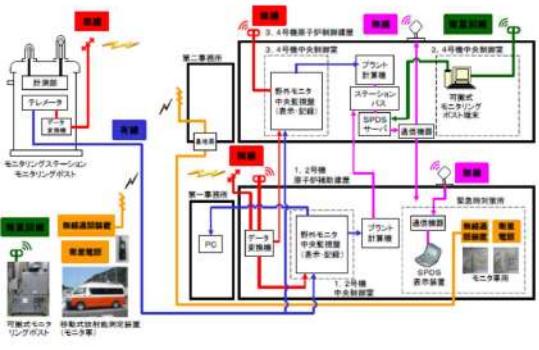
第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10. 移動式放射能測定装置（モニタ車）、可搬式モニタリングポスト等の保管場所 移動式放射能測定装置（モニタ車）、可搬式モニタリングポスト等の保管場所を以下に示す。 可搬式モニタリングポスト等は、1, 2号炉背面道路（E.L. 約+31m）のコンテナ内等に保管する。また、固縛し、転倒を防止することにより保管時の健全性を維持する。</p>  <p>* 保管場所については手帳書の検討等により変更する可能性がある。</p> <p>1・2号炉 背面道路 (E.L. 約+31m) • 可搬式モニタリングポスト: 11台 • 可搬式放射能測定装置: 1台 • 電磁探査データーメーター: 2個</p> <p>各場所 (E.L. 約+15m) • 移動式放射能測定装置（モニタ車）: 1台</p> <p>1・2号炉 重油タンク近傍エリア (E.L. 約+14m) • 小型船舶: 1台</p> <p>3・4号炉 削削建屋 (E.L. 約+21.8m) • 可搬式気象観測装置: 1台</p>			<p>【大飯】記載箇所の相違 • 泊は女川同様、SA 設備についての補足説明事項は 60 条まとめ資料に整理している。 • 大飯 3/4 号炉のまとめ資料としては、これらの事項は 60 条まとめ資料には掲載していないが、泊 3 号炉の比較表としては、60 条まとめ資料上に掲載した。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

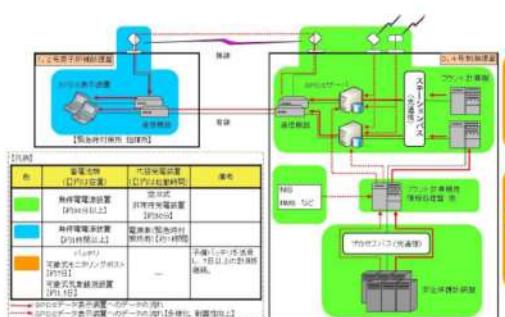
第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>11. モニタリングステーション及びモニタリングポスト、可搬式モニタリングポスト、移動式放射能測定装置（モニタ車）のデータ伝送についてモニタリングステーション、モニタリングポストで測定したデータの伝送については、有線及び無線により、伝送を行う構成としており多様性を有している。また、伝送したデータは、1, 2号炉および3, 4号炉中央制御室等で監視、記録を行うことができる。</p>  <p>モニタリング設備のデータ伝送概略図</p> <p>この図は、モニタリング設備によるデータ伝送構造を示す。左側には「モニタリングステーション」「モニタリングポスト」「可搬式モニタリングポスト（モニタ車）」が示され、各々が「データ伝送機」を通じて「第一基調査室」と「第二基調査室」に接続されている。これらの調査室では「データ収集機」や「データ処理機」が設置され、「データ伝送機」を通じて「モニタリング中央制御室（モニタ・記録）」へデータを送信する。また、「モニタリング中央制御室」は「モニタリングステーション」「モニタリングポスト」「可搬式モニタリングポスト（モニタ車）」からのデータを受信し、さらに「モニタリング中央制御室（モニタ・記録）」と直接接続された「モニタリングシステム」へデータを送信する。最終的に、「モニタリング中央制御室（モニタ・記録）」ではデータが記録され、モニタリング結果が表示される。</p>			<p>【大飯】記載箇所の相違 ・泊は女川同様、SA設備についての補足説明事項は60条まとめ資料に整理している。 ・大飯3/4号炉のまとめ資料としては、これらの事項は60条まとめ資料には掲載していないが、泊3号炉の比較表としては、60条まとめ資料上に掲載した。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>緊急時対策所（指揮所）へのSPDSデータ伝送に係る設備については、SBO時には空冷式非常用発電装置から給電する。</p> <p>また、SBO発生から空冷式非常用発電装置の起動までの時間（約30分）は、無停電電源装置より給電可能である。なお、緊急時対策所（指揮所）のSPDS表示装置、通信機器については、電源車（緊急時対策所用）から給電する。</p> <p>また、SBO発生から電源車（緊急時対策所用）の起動までの時間（約1時間）は、無停電電源装置より給電可能とする。</p>  <p>SPDS時におけるSPDSデータ伝送について</p>			<p>【大飯】記載箇所の相違 ・泊は女川同様、SA設備についての補足説明事項は60条まとめ資料に整理している。</p> <p>・大飯3/4号炉のまとめ資料としては、これらの事項は60条まとめ資料には掲載していないが、泊3号炉の比較表としては、60条まとめ資料上に掲載した。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

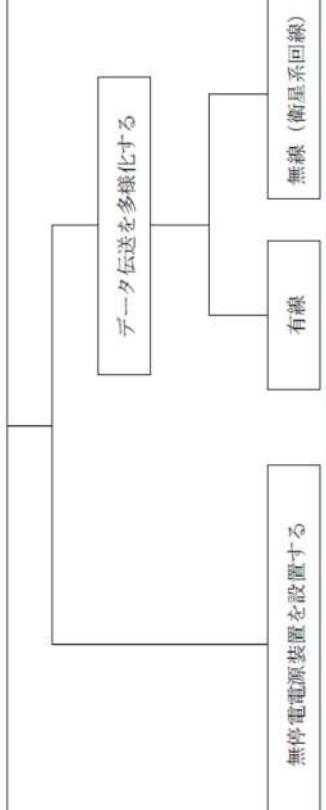
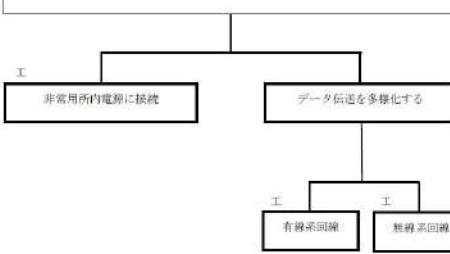
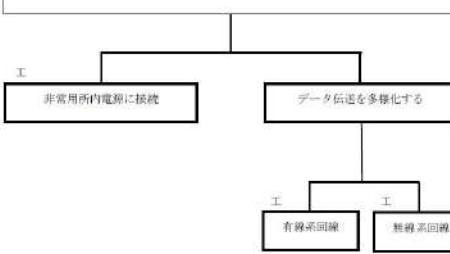
第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別添資料</p> <p>大飯発電所3号炉及び4号炉</p> <p>技術的能力説明資料 監視設備</p>	<p>別添</p> <p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>運用、手順説明資料 監視設備</p>	<p>別添</p> <p>泊発電所3号炉</p> <p>運用、手順説明資料 監視設備</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載表現の相違 女川実績の反映</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載表現の相違 資料名の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【要求事項】 発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉が施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を原子炉制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>【解釈】 5 第31条において、モニタリングポストについては、非常用所内電源に接続しない場合、無停電電源等により電源復旧までの期間を担保できる設計であること。また、モニタリングポストの伝送系は多様性を有する設計であること。</p>  <p>【後段規制との対応】 工：工認（基本設計方針、添付書類） 保：保安規定（運用、手順に係る事項、下位文書含む。） 核：核物質防護規定（下位文書含む。）</p> <p>【添付六、八への反映事項】 □：添付六、八に反映 □：当該条文に該当しない (他条文での反映事項ほか)</p>	<p>第31条 監視設備</p> <p>【条文要求】 発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を原子炉制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>【解釈】 5 第31条において、モニタリングポストについては、非常用所内電源に接続しない場合、無停電電源等により電源復旧までの期間を担保できる設計であること。また、モニタリングポストの伝送系は多様性を有する設計であること。</p>  <p>【後段規制との対応】 工：工認（基本設計方針、添付書類） 保：保安規定（運用、手順に係る事項、下位文書含む。） 核：核物質防護規定（下位文書含む。）</p> <p>【添付六、八への反映事項】 □：添付六、八に反映 □：当該条文に該当しない</p>	<p>第31条 監視設備</p> <p>【条文要求】 発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を原子炉制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>【解釈】 5 第31条において、モニタリングポストについては、非常用所内電源に接続しない場合、無停電電源等により電源復旧までの期間を担保できる設計であること。また、モニタリングポストの伝送系は多様性を有する設計であること。</p>  <p>【後段規制との対応】 工：工認（基本設計方針、添付書類） 保：保安規定（運用、手順に係る事項、下位文書含む。） 核：核物質防護規定（下位文書含む。）</p> <p>【添付六、八への反映事項】 □：添付六、八に反映 □：当該条文に該当しない</p>	<p>【大飯】 ■記載表現の相違 女川実績の反映</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第31条 監視設備

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由				
技術的能力に係る運用対策等 (設計基準)				運用対策等 (設計基準)				運用対策等 (設計基準)								
設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等	設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等	設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等					
第31条 監視設備	無停電電源装置を設置	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— (放射線管理課にて点検・補修を実施) モニタリングステーション及びモニタリングボストの電源機能、警報機能を維持するため、適切に保守・点検を実施することもに必要に応じ補修を行う。 モニタリングステーション及びモニタリングボストの電源に係る保守・点検に関する教育を定期的に実施する。	第31条 監視設備	有線	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— (放射線管理課にて点検・補修を実施) モニタリングステーション及びモニタリングボストの警報機能、データ伝送系の多様性を維持するため、適切に保守・点検を実施するとともに必要に応じ補修を行う。 モニタリングステーション及びモニタリングボストのデータ伝送系に係る保守・点検に関する教育を定期的に実施する。	第31条 監視設備	無線(衛星系回線)	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— (放射線管理課にて点検・補修を実施) モニタリングステーション及びモニタリングボストの警報機能、データ伝送系の多様性を維持するため、適切に保守・点検を実施するとともに必要に応じ補修を行う。 モニタリングステーション及びモニタリングボストのデータ伝送系に係る保守・点検に関する教育を定期的に実施する。	第31条 監視設備	無線	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— (電気保修課にて点検・保修を実施) モニタリングボスト及びモニタリングステーションの警報機能を維持するため、適切に保守・点検を実施するとともに必要に応じ補修を行う。 モニタリングボスト及びモニタリングステーションの警報機能、データ伝送系の多様性を維持するため、適切に保守・点検を実施するとともに必要に応じ補修を行う。 モニタリングボスト及びモニタリングステーションのデータ伝送に係る保守・点検に関する教育を定期的に実施する。	【女川】記載方針の相違 女川及び泊の他条文との整合(記載統一)
第31条 監視設備	無停電電源装置を設置	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— (放射線管理課にて点検・補修を実施) モニタリングステーション及びモニタリングボストの電源機能、警報機能を維持するため、適切に保守・点検を実施することもに必要に応じ補修を行う。 モニタリングステーション及びモニタリングボストの電源に係る保守・点検に関する教育を定期的に実施する。	第31条 監視設備	有線	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— (放射線管理課にて点検・補修を実施) モニタリングステーション及びモニタリングボストの警報機能、データ伝送系の多様性を維持するため、適切に保守・点検を実施するとともに必要に応じ補修を行う。 モニタリングステーション及びモニタリングボストのデータ伝送系に係る保守・点検に関する教育を定期的に実施する。	第31条 監視設備	無線(衛星系回線)	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— (放射線管理課にて点検・補修を実施) モニタリングステーション及びモニタリングボストの警報機能、データ伝送系の多様性を維持するため、適切に保守・点検を実施するとともに必要に応じ補修を行う。 モニタリングステーション及びモニタリングボストのデータ伝送系に係る保守・点検に関する教育を定期的に実施する。	第31条 監視設備	無線	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— (電気保修課にて点検・保修を実施) モニタリングボスト及びモニタリングステーションの警報機能を維持するため、適切に保守・点検を実施するとともに必要に応じ補修を行う。 モニタリングボスト及びモニタリングステーションの警報機能、データ伝送系の多様性を維持するため、適切に保守・点検を実施するとともに必要に応じ補修を行う。 モニタリングボスト及びモニタリングステーションのデータ伝送に係る保守・点検に関する教育を定期的に実施する。	【女川】記載方針の相違 大飯と同様に運用対策を具体的に記載